

日本郵便株式会社法第13条に
基づく書類

事業年度 (自 2019年4月1日
(第13期) 至 2020年3月31日)

日本郵便株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	4
第1 【企業の概況】	4
1 【主要な経営指標等の推移】	4
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	8
4 【関係会社の状況】	15
5 【従業員の状況】	16
第2 【事業の状況】	17
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	17
2 【事業等のリスク】	21
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
4 【経営上の重要な契約等】	43
5 【研究開発活動】	49
第3 【設備の状況】	50
1 【設備投資等の概要】	50
2 【主要な設備の状況】	51
3 【設備の新設、除却等の計画】	53
第4 【提出会社の状況】	54
1 【株式等の状況】	54
(1) 【株式の総数等】	54
① 【株式の総数】	54
② 【発行済株式】	54
(2) 【新株予約権等の状況】	54
① 【ストックオプション制度の内容】	54
② 【ライツプランの内容】	54
③ 【その他の新株予約権等の状況】	54
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	54
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	54
(5) 【所有者別状況】	55
(6) 【大株主の状況】	55
(7) 【議決権の状況】	55
① 【発行済株式】	55
② 【自己株式等】	55
2 【自己株式の取得等の状況】	56
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	56
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	56
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	56
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	56
3 【配当政策】	56

4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	57
(1)	【コーポレート・ガバナンスの概要】	57
(2)	【役員の状況】	63
(3)	【監査の状況】	66
(4)	【役員の報酬等】	68
(5)	【株式の保有状況】	68
第5	【経理の状況】	69
1	【連結財務諸表等】	70
(1)	【連結財務諸表】	70
①	【連結貸借対照表】	70
②	【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	72
	【連結損益計算書】	72
	【連結包括利益計算書】	73
③	【連結株主資本等変動計算書】	74
④	【連結キャッシュ・フロー計算書】	76
	【注記事項】	78
⑤	【連結附属明細表】	118
(2)	【その他】	118
2	【財務諸表等】	119
(1)	【財務諸表】	119
①	【貸借対照表】	119
②	【損益計算書】	121
③	【株主資本等変動計算書】	123
	【注記事項】	127
④	【附属明細表】	136
(2)	【主な資産及び負債の内容】	137
(3)	【その他】	137
第6	【提出会社の株式事務の概要】	138
第7	【提出会社の参考情報】	139
1	【提出会社の親会社等の情報】	139
2	【その他の参考情報】	139
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	140

【表紙】

【提出書類】 日本郵便株式会社法第13条に基づく書類

【根拠条文】 日本郵便株式会社法第13条

【提出先】 総務大臣

【提出日】 2020年6月25日

【事業年度】 第13期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

【会社名】 日本郵便株式会社

【英訳名】 JAPAN POST Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 衣川 和秀

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0111（日本郵政グループ代表番号）

【事務連絡者氏名】 執行役員 上尾崎 幸治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0621

【事務連絡者氏名】 執行役員 上尾崎 幸治

【縦覧に供する場所】 日本郵便株式会社本社
（東京都千代田区大手町二丁目3番1号）
札幌中央郵便局
（北海道札幌市東区北六条東1-2-1）
青森中央郵便局
（青森県青森市堤町1-7-24）
盛岡中央郵便局
（岩手県盛岡市中央通1-13-45）
仙台中央郵便局
（宮城県仙台市青葉区北目町1-7）
秋田中央郵便局
（秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-1）
山形中央郵便局
（山形県山形市十日町1-7-24）
福島中央郵便局
（福島県福島市森合町10-30）

水戸中央郵便局
(茨城県水戸市三の丸1-4-29)

宇都宮中央郵便局
(栃木県宇都宮市中央本町4-17)

前橋中央郵便局
(群馬県前橋市城東町1-6-5)

さいたま中央郵便局
(埼玉県さいたま市南区別所7-1-12)

千葉中央郵便局
(千葉県千葉市中央区中央港1-14-1)

東京中央郵便局
(東京都千代田区丸の内2-7-2)

横浜中央郵便局
(神奈川県横浜市西区高島2-14-2)

新潟中央郵便局
(新潟県新潟市中央区東大通2-6-26)

富山中央郵便局
(富山県富山市桜橋通り6-6)

金沢中央郵便局
(石川県金沢市三社町1-1)

福井中央郵便局
(福井県福井市大手3-1-28)

甲府中央郵便局
(山梨県甲府市太田町6-10)

長野中央郵便局
(長野県長野市南県町1085-4)

岐阜中央郵便局
(岐阜県岐阜市清住町1-3-2)

静岡中央郵便局
(静岡県静岡市葵区黒金町1-9)

名古屋中央郵便局
(愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1)

津中央郵便局
(三重県津市中央1-1)

大津中央郵便局
(滋賀県大津市打出浜1-4)

京都中央郵便局
(京都府京都市下京区東塩小路町843-12)

大阪中央郵便局
(大阪府大阪市北区梅田1-3-1)

神戸中央郵便局

(兵庫県神戸市中央区栄町通6-2-1)

奈良中央郵便局

(奈良県奈良市大宮町5-3-3)

和歌山中央郵便局

(和歌山県和歌山市一番丁4)

鳥取中央郵便局

(鳥取県鳥取市東品治町101)

松江中央郵便局

(島根県松江市東朝日町138)

岡山中央郵便局

(岡山県岡山市北区中山下2-1-1)

広島中央郵便局

(広島県広島市中区国泰寺町1-4-1)

山口中央郵便局

(山口県山口市中央1-1-1)

徳島中央郵便局

(徳島県徳島市八百屋町1-2)

高松中央郵便局

(香川県高松市内町1-15)

松山中央郵便局

(愛媛県松山市三番町3-5-2)

高知中央郵便局

(高知県高知市北本町1-10-18)

福岡中央郵便局

(福岡県福岡市中央区天神4-3-1)

佐賀中央郵便局

(佐賀県佐賀市松原2-1-35)

長崎中央郵便局

(長崎県長崎市恵美須町1-1)

熊本中央郵便局

(熊本県熊本市中央区新町2-1-1)

大分中央郵便局

(大分県大分市府内町3-4-18)

宮崎中央郵便局

(宮崎県宮崎市高千穂通1-1-34)

鹿児島中央郵便局

(鹿児島県鹿児島市中央町1-2)

那覇中央郵便局

(沖縄県那覇市壺川3-3-8)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	3,638,847	3,758,970	3,881,943	3,960,669	3,839,318
経常利益 (百万円)	42,336	52,221	85,459	179,865	168,111
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	47,247	△385,235	58,476	126,614	87,155
包括利益 (百万円)	△43,839	△440,668	38,128	103,796	68,300
純資産額 (百万円)	1,244,984	794,244	831,253	915,130	855,378
総資産額 (百万円)	5,651,387	5,091,375	5,098,926	5,182,809	5,179,414
1株当たり純資産額 (円)	124,097.80	79,086.81	82,784.72	90,204.47	84,554.72
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	4,724.73	△38,523.56	5,847.69	12,661.43	8,715.53
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.0	15.5	16.2	17.4	16.3
自己資本利益率 (%)	3.7	△37.9	7.2	14.6	10.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	62,681	64,895	160,180	203,525	213,845
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△794,637	3,331	△174,455	△144,421	△74,941
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△11,368	△4,747	37,115	16,761	△80,602
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,675,924	1,739,543	1,761,348	1,837,678	1,893,985
従業員数 (人) [外、平均臨時従業員数]	226,616 [159,437]	224,086 [153,667]	221,442 [152,178]	221,776 [149,326]	221,596 [143,279]

- (注) 1. 日本郵便株式会社 (以下、「当社」といいます。) 及び連結子会社の消費税及び地方消費税 (以下、「消費税等」といいます。) の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第10期の親会社株主に帰属する当期純損失は、のれん及び商標権並びに有形固定資産の一部の減損損失の計上等によるものであります。
3. 第9期、第11期から第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第12期の連結会計年度の期首より適用し、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	2,947,459	2,967,578	3,034,391	3,119,646	3,094,375
経常利益 (百万円)	49,641	71,937	79,031	177,105	188,424
当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	47,174	△478,557	59,218	133,581	73,312
資本金 (百万円)	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
発行済株式総数 (千株)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産額 (百万円)	1,032,927	542,553	601,701	706,102	678,100
総資産額 (百万円)	5,293,145	4,651,536	4,636,468	4,695,990	4,541,168
1株当たり純資産額 (円)	103,292.78	54,255.31	60,170.16	70,610.20	67,810.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	1,181.19 (-)	- (-)	2,923.85 (-)	10,129.15 (-)	4,357.77 (-)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	4,717.41	△47,855.77	5,921.83	13,358.15	7,331.22
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	19.5	11.7	13.0	15.0	14.9
自己資本利益率 (%)	4.7	△60.8	10.4	20.4	10.6
配当性向 (%)	25.0	-	49.4	75.8	59.4
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	195,143 [143,748]	195,242 [139,371]	193,910 [138,898]	192,889 [136,860]	193,257 [132,318]

- (注) 1. 当社の消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第10期の当期純損失は、関係会社株式評価損の計上等によるものであります。
3. 第9期、第11期から第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第10期の1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、当期純損失であり、また、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【沿革】

(1) 設立経緯

1871年、前島密により、郵便制度が創設されました。1875年に郵便為替事業、郵便貯金事業が創業され、1906年には郵便振替事業が創業されました。1885年に通信省が設立され、郵便事業、郵便為替事業及び郵便貯金事業が同省に移管され、1916年に簡易生命保険事業、1926年に郵便年金事業が創業されました。1949年には、郵政事業は通信省から郵政省に引き継がれました。

郵政事業はこのように国の直営事業として実施されてきましたが、1996年11月に発足した行政改革会議において、国の行政の役割を「官から民へ」、「国から地方へ」という基本的な視点から見直すこととされ、このような行政機能の減量、効率化の一環として、国の直営を改め「三事業一体として新たな公社」により実施することとされました。これを受け、2001年1月、郵政省は自治省及び総務庁との統合により発足した総務省及び郵政事業の実施に関する機能を担う同省の外局として置かれた郵政事業庁に再編された後に、2002年7月31日に郵政公社化関連4法が公布され、2003年4月1日に日本郵政公社（以下、「公社」といいます。）が発足することとなりました。

2001年4月に小泉内閣が発足すると、財政改革、税制改革、規制改革、特殊法人改革、司法制度改革、地方分権推進等とともに、郵政事業の民営化が、「改革なくして成長なし」との基本理念の下で進められた「聖域なき構造改革」における重要課題の一つとして位置づけられました。2004年9月、公社の4機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険）をそれぞれ株式会社として独立させること、これらの株式会社を子会社とする純粋持株会社を設立すること等を主な内容とする「郵政民営化の基本方針」が閣議決定され、立案された郵政民営化関連6法案（郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案）が、閣議決定、第162回通常国会への提出、両院郵政民営化に関する特別委員会における審議、衆議院における一部修正、参議院本会議における否決、衆議院解散・総選挙、再提出等を経て、2005年10月、第163回特別国会において可決・成立しました。

日本郵政株式会社は、2006年1月、郵政民営化法及び日本郵政株式会社法に基づき、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの経営管理及び業務の支援を行うことを目的とする株式会社として設立されました。2006年9月には、日本郵政株式会社の全額出資により、株式会社ゆうちょ（現 株式会社ゆうちょ銀行）及び株式会社かんぽ（現 株式会社かんぽ生命保険）が設立されました。

2007年10月、郵政民営化（郵政民営化関連6法の施行）に伴い公社が解散すると、その業務その他の機能並びに権利及び義務は、5つの承継会社（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）並びに郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理等を行う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（現 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構。以下、「郵政管理・支援機構」といいます。）に引き継がれました。これにより、日本郵政株式会社（以下、「日本郵政」といいます。）を持株会社とし、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行（以下、「ゆうちょ銀行」といいます。）及び株式会社かんぽ生命保険（以下、「かんぽ生命保険」といいます。）を中心とした日本郵政グループが発足いたしました。

(2) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の公布

郵政民営化（2007年10月1日）後、約4年半が経過した2012年4月27日、第180回通常国会で郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案が可決・成立し、2012年5月8日に公布されました。

これにより、郵便事業株式会社と郵便局株式会社は、郵便局株式会社を存続会社として合併し、社名を日本郵便株式会社に変更したことにより、日本郵政グループは5社体制から4社体制へと再編されました。

また、ユニバーサルサービス（郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるようにすること。）の範囲が拡充され、これまでの郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できる仕組みが確保されるようになりました。

日本郵政が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険（以下、「金融2社」といいます。）の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされております。

なお、政府が保有する日本郵政の株式については、政府は、2011年11月30日、第179回臨時国会において可決・成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、復興債の償還費用の財源を確保するため、日本郵政の経営状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとされております。

(3) 日本郵政及び金融 2 社の株式上場

上記の法律上の要請に加え、金融 2 社株式についても、金融 2 社の経営の自由度確保のため早期の処分が必要であること、また、金融 2 社の株式価値を日本郵政の株式価格に透明性を持って反映させることといった観点を総合的に勘案し、日本郵政及び金融 2 社の上場はいずれも遅らせることなく、同時に行うことが最も望ましいと日本郵政において判断し、政府による日本郵政の株式の売出し・上場に合わせ、金融 2 社株式につきましても、同時に売出し・上場を行うこととし、2015年11月 4 日、日本郵政及び金融 2 社は東京証券取引所市場第一部に同時上場いたしました。

(4) 沿革

年月	沿革
2007年10月	郵政民営化に伴い、日本郵政株式会社が郵便局株式会社と郵便事業株式会社を含む 4 事業会社の株式の総数を保有する持株会社に移行 公社の全額出資により郵便局株式会社、郵便事業株式会社を設立
2007年11月	郵便事業株式会社が日本郵便輸送準備株式会社（現 日本郵便輸送株式会社）を設立
2008年 6 月	宅配事業統合のため、郵便事業株式会社が J P エクスプレス株式会社を設立
2009年 1 月	日本郵便輸送準備株式会社を日本郵便輸送株式会社に商号変更
2009年 4 月	J P エクスプレス株式会社が宅配事業を開始
2010年 8 月	J P エクスプレス株式会社の宅配事業を郵便事業株式会社へ統合（2011年 2 月 J P エクスプレス株式会社清算を終結）
2012年10月	郵便局株式会社が商号を日本郵便株式会社に變更し、郵便事業株式会社と合併
2015年 5 月	Toll Holdings Limitedを株式取得により子会社化

3 【事業の内容】

(1) 当社グループの事業の内容

当社、連結子会社244社及び持分法適用関連会社16社（2020年3月31日現在）（以下、「当社グループ」といいます。）は、郵便・物流事業、金融窓口事業及び国際物流事業を営んでおります。

セグメントは次に記載のとおりであり、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表」の（セグメント情報等）の注記に掲げるセグメントの区分と同一であります。

セグメントの名称	事業の内容	連結子会社・持分法適用関連会社
郵便・物流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業 ・印紙の売りさばき ・お年玉付郵便葉書等の発行 ・物流事業 ・その他の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本郵便輸送株式会社 ○ 日本郵便メンテナンス株式会社 ○ J P ビズメール株式会社 ○ 株式会社 J P メディアダイレクト ○ 東京米油株式会社
金融窓口事業	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便・物流事業に係る窓口業務 ・銀行窓口業務等 ・保険窓口業務等 ・物販事業 ・不動産事業（不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業に限る。） ・提携金融サービス ・その他の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社郵便局物販サービス ○ J P ビルマネジメント株式会社 ○ J P コミュニケーションズ株式会社 ○ 日本郵便オフィスサポート株式会社 ○ J P 損保サービス株式会社 ○ 株式会社ゆうゆうギフト ○ J P 東京特選会株式会社 △ セゾン投信株式会社 △ 株式会社ジェイエイフーズおおいた △ リンベル株式会社 △ 株式会社システムトラスト研究所
国際物流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・エクスプレス事業 ・フォワーディング事業 ・ロジスティクス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Toll Holdings Limited 及び同社傘下の連結子会社229社 ○ J P トールロジスティクス株式会社 ○ トールエクスプレスジャパン株式会社 △ Toll Holdings Limited傘下の関連会社12社

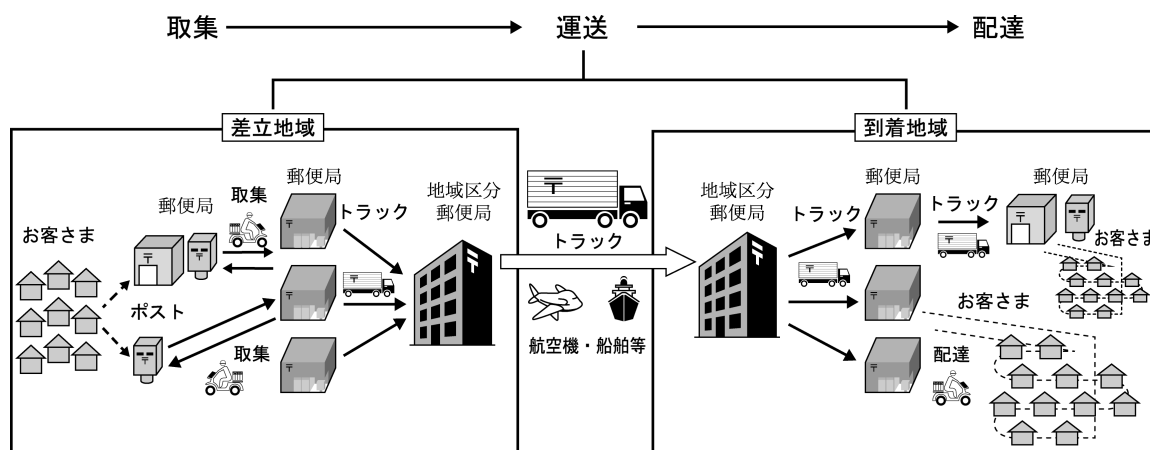
- (注) 1. 当社は、郵便・物流事業及び金融窓口事業を営んでおります。
 2. 金融窓口事業は、業務の一部を簡易郵便局、郵便切手類販売所等に委託又は再委託しております。
 3. ○は、連結子会社、△は、持分法適用関連会社であります。

① 郵便・物流事業

事業内容は、郵便事業、印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書等の発行、物流事業及びその他の事業であります。

(a) 郵便事業

郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務及び郵便物の作成・差出に関する業務等の附帯業務を行っております。



(b) 印紙の売りさばき

国の委託を受けて、収入印紙、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車重量税印紙及び特許印紙の売りさばき並びにこれらに附帯する業務を行っております。

(c) お年玉付郵便葉書等の発行

お年玉付郵便葉書等（お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第1条第1項に規定するお年玉付郵便葉書等をいいます。）及び寄附金付郵便葉書等（同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等をいいます。）の発行並びにこれらに附帯する業務を行っております。

(d) 物流事業

物流事業としては、国内物流事業及びロジスティクス事業を行っております。

国内物流事業については、国内貨物運送に関する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業に係る業務並びにこれらに附帯する業務であって、宅配便及びメール便の業務に相当する業務（ゆうパック、ゆうメール）を行っております。

また、これらの業務に関連して行うゆうパック包装用品等の販売、代金引換サービスにおける商品代金の回収並びにゆうパック等の作成及び差出しに関する業務その他の附帯業務を行っております。

ロジスティクス事業については、金融2社からの委託を受けて日本郵政グループ内の物流業務を一括して受託する業務や、他の荷主企業の物流業務について、当該荷主企業からの委託を受けて、物流業務の改善に係るコンサルティングを行うとともに、その企業に最適な物流業務フローを設計・構築し、当該荷主企業における輸送、保管、荷さばき等の物流業務を一括して受託する業務を行っております。

(e) その他の事業

(a)～(d)の業務の他、以下の業務を行っております。

- ・カタログ等に掲載されている商品若しくは権利の販売又は役務の提供に係る申込みの受付、商品代金の回収等の業務
- ・地方公共団体からの委託を受けて高齢者等への生活状況の確認、日用品の注文・図書の貸出の受付、廃棄物等の不法投棄の見回り、また、外務員を活用した生活用品等の注文内容を記載した郵便物の集荷及びゆうパック等による注文品の配達、小学生等からの励ましのメッセージを記載した郵便物の定期的な

配達、郵便物又はゆうパック等の配達時における励ましの声かけ等の業務（いわゆる「ひまわりサービス」）

- ・郵便等を利用した広告媒体を開発し、クライアントからの広告プロモーションを受注する広告業務を実施するとともに、広告プロモーションの改善等に係るコンサルティング等の業務

② 金融窓口事業

事業内容は、お客さまにサービスを提供するための営業拠点として全国に設置した直営の郵便局において実施している郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務等及び保険窓口業務等の他、物販事業、不動産事業、提携金融サービス及びその他の事業であります。

(a) 郵便・物流事業に係る窓口業務

郵便物の引受・交付、郵便切手類の販売、印紙の売りさばき、ゆうパック等の引受等を行っております。

(b) 銀行窓口業務等

ゆうちょ銀行の委託又は再委託を受け、日本郵便株式会社法第4条第1項第2号に掲げる銀行窓口業務、同項第3号に掲げる業務及び同法附則第2条第1項第1号に掲げる業務を行っております。

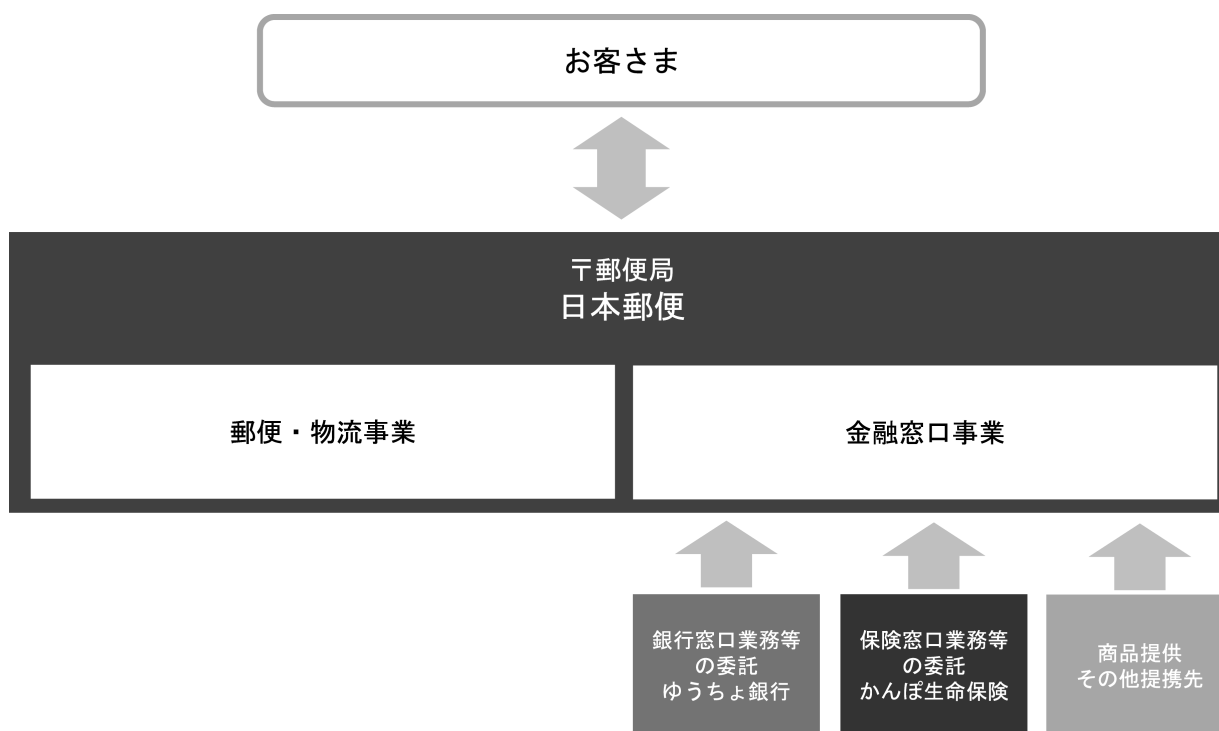
また、ゆうちょ銀行の委託を受け、上記銀行窓口業務以外の銀行代理業を行っております。

さらに、ゆうちょ銀行の委託を受け、金融商品仲介業として、国債及び投資信託の販売を行っております。

(c) 保険窓口業務等

かんぽ生命保険の委託又は再委託を受け、日本郵便株式会社法第4条第1項第4号に掲げる保険窓口業務、同項第5号に掲げる業務及び同法附則第2条第1項第2号に掲げる業務を行っております。

また、かんぽ生命保険の委託を受け、上記保険窓口業務以外の保険募集及び事務の代行を行っております。



(d) 物販事業

カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務等として、生産地特選品販売、年賀状印刷サービス、フレーム切手販売、文房具等の郵便等関連商品の陳列販売等を行うとともに、社員による販売に加え、インターネット及びDMによる販売を行っております。

(e) 不動産事業（不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業に限る。）

J Pタワー等のビル賃貸及び運営管理を、当社の関係会社とともに行うほか、住宅や保育施設等の賃貸事業等を行っております。

(f) 提携金融サービス

かんぽ生命保険以外の生命保険会社や損害保険会社等から委託を受け、変額年金保険、がん保険、引受条件緩和型医療保険、自動車保険、傷害保険等の販売を行っております。

(g) その他の事業

(a)～(f)の業務の他、以下の業務を行っております。

- ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項第1号に規定する郵便局取扱事務に係る業務（証明書交付事務）
- ・その他地方公共団体の委託を受けて行う事務に係る業務（ごみ処理券等の販売、バス利用券等の交付等）
- ・当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第1項に規定する当せん金付証票の発売等の事務に係る業務
- ・日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に関する業務
- ・広告業務（店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲出等）
- ・会員向け生活支援サービス業務（郵便局のみまもりサービス） 等

③ 国際物流事業

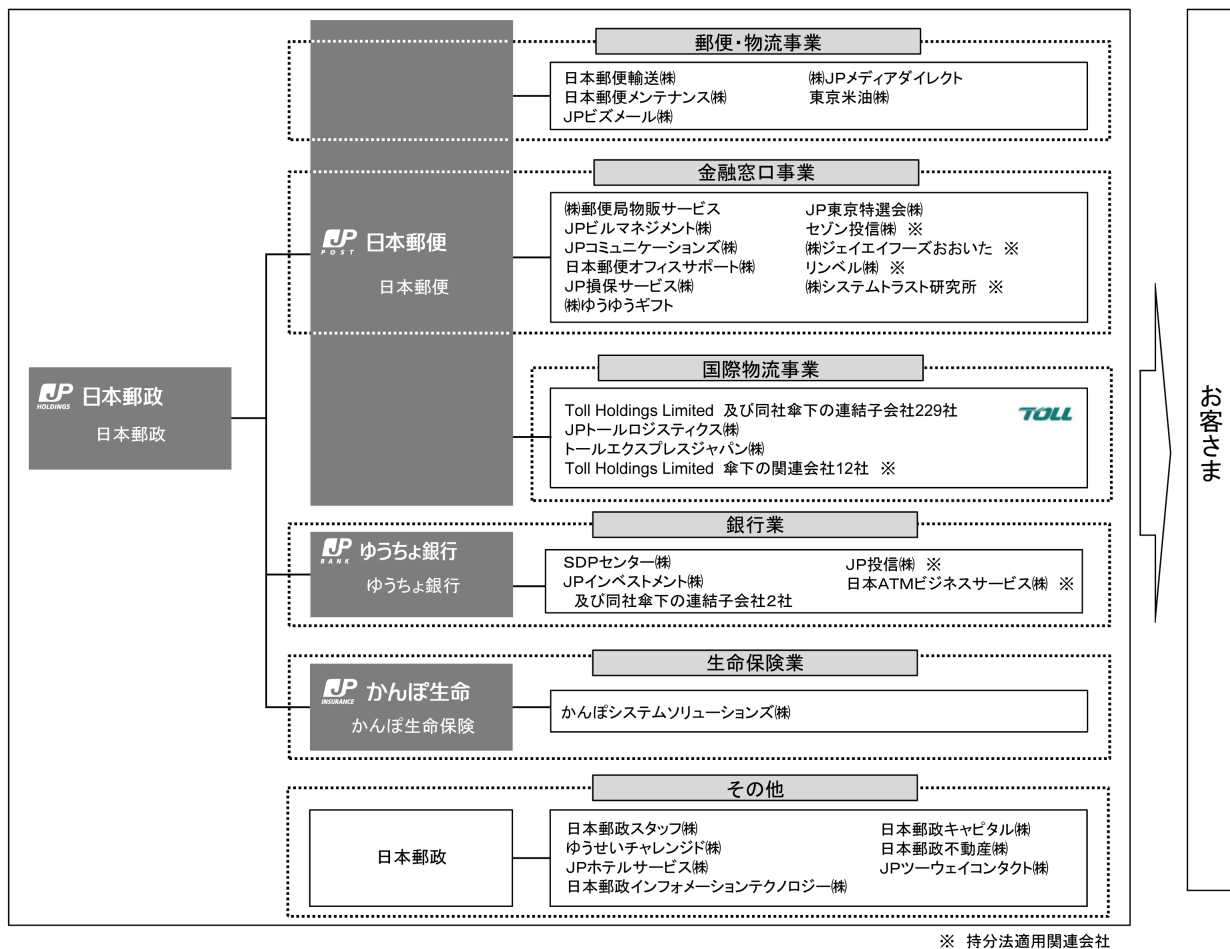
当事業では、Toll Holdings Limited（以下「トール社」といいます。）、同社傘下の子会社及び関連会社並びにJ Pトールロジスティクス株式会社（以下「J Pトール社」といいます。）及びトールエクスプレスジャパン株式会社において、オーストラリア、ニュージーランド国内等におけるネットワークを活用した道路、鉄道、海上及び航空貨物輸送、アジアからの輸出を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送、及び、アジア太平洋地域における輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービスを行っております。

当事業は、下表の3部門で構成されており、不特定の顧客や小さな契約ベースの顧客を対象としたエクスプレス事業とフォワーディング事業、特定顧客のニーズを満たすために構築したロジスティクス事業を提供しております。

区分	部門名	サービス概要
エクスプレス事業	グローバルエクスプレスサービス (Global Express Services)	オーストラリア、ニュージーランド国内等におけるネットワークを活用した道路、鉄道、海上及び航空貨物輸送サービスを提供
フォワーディング事業	グローバルフォワーディング (Global Forwarding)	アジアからの輸出を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送サービス等を提供
ロジスティクス事業	グローバルロジスティクス (Global Logistics)	アジア太平洋地域における輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービスを提供

(2) 日本郵政グループの事業系統図

日本郵政を親会社とする日本郵政グループの事業系統図は、次のとおりであります。



- (注) 1. 持分法非適用の非連結子会社3社及び関連会社2社は、記載を省略しております。
 2. 2020年3月31日現在、当社は、23,889局の郵便局（うち、簡易郵便局3,815局）を営業しております。
 3. SDPセンター(株)は、2020年4月1日付でゆうちょローンセンター(株)に商号変更しております。

(3) 事業に係る主な法律関連事項

当社グループが行う事業に係る法律関連事項は、次のとおりであります。

① 日本郵便株式会社法

(a) 趣旨

当社の目的、業務の範囲等が定められております。当社は、本法により政府の規制を受けるとともに、商号の使用制限等の特例措置が講じられております。

(b) 会社の目的

当社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とされております。（法第1条）

(c) 業務の範囲

イ. 当社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとされております。（法第4条）

- i 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務
- ii 銀行窓口業務
- iii iiに掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使
- iv 保険窓口業務

- v ivに掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
 - vi 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - vii i からviに掲げる業務に附帯する業務
- ロ. 当社は、イ. に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができるものとされております。
- i お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第1条第1項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
 - ii 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第1項第1号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
 - iii iiに掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - iv i からiiiに掲げる業務に附帯する業務
- ハ. 当社は、イ. 及びロ. に規定する業務のほか、イ. 及びロ. に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、イ. 及びロ. に規定する業務以外の業務を営むことができるものとされております。
- ニ. 当社は、ロ. iiiに掲げる業務及びこれに附帯する業務並びにハ. に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならないものとされております。

(d) 業務の制限

- 次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。
- イ. 新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換に際して行う株式若しくは新株予約権の交付（法第9条）
 - ロ. 毎事業年度の事業計画（法第10条）
 - ハ. 総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき（法第11条）
 - ニ. 定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議（法第12条）

(e) ユニバーサルサービスの提供

当社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。（法第5条）

② 郵政民営化法

(a) 趣旨

郵政民営化の基本理念、基本方針等を定めるとともに、新たな株式会社（以下、この②において「新会社」といいます。）の設立、新会社の株式、新会社に関して講ずる措置、公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項が定められております。

2012年5月8日公布の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、郵政民営化法が改正され、郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できるようにするユニバーサルサービスの確保が義務づけられ、また、当社の親会社である日本郵政が保有する金融2社の株式については、その株式の全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。

(b) 株式の処分

日本郵政の発行済株式の総数は政府が保有し、当社、金融2社の発行済株式の総数は日本郵政が保有するものとされており、政府が保有する日本郵政の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとされておりますが、その割合は、常時、3分の1を超えているものとされております。

また、日本郵政が保有する金融2社の株式について、その株式の全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。（法第5条、第7条及び第62条）

(c) ユニバーサルサービスの提供

日本郵政及び当社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとし、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとされております。（法第7条の2）

(d) 同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保等

日本郵政、当社、金融2社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、ゆうちょ銀行について銀行法の特例を適用しないこととする日又はかんぽ生命保険について保険業法の特例を適用しないこととする日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとされております。

また、当社は、日本郵便株式会社法第4条第2項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第3項に規定する業務（以下、「届出業務」といいます。）を営むに当たっては、届出業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならないとされております。（法第8条及び第92条）

③ 郵便法

(a) 郵便の実施

郵便の業務については、当社が行うことが郵便法に定められております。（法第2条）

また、当社以外の何人も、郵便の業務を業とし、また、当社が行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならないとされております。（法第4条）

(b) ユニバーサルサービスの提供

郵便法の目的が、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することと規定されているとおり（法第1条）、当社は郵便のユニバーサルサービスを提供することが義務付けられております。

(c) 業務の制限

イ. 郵便約款

当社は、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされております。（法第68条）

ロ. 郵便業務管理規程

当社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされております。（法第70条）

ハ. 業務の委託

当社は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。（法第72条）

ニ. 料金

当社は、郵便に関する料金を定め、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないが、これを変更するときも同様とされております。また、第三種郵便物及び第四種郵便物については、当社が料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされております。（法第67条）

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	関係内容				
					役員 の兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社)									
日本郵政株式会社 (注) 3	東京都千代田区	3,500,000	グループの経営戦略策定	(100.0)	有	—	有	有	—
(連結子会社)									
日本郵便輸送株式会社	東京都港区	18,250	貨物自動車運送事業	100.0	—	—	有	有	—
日本郵便メンテナンス株式会社	東京都江東区	50	自動車整備事業、機械保守事業、商品販売事業、車両保守管理業務	100.0	—	—	有	有	—
J P ビズメール株式会社	東京都足立区	100	郵便物の作成及び差出	58.5	—	—	有	有	—
株式会社 J P メディアダイレクト	東京都港区	300	ダイレクトメールの企画、開発、販売事業、商品発送代行事業	51.0	—	—	有	有	—
東京米油株式会社 (注) 1	東京都目黒区	22	石油販売事業	79.8 [79.8]	—	—	有	—	—
株式会社郵便局物販サービス	東京都江東区	100	物販事業、物販業務受託事業	100.0	—	—	有	有	—
J P ビルマネジメント株式会社	東京都千代田区	150	賃貸用建物の運営管理	100.0	—	—	有	有	—
J P コミュニケーションズ株式会社	東京都港区	350	郵便局等における広告の掲出等に関する業務	100.0	—	—	有	有	有
日本郵便オフィスサポート株式会社	東京都港区	100	物品販売事業、施設管理事業及び受託業務	100.0	—	—	有	有	—
J P 損保サービス株式会社	東京都千代田区	20	各種損害保険及び自動車損害賠償責任保険の代理店事業	70.0	—	—	有	—	—
株式会社ゆうゆうギフト (注) 1	神奈川県横浜市西区	20	カタログ販売業務、通信販売業務及び酒類の販売媒介	51.0 [51.0]	—	—	有	—	—
J P 東京特選会株式会社 (注) 1	東京都台東区	30	カタログ販売業務、通信販売業務	51.0 [51.0]	—	—	有	—	—
Toll Holdings Limited (注) 2、4	豪州メルボルン	2,978 百万豪ドル	エクスプレス事業、フォワーディング事業、ロジスティクス事業	100.0	有	有	—	—	有
J P トールロジスティクス株式会社 (注) 1	東京都千代田区	100	フォワーディング事業、ロジスティクス事業	100.0 [50.0]	—	—	有	有	—
トールエクスプレスジャパン株式会社 (注) 1	大阪府茨木市	10	エクスプレス事業	100.0 [100.0]	—	—	有	—	—
他 229社									
(持分法適用関連会社)									
セゾン投信株式会社	東京都豊島区	1,000	第二種金融商品取引業務及び投信運用業務等	40.0	—	—	有	—	有
株式会社ジェイエイフーズ おおいた (注) 1	大分県杵築市	493	果実・野菜農産物の加工及び販売等	20.0 [20.0]	—	—	—	—	—
リンベル株式会社 (注) 1	東京都中央区	354	カタログギフトの企画・制作・販売等	20.0 [20.0]	—	—	—	—	—
株式会社システムトラスト 研究所	東京都品川区	99	各種業務システム及び基盤技術のコンサルティング・企画・開発	49.0	—	—	有	—	—
他 12社									

- (注) 1. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の[]内は、子会社による間接所有割合で内数であります。
2. 特定子会社であります。
3. 有価証券報告書を提出しております。
4. 営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が100分の10を超えている会社はトール社であります。当連結会計年度における国際物流事業の営業収益に占める当該連結子会社の営業収益の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。なお、トール社は連結ベースで決算を行っております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
郵便・物流事業	99,110 [101,053]
金融窓口事業	97,188 [35,639]
国際物流事業	25,298 [6,587]
合計	221,596 [143,279]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員等）を含み、派遣社員を除く。）は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
193,257 [132,318]	43.1	19.1	6,220

セグメントの名称	従業員数（人）
郵便・物流事業	96,593 [99,023]
金融窓口事業	96,664 [33,295]
合計	193,257 [132,318]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含み、派遣社員を除く。）は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
 2. 平均年齢及び平均勤続年数は、就業人員で算出しております。
 3. 平均勤続年数は、郵政省、郵政事業庁、公社等における勤続年数を含んでおります。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、日本郵政グループ労働組合等の労働組合が組織されております。

また、労使関係については、概ね良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

① 経営理念

当社の経営理念は次のとおりであります。

「日本郵便は、全国津々浦々の郵便局と配達網等、その機能と資源を最大限に活用して、地域のニーズにあったサービスを安全、確実、迅速に提供し、人々の生活を生涯にわたって支援することで、触れ合いあふれる豊かな暮らしの実現に貢献します。」

- ・郵便、貯金、保険の郵政の基幹サービスを将来にわたりあまねく全国で提供します。
- ・社会の変化に的確に対応し生活を豊かにする革新的なサービス提供に挑戦します。
- ・企業ガバナンスを確立し、コンプライアンスを徹底することにより、企業としての社会的責任を果たします。
- ・お客さまから愛され、地域から信頼、尊敬されるよう、社員一人ひとりが成長し続けます。

② 経営戦略等

日本郵政グループは、2018年度から2020年度までを計画期間とする「日本郵政グループ中期経営計画2020」（以下「中期経営計画」といいます。）において、①お客さまの生活をトータルにサポートする事業の展開、②安定的なグループ利益の確保、③社員の力を最大限に発揮するための環境の整備、④将来にわたる成長に向けた新たな事業展開の4点を中期的なグループ基本方針としております。

2020年度においても、厳しい経営環境の中での安定的利益の確保と、持続的成長に向け、郵便局ネットワークを中心にグループ一体となって、チームJPとして、トータル生活サポート企業グループを目指してまいります。

なお、当社グループは様々な異なる業種から成るグループであることから、中期経営計画においては、一般的な評価指標である連結営業利益及び連結当期純利益の水準を主要な経営目標として採用しております。

(2) 経営環境

当連結会計年度の国内経済は、企業収益が高水準を維持したほか、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費が消費税率引上げ等の影響による振れを伴いつつも、所得から支出への循環が継続する中で、年末までは緩やかに拡大したものの、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大による内外需要の落ち込み等により、国内の景気は、年度末にかけて厳しい状況となりました。

世界経済は、年末までは緩やかな成長が続きましたが、年度末にかけ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な拡大を受け、各国における出入国制限・在宅要請等の影響により経済活動の停滞を余儀なくされ、雇用・消費の状況も悪化して、急激に減速しました。

金融資本市場では、国内の10年国債利回りは、米国の長期金利の影響で一時低下したものの、長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策の下、ゼロ%付近で推移しました。日経平均株価は、米中通商交渉を巡る不透明感の高まり等を背景に一時下落しましたが、9月上旬以降、同交渉の進展期待により上昇に転じ、9月末には21,000円台後半に回復し、その後は堅調に概ね23,000円～24,000円台を推移しました。しかし、2月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な拡大により16,000円台まで急落しました。

当社においては、かんぽ生命保険とともに、かんぽ生命保険商品の販売代理店として、保険募集管理態勢の充実・強化は経営の最重要課題の一つであるとの認識の下、募集品質向上に向けて、取り組んでまいりました。

しかしながら、乗換契約をはじめ顧客保護等管理上、問題となる不適切な募集が広範に発生している状況を事前に把握し、未然に防止することができず、外部専門家のみで構成される特別調査委員会による調査を受けるとともに、2019年12月27日には、監督官庁から業務停止命令及び業務改善命令を受けました。

また、2020年1月31日には、これらの不適正募集の構造的要因等を踏まえた業務改善計画を策定の上、監督官

庁あてに提出し、改善に向けた取組を継続的に実施してまいりました。

(3) 対処すべき課題

2019年度の「かんぽ生命保険の不適正募集問題」及び「収納済切手の不適正な取扱い」等の問題に共通する要因として、ガバナンス及び組織風土に問題があったと認識しております。

したがって、これらの問題を踏まえ、全社的なガバナンス強化及び組織風土改革に取り組んでまいります。具体的な取組は次のとおりであります。

① コンプライアンスの徹底

当社におけるコンプライアンスは、これまでは狭義の法令等遵守が中心でしたが、今後は企業が期待される社会的責任の変化・拡大に対応した、広義のコンプライアンスとすることが必要と認識しております。

そこで、2020年度のコンプライアンス・プログラムにおいて、部内犯罪や社員の不正防止に加え、顧客保護（コンダクトリスク管理）、マネー・ローンダリング対策（金融機能濫用の防止）等に取り組むこととし、各取組の実施、進捗管理、検証・評価等を行い、定期的・継続的に見直してまいります。

② 風通しのよい職場づくり

従来、本社で指示文書等を発信すれば「郵便局まで伝えた」という意識が強く、指示した事項ができていないとの報告を嫌う気質がある中で、フロントラインで発生した課題について本社に伝わりにくい環境にありました。

以上の反省を踏まえ、本社役員等がフロントラインの意見・要望を聞く場を設け、お客さまのご要望から日頃感じている事柄に至るまで、幅広い議論を行う等、各層において風通しのよい職場づくりに取り組んでまいります。

③ グループ各社との連携強化

業務の縦割りの意識から部門間の連携が不十分であったことを踏まえ、内部監査、コンプライアンス、オペレーショナルリスク、お客さま満足推進といった各種の経営課題について、グループの連絡会等において議論すること等により、グループ会社間の連携を強化してまいります。

また、グループ会社の経営陣による、グループ運営のための認識を共有する場として活用してきた「グループ運営会議」において、今般の諸問題のような重要事項に関する内容を報告するとともに、グループ会社の経営陣による議論の場として活用してまいります。

なお、当社の事業を取り巻く社会環境は、人口減少に伴う地方創生の必要性の高まりや経済のグローバル化の進展の中、インターネットの普及等による郵便物の減少、eコマース市場の拡大による荷物需要の増加、サービス品質に対するお客さまニーズの高まり、労働市場の逼迫等を背景にした人件費単価の上昇が継続しているほか、AIやロボット、FinTech等の技術革新や、キャッシュレス化をはじめとする生活のデジタル化の進展、シェアリングサービスの拡大やSDGsの重要性の高まり等、急速に変化しております。

今後も、利用者目線に立って、お客さまにサービスを円滑かつ確実に提供していくためには、このような事業環境に的確に対応し、働き方改革に取り組みつつ、安定した経営を定着させることが、当社の重要な経営課題であると認識しております。

以上を踏まえ、2020年度は、お客さまからの信頼回復を最優先に取り組み、お客さま本位の営業活動を徹底してまいります。

加えて、厳しい事業環境に対応するため、オペレーションや各種態勢を見直す等、事業基盤を強化し、持続的な成長を目指してまいります。

具体的な取り組みは次のとおりであります。

(a) 郵便・物流事業

郵便・物流事業については、引き続き、年賀状をはじめとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便利用の維持を図るとともに、eコマース市場の拡大による荷物需要の増加に対応するため、個々のお客さまの課題に応える課題解決型営業を深化させるほか、物流ソリューションの拡大や差出・受取利便性を追求したサービス改善により収益の拡大を図ってまいります。

また、お客さまの利便性向上、業務効率や不在再配達率の改善に向け、置き配の普及・拡大等を進めるとともに、業務量に応じた担務別人件費・要員マネジメントの高度化を図ることにより、競争力あるオペレーションの確立を目指します。

加えて、先端技術の活用によってオペレーション体系を見直し、生産性を向上させていくため、テレマティクス（移動体通信システムを利用したサービス）を活用した安全推進・業務適正化、区画・道順の見直しや、スマートフォンアプリを活用したゆうパック等の集配業務の効率化を進め、また、音声認識AIを活用した再配達依頼受付の本格展開に取り組むとともに、ドローンや配送ロボット等の配送高度化についても、将来的な実用化に向けて、試行・実験を進めてまいります。

さらに、郵便窓口でのキャッシュレス決済の導入局を拡大し、お客さまの利便性向上を実現します。

また、お客さまのニーズの変化やテクノロジーの進歩に即した業務の効率化、具体的にはデジタル化した差出情報等を活用した顧客視点の商品・サービスの付加価値創出、ストックデータを活用した組織運営の変革等を実現すべく、「デジタルトランスフォーメーション」の検討・実践に向けた取組も継続して進めてまいります。

(b) 金融窓口事業

2019年度は、かんぽ生命保険から委託を受けた保険募集において、お客さまのご意向に沿わず、不利益を生じさせたご契約があることが判明しました。本事案の発生を受け、お客さま対応を最優先としつつ、各種再発防止策の浸透を図ってきたところですが、2020年度においても、再発防止に向けた取組を着実に実施し、お客さまとの信頼を回復することが当社の急務の経営課題であると認識しており、グループ各社と連携し、お客さまの不利益解消や、お客さまの信頼回復に取り組んでまいります。

また、2019年度における特別調査委員会の調査結果や監督官庁からの業務停止命令及び業務改善命令を真摯に受け止め、業務改善計画を着実に実施することで、再発防止の徹底に取り組んでまいります。

その他、郵便局ネットワークの維持・強化として、お客さまの需要の動向や店舗・施設の計画的な保全・更新に伴う店舗配置の見直しを行ってまいります。

郵便局の移転・建替の際には、ショッピングセンター内等、市場性の高い場所へ出店することにより、お客さまの利便性向上に取り組めます。なお、利用者層や利用サービスが特定の層や商品に限られている郵便局等については、運営形態等の見直しを進めてまいります。

また、地方公共団体や他企業と連携したサービス展開や地方創生の取組拡大、地域ニーズに応じた多様な郵便局の展開により、郵便局ネットワークの価値向上を実現します。

具体的には、地方公共団体からの包括事務受託、地方銀行との提携、駅と郵便局との併設、コンサルティングに特化した店舗の拡大等を進め、「地域の拠点」としての郵便局の価値向上に取り組んでまいります。

(c) 国際物流事業

豪州経済の低成長や米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響に加え、2020年1月に発生した標的型サイバー攻撃の影響もあり、トール社を取り巻く事業環境は大変厳しい状況であると認識しております。

2020年度においては、2020年1月に就任した新経営陣の下、コスト削減施策の徹底、不採算事業の整理や非中核資産の売却、エクスプレス事業における収益性改善等、経営改善に向けた取組を推進するとともに、成長戦略としてアジア地域での営業強化等に取り組んでまいります。併せて、当社は、トール社の借入金等に対して、保証を行っているところであり、経営管理を強化・徹底してまいります。

なお、2020年1月にトール社が標的型サイバー攻撃を受け、一部サーバーがランサムウェアに感染したことから、拡大防止のため、一時的に全システムのシャットダウンを実施しました。これを受け、システムの回復と共に管理者権限の制限やログイン認証の強化等ITシステムのセキュリティの強化に向けた施策を実施しまし

た。また、2020年5月に別の標的型サイバー攻撃を受け、これによる情報流出が確認されました。これを受け、情報流出範囲の特定等、必要な対応策を適宜実施しております。今後更なるITセキュリティの強化に向けて必要な対応策を講じてまいります。

(d) 企業基盤の強化

事業を持続していく上で、SDGsの必要性・重要性が高まっている中、当社も企業活動全般を通じ、積極的に社会に貢献していきます。

具体的には、電気自動車及び電動二輪車への切替えや、LED化の推進等による省エネ設備への更改、e受取サービスの拡充等による再配達削減を通じて、CO2削減に取り組み、環境負荷の軽減に寄与します。

また、社員一人ひとりが生き活きと能力を十分に発揮するため、女性管理者登用率の向上や多様な価値観の理解・受容に向けた研修の充実等により、ダイバーシティを引き続き推進するほか、育児・介護と仕事の両立支援や男性社員の育休取得を促進する等、働き方改革にも取り組みます。

(e) 東日本大震災及びその他災害からの復興支援等

東日本大震災及びその他災害からの復興支援において、郵便・貯金・保険の郵便局サービスは、被災された方々の日常生活維持にとって必要不可欠なサービスであることから、引き続き、日本郵政グループ各社との連携を密にし、郵便局の再開等を通じて、被災された方々の日常生活支援等に貢献してまいります。

(f) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に当たっての対応

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に当たっては、引き続き社員等の感染予防及び感染拡大の抑制に努めるとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるよう、具体的な取組を実施してまいります。

また、社内における発症者の確認状況や郵便物等の取扱いに関する措置の実施状況についても、引き続き、会社ホームページへ掲載し、利用者への広報に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

下記「(2) 事業環境に関するリスク」において、当社及び当社グループの事業内容、経営成績、財政状態等に関する事項のうち利害関係者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主なリスクを例示しております。もともと、当社グループの事業等のリスクは、これらに限定されるものではありません。

下記「(1) 特に重視する事業等のリスクの概要」は、下記「(2) 事業環境に関するリスク」に記載する事項のうち、2020年3月31日時点において日本郵政経営陣が特に重視する事項について、利害関係者の皆様にその概要を簡潔に示すことを目的として記載しております。したがって、下記「(1) 特に重視する事業等のリスクの概要」の記載は、利害関係者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主なリスクを網羅するものではなく、またその内容も抽象的な内容にとどまるため、下記「(2) 事業環境に関するリスク」の記載と併せて読む必要があります。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、2020年3月31日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 特に重視する事業等のリスクの概要

① かんぽ生命保険の保険商品の募集品質に関するリスク

当社、かんぽ生命保険及び日本郵政は、保険契約の募集品質に係る諸問題に関し、2019年12月27日付で監督当局から行政処分を受け、2020年1月31日付で、業務改善計画を監督当局に提出しております。なお、業務改善計画の進捗及び改善状況については、当該業務改善計画の実施完了までの間、3ヶ月ごとに報告することとなっております。

2019年7月以降、郵便局及びかんぽ生命保険の支店からの積極的なかんぽ生命保険の保険商品のご提案を控えていたことに加えて、上記行政処分による業務停止命令を受けたことから、2020年1月1日から2020年3月31日までの間、かんぽ生命保険商品に係る保険募集及び保険契約の締結を停止しておりました。本書提出日時点においては、当該行政処分による業務停止命令期間は終了しているものの、積極的なかんぽ生命商品のご提案を控えている状況にあり、また、本事案の判明による当社グループの信用の低下により、今後、かんぽ生命保険商品の通常営業を再開したとしても、生命保険業の新契約の獲得が従来水準に達せず、又は既存契約の解約数が増加する等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、保険募集プロセスの品質改善に向けた対応等業務改善計画に掲げた施策に取り組み、お客さま本位の業務運営の徹底に日本郵政グループ一丸となって取り組んでまいりますが、かかる取組が期待された効果を発揮せず、想定以上の時間を要し、又は追加的な費用が発生する可能性があります。また、今後の業務改善計画の進捗及び改善状況によっては、更なる行政処分を受ける可能性や、当社グループの信用が低下する可能性がある等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② システム障害に関するリスク

現代社会においては、業務の運営に占めるシステムの重要度が高まっている一方、システム構築・運用は複雑化し、またシステムに対するサイバーテロや標的型攻撃等も高度化しております。このような高まりを見せるシステムリスクに対して、当社グループは日本郵政グループ全体のサイバーセキュリティ対策の高度化及び情報共有によるITガバナンスの強化に取り組んでおります。しかし、かかるリスクは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止のための在宅勤務（テレワーク）拡大、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、今後更に増大する可能性があり、当社グループでも、システムへの攻撃等、また、システム構築・運用に際しての不具合等により、当社グループの業務が大規模かつ長期間にわたり、停止し又は制約を受けることで、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、システムの故障・障害等が生じた場合には、システム修復等の対応費用だけでなく、サービスの停止、データ毀損、顧客情報の流出等に係る顧客等からの損害賠償請求を受ける可能性や、行政処分、社会的信用の低下等、被害の範囲が想定困難なほど拡大する可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 感染症の拡大、自然災害等の偶発リスク

足元の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、郵便局での営業、郵便・物流事業、国際物流事業を

行う当社グループの事業活動に影響を及ぼしており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策として、当社グループは、日本郵政社長を本部長とする本社合同対策本部を設置し、関係機関と連携を図りつつ、感染の防止と業務・サービスの継続等のため、必要な取組を継続しております。しかし、今後の感染拡大の収束時期等によっては、国内外の深刻な景気後退、金融・資本市場の動揺等を通じ、かつてない範囲と程度で、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、近年では巨大台風の上陸、首都圏等での巨大地震の発生、テロリストによる攻撃等の蓋然性が高まっており、当社グループの設備・建物・郵便局ネットワーク等の物的な破壊や機能の停止、保険業での保険金の支払い増加のほか、経済活動の停滞や、顧客・取引先企業の事業活動の継続性に支障をきたす可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 海外子会社に関するリスク

当社は、アジア市場を中心に、海外子会社による国際的な事業展開を推進しております。

海外における事業展開には、当該地域や関係する地域での経済・政治情勢の悪化、市場成長性の鈍化、競争の激化、為替の変動等、内在する様々なリスクが存在します。

当社の子会社であるトール社については、当社の指導によりガバナンス強化や経営改善策に取り組んでおりますが、当年度、豪州経済の減速や米中の貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大等厳しい外部環境に加え、サイバー攻撃等のトール社固有の要因もあり、固定資産に係る減損損失を計上する等、業績不振が続く結果となっております。また、財務・会計システムの更改、一部経理事務の外部委託時の態勢不備による売掛金滞留が発生しており、早期の解消に向けて取り組んでおります。さらに、トール社は、豪州を中心に、アジア太平洋地域等において事業活動を行っており、市場の変化や国際的な競争にさらされ、関連する国・地域の法・規制の適用も受けております。これらの市場・競争環境や法・規制の改正・適用等により、経営改善策・事業戦略やガバナンス強化が有効に機能せず、事業展開が制限され又は撤退等を余儀なくされた場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 事業環境等の変化に対応できないリスク

労働人口の減少、少子高齢化、AI・Fintech・テレマティクス等の技術革新による経営環境の変化、さらには、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束後の生活・働き方の変容、生産・消費・市場等の動向の変化等も想定される等、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しており、また更なる変化が予想されております。当社グループでは、テクノロジーの動向、ライフスタイルの変化等に応じた新たな業務・商品の開発や「デジタルトランスフォーメーション」の検討・実践の取組等を進めてまいります。

しかしながら、当社グループがこれらの事業環境の変化に適切に対応できない場合には、当社グループの業務・商品の競争力や効率性の低下等により、当社グループの現在の収益基盤である郵便・物流事業や金融窓口事業等についても、収益性が悪化する可能性は否定できません。

また、当社グループはユニバーサルサービス提供に係る責務を負っているため、同サービスの提供に必要なコストが継続的に生じることが見込まれますが、構造的な労働人口の減少による人件費の増加等が、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境に関するリスク

① 経済情勢その他の事業環境の変動に伴うリスク

当社グループが行う事業のうち、郵便・物流事業、金融窓口事業は、その収益の多くが日本国内において生み出されるものであるため、主として国内における経済情勢の変化、金利の動向、金融市場の変動、消費税増税、少子高齢化の進展、eコマース市場の動向、技術革新、賃金水準の変動、不動産価格の変動、預金水準等の影響を受けます。また、国際物流事業においては、各国・地域における経済情勢等の変動による影響を受けます。したがって、足元の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を含むかかる国内外の経済情勢・金融市場その他事業環境の変動により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 他社との競合に関するリスク

当社グループが行う事業は、いずれも、激しい競争状況に置かれております。当社グループと競合関係にある

同業他社は、AI・Fintech・テレマティクス等の技術の急速な進展・活用、その他の事業環境の変化・事業戦略の変更等で、当社グループより優れた商品構成、サービス、価格競争力、事業規模、シェア、ブランド価値、顧客基盤、資金調達手段、事業拠点、ATM・物流拠点その他のインフラ・ネットワーク等を有する可能性があります。

例えば、郵便・物流事業については、信書便事業者や他の物流事業者等と競合関係にあり、他社の提供するサービスへの乗り換えが発生した場合、又は、競争激化により当社の事業、シェア若しくは収益の動向が当社グループの想定どおりに進捗しなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、近年では、国内外の各業界において統合や再編、業務提携が積極的に行われているほか、参入規制の緩和や業務範囲の拡大等の規制緩和が行われております。当社グループ各社が市場構造の変化に対応できなかった場合や規制緩和や新規参入が想定以上に進んだ場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、郵便事業と競合する一般信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「信書便法」といいます。）に基づき、一定の参入条件が課された許可制とされており、現時点において同事業に参入している民間事業者はおりません。しかしながら、信書便法の改正等により、信書便事業の業務範囲の拡大や参入条件が変更される等参入規制が緩和された場合には、新規事業者の参入により競争が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは事業の競争力を維持するため「デジタルトランスフォーメーション」の検討・実践に向けた取組を進めておりますが、適時かつ・適正に効果的な施策を講じることができなかった場合には、当社グループへの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 大規模災害等の発生に伴うリスク

当社グループは、日本国内のみならず国際的な事業活動も行っており、各国・地域における地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の大規模自然災害や異常気象、気候変動、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）やエボラ出血熱等の感染症の大流行、戦争、テロリズム、武力衝突等の人的災害、水道、電気、ガス、通信・金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等の発生、又は当社グループの店舗、その他の設備や施設の損壊その他正常な業務遂行を困難とする状況等が生じた場合、当社グループの業務の全部若しくは一部が停止し、又は、運営に支障をきたすおそれがあり、また、設備やインフラの回復、顧客等の損失の補償等のために長期の時間及び多額の費用を要する可能性があります。

また、かかる状況下において当社グループの業務が円滑に機能していたとしても、かかる状況の発生に伴う経済・社会活動の沈滞等の影響を受け、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、気候変動に関しては、低炭素社会への移行が世界的な課題と認識されており、その移行が急速に進んだ場合、燃料の規制強化による施設・車両の切り替え等に係るコストが増加し、また、気候変動への対応が不十分と評価された場合には、当社グループの社会的信用又は評価の低下等につながる可能性があります、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に関するリスク

2020年4月に政府より 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う緊急事態宣言が出されました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、郵便局での営業、郵便・物流事業、国際物流事業を行う当社グループの事業活動に影響を及ぼしており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策として、日本郵政社長を本部長とする本社合同対策本部を設置し、関係機関と連携を図り、感染の防止と業務・サービスの継続等のため、必要な取組を継続しており、お客さまと社員の安全確保のための措置を行っております。具体的には郵便局の一部の営業時間を変更したほか、ゆうパックや書留郵便物等をご希望に応じて対面ではなく郵便受箱や玄関前等に配達する等、お客さまへの影響と感染拡大の防止に最大限配慮して、業務を継続していくこととしておりますが、今後の実際の感染拡大の収束時期や、国内外の経済環境等、様々な要因により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、感染症の国際的な拡大は、国際物流事業を行うトール社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

このほか、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束後においても、人々が日常生活において非対面を好むようになったり、在宅勤務が広まったりする等、社会の在り方やライフスタイルが変わるような事業環境の変化に当社グループが適切に対応できない場合には、当社グループのサービスの競争力の低下等により、当社グループの現在の収益基盤である郵便・物流事業や金融窓口事業等において収益性が悪化する等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制・法令遵守等に関するリスク

① 不正・不祥事に関するリスク

当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンスの水準向上及び内部管理態勢の強化を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、グループ各社の役員・従業員に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う態勢を整備するとともに、不正行為等の防止のために予防策を講じておりますが、かかる態勢・予防策が常に十分な効果を発揮するという保証はなく、当社グループの役員・従業員による法令その他諸規則等の違反、社内規程・手続等の不遵守、不正行為、事故、不祥事等が生じる可能性があります。

当社、かんぽ生命保険及び日本郵政は、保険契約の募集品質に係る諸問題に関し、2019年12月27日付で監督当局から行政処分を受け、2020年1月31日付で、業務改善計画を監督当局に提出しております。なお、業務改善計画の進捗及び改善状況については、当該業務改善計画の実施完了までの間、3ヶ月ごとに監督当局に報告することとなっております。日本郵政グループではかかる事態に対処するため、日本郵政社長直下にタスクフォースを立ち上げ、日本郵政グループ全体としての改善計画を取りまとめ、第三者によるモニタリングを受けつつ着実に実行しておりますが、業務改善命令の遵守状況並びに業務改善計画の内容、進捗及び改善状況について、監督当局がそれらを不十分であると判断した等の場合には、更なる行政処分等により積極的なかんぽ生命保険の保険商品のご提案ができない期間がより長期にわたり継続する可能性があります。また、保険契約者等から訴訟を提起された場合には、当社グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。さらに、今回の行政処分に対し、当社は複数の地方公共団体から入札参加停止等の通知を受けており、今後も同様の通知等を受けた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このほか、2019年度において郵便物等の放棄・隠匿事案が発覚しており、このような事案を含め、不祥事等が発生した場合には、被害者等に対して損害賠償責任を負い、監督官庁からの行政上の処分等を受ける可能性があるほか、当社グループの社会的信用が低下するおそれもあります。

② 法的規制及びその変更に関するリスク

当社グループは業務を行うに当たり、以下のような各種の法的規制等の適用を受けております。

これらの規制により、当社グループは、同業他社に比して、新規事業の展開や既存事業の拡大、低収益分野からの撤退又は縮小が制約されるため、競争力を失い、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループに適用のある法令等の改正や新たな法的規制等により、当社グループの競争条件が悪化したり、事業活動の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会等の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(a) 郵便法等に基づく規制

郵便法上、郵便事業は当社が独占的に行うこととされておりますが、郵便約款の変更や業務委託の認可制、全国一律料金制度、定形郵便物の料金制限、郵便料金の届出制（第三種郵便物及び第四種郵便物については認可制）といった、本事業特有の規制又は他の事業や他社とは異なる規制を受けております。

(b) 銀行法及び保険業法に基づく規制

イ. 当社に対する規制

当社は、金融窓口事業に関連して、ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業者として、また、かんぽ生命保険を所属保険会社等とする生命保険募集人として、銀行法及び保険業法に基づき、金融庁の監督に服しております。

また、当社は、銀行代理業者として、内閣総理大臣の承認を得ない限り、法令により定められた業務以

外の業務を営むことができず、また、分別管理義務、銀行代理業務を行う際の顧客への説明義務、断定的判断の提供等の一定の禁止行為等の規制を受けております。また、生命保険募集人として、顧客に対する説明義務、虚偽説明等の一定の禁止行為等の規制を受けております。

当社が上記規制に違反する等した場合には、規制当局から、許可又は登録の取消しや業務の一部又は全部の停止を命ぜられる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 事業の前提となる許認可

当社は、主として以下のような許認可等を受けております。

許認可等の名称	根拠条文	有効期限	許認可等の取消事由等
銀行代理業の許可	銀行法第52条の36第1項	なし	同法第52条の56第1項
生命保険募集人の登録	保険業法第276条	なし	同法第307条第1項

上記許認可等が取消しとなるような事由の発生は認識しておりませんが、将来、何らかの理由により、各法が定める取消事由等に該当し、所管大臣より許認可の取消処分等を受けることとなった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 当社固有に適用される規制等

当社は、郵政民営化法等に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する法律上の義務を負っております(かかる義務に基づき郵便局ネットワークを通じて行われる役務提供を、以下「ユニバーサルサービス」といいます。)

ユニバーサルサービスの確保については、2015年9月28日付「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」に関する情報通信審議会からの答申において、短期的には、「日本郵便は自らの経営努力により現在のサービスの範囲・水準の維持が求められる」、「また、国は、ユニバーサルサービス確保に向けたインセンティブとなるような方策について検討することが必要である」、中長期的には、「郵政事業を取り巻く環境の変化やこれに応じた国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の変化も踏まえて、ユニバーサルサービスの確保の方策やコスト負担の在り方について継続的に検討していくことが必要」とされており、答申を受けて実施される政府の施策の内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、日本郵便株式会社法に基づき、新規業務、株式の募集、事業計画の策定、定款の変更、合併、会社分割、解散等を行う場合には、総務大臣の認可、新規業務については総務大臣への届出が必要とされている等、同業他社とは異なる規制が課されております。

(d) WTO (World Trade Organization : 世界貿易機関) による政府調達ルール

公社を承継した機関として、当社が政府調達協定その他の国際約束の適用を受ける物品等を調達する場合には、国際約束に定める手続の遵守が求められます。当社の作為又は不作為により、かかるこれらのルールを遵守できなかった場合には、調達行為が成立しない、あるいは調達行為が遅れが発生する可能性があり、当初想定していた計画が実施できない等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟その他法的手続に関するリスク

当社グループは、事業の遂行に関して、訴訟、行政処分その他の法的手続が提起又は開始されるリスクを有しております。一部ではありますが、事業の遂行に関連する訴訟等を、当社グループ外から提起されているほか、また人事処遇や勤務管理等の人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等に関連する訴訟等を、当社グループの従業員等から提起されております。かかる訴訟等の解決には相当の時間及び費用を要する可能性があるとともに、社会的関心・影響の大きな訴訟等が発生した場合、当社グループに対して損害賠償の支払い等が命じられる場合等不利な判断がなされた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ります。

④ 社会的信用の低下に関するリスク

当社グループは、あまねく全国に広がる郵便局ネットワークを通じて、多数の郵便物・荷物の配達や金融サービスの提供を行っております。

当社グループの商品、サービス、事業、従業員、提携先又は委託先企業に関連して、郵便物の管理上の不備・遅配・誤配及び破棄・紛失等、配達員による交通事故、銀行口座やクレジットカードの不正利用、キャッシュカードの盗難、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の犯罪、サイバー攻撃等によるシステム・トラブルや個人情報その他の機密情報の漏えい、不正行為、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に反する行為、反社会的勢力との取引、労働問題、ハラスメント（業務の適正な範囲を超える言動等）、事故、業務上のトラブル、社内規程・手続違反、不祥事等が発生した場合には、当社グループ及び当社グループ各社が提供するサービスに対する社会的信用が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループではかかる事態の発生を未然に防止するため、グループ会社全社員へのコンプライアンス教育や「お客さま本位の業務運営」の徹底を通じ、影響の低減に努めておりますが、これらの施策にもかかわらず上記のような事態が生じた場合、社会的信用の低下により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に「かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会」が2019年12月18日付で公表した調査報告書では、日本郵政グループにおいて、「不適正募集の実態把握につながる現場の声が経営陣に届かない」、「リスク事象を探知した際の原因追及・解決の先送り」、「問題の矮小化」並びに「部門間の横での連携不足及び上意下達の下での情報伝達の目詰まり」といった企業風土又は組織文化が従前から存在してきたことが指摘されておりました。当社グループにおいては、経営陣主導の下、かかる企業風土又は組織文化の健全化に取り組んでおりますが、かかる取組が功を奏しない又は功を奏するまでに想定以上の時間を要する場合には、類似の事案が発生する結果、当社グループの社会的信用が低下する、又は当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループ又は当社グループが行っている事業全般に対する風評・風説が、報道機関・市場関係者への情報伝播、インターネット上の掲示板やSNSへの書込み等により拡散した場合、また、報道機関により否定的報道が行われた場合には、仮にそれらが事実に基づかない場合であっても、当社グループが提供するサービスの公益性、事業規模、社会における認知度・注目度等を背景に、当社グループは、顧客や市場関係者等から、否定的理解・認識をされ、又は、強い批判がなされる可能性があります、それにより当社グループ、商品、サービス、事業のイメージ・社会的信用が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業運営に関するリスク

① グループ外の企業との資本・業務提携、外部委託及び企業買収に伴うリスク

当社グループは、当社グループ外の企業との間で、様々な業務に関し、資本・業務提携、外部委託を行っております。このようなグループ外の企業との資本・業務提携については、資本・業務提携先との間における、戦略上若しくは事業上の問題又は目標の変更や当社グループとの関係の変化等により、期待どおりの効果が得られない可能性や、投資に見合うリターンを得られない可能性、当社グループの既存事業に負の効果を及ぼす可能性も否定できません。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、資本・業務提携先、外部委託先において、業務遂行上の問題が生じ、商品・サービスの提供等に支障をきたす場合、顧客情報等の重要な情報が漏えいする等の事故、違法行為、不正行為、不祥事等が発生した場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが、他の企業を買収するに当たっては、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社グループの事業と統合できない可能性、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との良好な関係を維持できない可能性、買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性等があります。また、想定した事業環境と異なる状況が発生する可能性、経営陣を含む人材流出・不足等の可能性等があります。このような事象が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の業務範囲の拡大については、当社グループが業務範囲を拡大することができたとしても、限定的な経験しか有していない業務分野に進出した場合、競争の激しい分野に進出した場合や業務拡大により過度の人的・物的負担が生じた場合等において、業務範囲の拡大が功を奏する保証はなく、当初想定した成果をもたらさず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 情報通信システム及び個人情報その他の機密情報の漏えいに関するリスク

当社グループのコンピュータシステムは、顧客や各種決済機構等のシステムとサービスの提供に必要なネットワークで接続される等極めて重要な機能を担っております。これらについて、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の自然災害やテロリズム等に加えて、人的過失、事故、停電、ハッキング、コンピュータウイルスの感染、サイバー攻撃、システムの新規開発・更新における瑕疵、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により重大なシステム障害や故障等が発生する可能性があります。こうしたシステムの障害、故障等が生じた場合に、業務の停止・混乱等及びそれに伴う損害賠償、行政処分、社会的信用の低下、対応や対策に要する費用等が発生することにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業を営んでおり、多くの顧客や取引先等から様々な情報を取得しているほか、事業・人事等に関する多数の情報を保有しており、これらの情報については、郵便法、銀行法、保険業法、金融商品取引法等のほか、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に取り扱うことが求められております。そのため、当社グループのコンピュータシステムの障害・故障その他の理由により、当社グループが保有する個人情報及び機密情報等の外部への漏えいが発生した場合は、損害賠償や当該事案への対応費用、行政処分、社会的信用の低下による顧客の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、かかる事態に対処するため、外部の専門人材を活用した多層な防御対策の活用等により、システム障害等の発生を未然防止に努め、また不正アクセス等サイバー攻撃に対しては、入口でのメールやWeb閲覧に対するウイルス対策、外部デバイスの接続制限、出口での許可された通信先以外の分離・遮断等の多層防御を図るとともに、日本郵政グループ会社間でのセキュリティ担当役員によるグループサイバーセキュリティ委員会を設置し、日本郵政グループ全体でセキュリティの高度化を推進するとともに、セキュリティ専門家による点検・指導、対策推進等サイバー攻撃への対応に努めております。しかしながら、かかる施策によっても完全にシステム障害や高度化するサイバー攻撃等を防ぐことは困難であり、特に近年、不正アクセス等サイバー攻撃による企業・団体が保有する個人情報等の漏えいが多発しており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大抑止のための在宅勤務（テレワーク）の増加、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、かかる脅威は今後更に増大する可能性があります。また、当社グループは、基幹ITシステムを含む当社グループのITシステムのアップグレードを行っており、かつ、新規のシステム投資を行うこともあります。かかる作業の遅延、失敗、多額の費用発生により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ リスク管理方針及び手続の有効性に係るリスク

当社グループは、リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施しております。しかしながら、当社グループのリスク管理は、過去の経験・データに基づいて構築されているため、将来発生するリスクを正確に予測することができず、新しい業務分野への進出や外部環境の変化等によりリスク管理が有効に機能しない可能性があります。

また、当社グループがリスク管理の方針及び手続を策定する際、参考又は前提とした情報が真実性、正確性、完全性又は合理性に欠ける場合には、当社グループのリスク管理の有効性に悪影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループの事業に内在するリスクを管理するためには、膨大な取引や事象の適切な記録、審査、調査等に係る方針及び手続の有効性や効率性等が重要ですが、かかる方針や手続が万全とは言えない可能性があります。

当社グループは、経営環境、リスクの状況等の変化に応じ、リスク管理態勢全般について随時見直しを行い、万全のリスク管理態勢を構築するよう努めておりますが、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない場合や、欠陥が発生した場合等には、当社グループが予期していなかった損失を被る可能性や、当社グループ各社が行政処分を受ける可能性があります、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業拡大に伴い、リスク管理態勢の増強も必要となりますが、事業の拡大に比してリスク管理態勢の拡充が十分ではない場合等においては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 人材の確保に関するリスク

当社グループにおいては、昨今の労働力不足により、郵便・物流業務に従事する配達又は運送に係る車両の運転手をはじめとして各種人材の確保が困難となる可能性があります。

また、当社グループは、資産運用、銀行・保険の各種業務、商品の販売・募集、会計、金融業規制、法令遵守、IT等に係る資格、高度の専門性及び経験を有する有能な人材を必要としており、新規採用・中途採用を通じ、人材の確保に努めるとともに、かかる人材の育成にも努めております。併せて、女性の労働力確保を含め、ダイバーシティ・マネジメントを推進することとしており、多様な社員が個性や能力を十分に発揮し活躍できるよう、制度や環境の整備等に努めております。しかしながら、当社グループが魅力的な条件を提供できず、有資格者や有能で熟練した人材の採用若しくは育成及び定着を図ることができなかった場合、又は、適切な育成環境を整備できない場合や、人事処遇や労務管理等の人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等が発生した場合には、当社グループの事業の競争力若しくは業務運営の効率性が損なわれ、人材の適合性、多様性を確保することができず、又は人材の流出・不足等を招き人件費単価が上昇する等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、かかる事態に対処するため、人事・処遇制度の改定による労働環境の改善、業務の機械化・デジタル化の推進による人力に依存しないビジネスモデルへの転換等を図っておりますが、これらの対策によっても、厳しい人材獲得競争下において必要な人材を適切に確保できる保証はなく、また業務の機械化・デジタル化が当社グループの想定どおりに進捗しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 固定費負担に関するリスク

当社は、ユニバーサルサービス提供義務に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を、全国に広がる郵便局ネットワークを通じて全国の顧客に提供しております。そのため、当社グループの郵便・物流事業及び金融窓口事業においては、全国各地の郵便局及び配送拠点等に係る設備費、車両費等の多額の固定費に加え、多数の郵便局員その他の従業員の給与等の人件費が発生しております。

人件費においては、労使交渉・労働法制の変更等を受けて従業員への給与等を増額した場合には、それが一人あたりは比較的小さな増額であっても、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、高齢化に伴う厚生年金保険料率、雇用保険料率及び健康保険組合保険料率の引上げ等による福利厚生費の上昇も想定されます。

当社は、今後、地方における過疎化の進展、企業活動又は個人の消費活動の縮小、電子メール等インターネットやウェブサイトを通じた通信手段、金融サービスの普及等を背景に、郵便物や荷物の取扱数量又は郵便局窓口での金融・保険商品の販売量の減少等、当社グループが郵便局を通じて提供するサービスの利用が減少した場合であっても、ユニバーサルサービスを維持する法的義務があり、当社グループの提供する商品及びサービスの内容、対象若しくは対価を変更し若しくはその提供を中止し、又は、郵便局ネットワークを縮小する等の対応ができず、又は、制約され、かかる固定費に見合った収益を上げられない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 財務に関するリスク

① 資金決済に関するリスク

当社グループは、資金繰り計画の作成等による資金決済管理を行っておりますが、当社グループの事業の業績や財政状態の悪化、風評等が発生した場合、予期せぬ資金流出により必要な資金確保が困難になること、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 固定資産の減損損失に関するリスク

当社グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業及び国際物流事業を中心に、多額の固定資産を所有しております。経営環境の変化や収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった場合には、減損損失を計上することが必要となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 退職給付債務に関するリスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、又は、前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当社グループにおいて退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、従業員の退職が一定期間に集中するような場合には、退職給付金の支払いのために多額の資金が必要となり、その結果、通常業務又は設備投資等への資金充当の柔軟性に制約が生じる可能性があります。

(6) 郵便・物流事業、金融窓口事業及び国際物流事業に関するリスク

① 金融窓口業務のサービス品質に関するリスク

当社及びかんぽ生命保険におけるお客さまのご意向に沿わず不利益が生じた保険契約乗換等に係る事案及び法令違反又は社内ルール違反が認められた事案の発生、2019年12月の監督官庁による行政処分を受け、日本郵政グループに対する株主、投資家、お客さま、その他利害関係者からの信用は大きく低下している状況にあり、早期の信用回復が最重要課題と認識しております。日本郵政グループは、2020年1月31日付で総務大臣及び金融庁に提出した業務改善計画に基づき、適正な営業推進態勢・募集管理態勢の確立、コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成、ガバナンスの抜本的な強化等の施策や取組等を実施し、保険募集プロセスの品質

改善を通じ、お客さま本位の業務運営を徹底することとしております。しかし、これらの取組が期待された効果を発揮しない又は効果の発揮までに想定以上の時間を要する場合には、当社グループに対する利害関係者からの信用回復に大きな影響を及ぼす可能性があります。さらに取組による効果が発揮されるまでの間に再度同種の事案が発生する等の場合には、当社グループの社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

当社、かんぽ生命保険及び日本郵政は、多数契約等の全ご契約調査の更なる深掘調査や、これらに関連する保険契約を受理した募集人調査等を継続して行っておりますが、これらの調査については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大の影響により、計画が遅れる可能性があります。また、今後、当該調査等を通じて、お客さまのご意向に沿わず不利益となる他の事例や法令違反又は社内ルール違反となる他の事例が追加で判明する等の場合には、当社グループの社会的信用に更に影響を与える可能性があります。また、今後行われる募集人処分（業務停止等）の規模や程度によっては、新契約の獲得の減少又は既存契約の解約数の増加を招く可能性があるほか、追加での調査やお客さまの不利益の解消に向けた保険契約手続き（契約復元等）によって追加的な費用を要する可能性もあります。

2019年7月以降、郵便局からの一部商品を除く金融商品全般についての積極的な営業を控えていたことに加えて、2019年12月27日に当社及びかんぽ生命保険は監督当局から業務停止命令を受けたことにより、2020年1月1日から2020年3月31日までの間、かんぽ生命保険の保険商品に係る保険募集及び保険契約の締結を停止しております。本書提出日時点においては、当該業務停止命令期間は終了しているものの、上記のご契約調査に関する対応や募集品質の改善に向けた取組に最優先で対応するため、積極的なかんぽ生命保険の保険商品のご提案を控えている状況にあります。その結果、通常よりも新契約の獲得が進まない等の理由により、当社グループの業務運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、積極的なかんぽ生命保険の保険商品のご提案ができない期間がより長期にわたり継続する場合には、保有契約の減少が続くことにより、当社グループの中期的な事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が積極的な営業を行えないことから、当社の営業社員が報酬の低下等により離職する又はモチベーションを喪失すること、さらに新しい人材の確保に悪影響を及ぼすことにより、当社で取り扱う金融商品の営業活動の円滑な再開に影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社からお客さまに対する通常のご提案が可能となったとしても、当社グループへの信用の低下等により、当社が取り扱う金融商品の販売が回復しない場合には、当社が受領する金融2社及びその他の提携金融機関からの受託手数料の減少により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、保険募集プロセスの品質事案に関連して、保険契約者等から訴訟を提起された場合にも、当社グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 郵便・物流事業における経営環境の変化に関するリスク

郵便・物流事業においては、近年のeコマース市場の拡大に伴う宅配便需要の急激な増加とこれによる労働力の不足といった経営環境の急激な変化が顕在化しており、他の主要な物流事業者等においては、基本運賃や大口顧客向け特約運賃の値上げを含む契約条件の改定、配達時間帯や再配達に係るサービス内容の見直し、労働環境又は労働条件の改善のための取組を行っているものも見受けられます。当社グループがこのような経営環境の変化に適時かつ適切に対応できなかった場合、当社グループの競争力、収益性、人材の確保等に影響し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電子メール、SNSやスマートフォンの普及に加え、当社グループの顧客における請求書や取引明細書等の電子メール送信・Web閲覧の浸透等の影響により、郵便物数は年々減少を続けており、今後もかかる傾向は継続することが予想されます。また、当社グループの郵便・物流事業における重要な収益の柱となっている年賀状の配達数も年々減少傾向にあり、国民の生活様式や社会慣行の変化等の要因により、今後も減少傾向が進む可能性があります。

当社は、人件費単価の上昇や、大型の郵便物等の増加を背景とした持戻り・再配達の増加等に伴い、引き続き安定的なサービスの提供を維持するため、2017年6月1日に第二種郵便物及び定形外郵便物の料金並びにゆうメールの運賃の改定を、2018年3月1日にゆうパックスの運賃の改定等をそれぞれ行いました。さらに、2019年用年賀葉書から、2017年6月1日の料金改定の際に据え置いた料金を、通常葉書の料金と同額に改定しました。加えて、消費税増税に伴い2019年10月1日に郵便料金及び荷物運賃の改定を行いました。これら郵便料金の改定等により、当社グループが取り扱う郵便物等の数に影響を及ぼす可能性があります。これらの事情により、当社グループの郵便・物流事業において取り扱う郵便物等の数が減少し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響

を及ぼす可能性があります。

③ 金融2社からの金融窓口業務の受託に関するリスク

当社が金融2社との間で締結している銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等に基づく受託手数料は、銀行法・保険業法に定められたアームズレングスルール等を遵守することが求められており、恣意的な変更が行われることは想定しておりませんが、今後、上記各窓口業務契約等が、合理的な理由に基づき受託手数料の額を減額する又は対象となる業務の範囲を限定する等、当社にとって不利に改定された場合には、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。また、特にゆうちょ銀行から受け取る受託手数料については、ゆうちょ銀行の直営店での業務コストをベースに、当社での取扱実績に基づいて委託業務コストに見合う額が算出されるため、ゆうちょ銀行において業務コストの削減が行われた場合には、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。さらに、これらの受託手数料の一定部分は、当社において取り扱われた業務の量にかかわらず一定の計算方法により算定されるものとされており、今後仮に金融2社が当社における業務量に比例する受託手数料の割合を高めようとする場合には、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

また、2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行され、2020年3月期から郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用（当社が負担すべき額を除く）は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「郵政管理・支援機構」といいます。）から当社に交付される交付金で賄われることとなり、これを契機に委託手数料が見直されました。

かかる交付金・拠出金制度の下で、今後も同手数料が見直される場合があり、その内容によっては当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、今後もユニバーサルサービスが利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、当社と金融2社との関係を引き続き強化していく所存であり、日本郵政が金融2社の株式を処分したことにより日本郵政による両社への影響力が低下・消滅した場合においてもこの関係は変わるものではないと当社としては考えております。しかし金融2社はユニバーサルサービスの提供に係る法的義務を負うものではなく、金融2社が、郵便局ネットワークに代替する販売チャネル（例えば、ATMの相互利用、オンライン取引、グループ外の企業への委託を含みますがこれらに限られません。）をより重視するようになった場合等や、窓口業務の健全・適切な運営確保の観点から特段の事由が生じた場合等、銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等の解除が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 国際物流事業に関するリスク

(a) トール社の業績に関するリスク

国際物流事業を担うトール社の事業の内、特に豪州国内物流を中心とするエクスプレス事業の業績は、豪州経済の影響を大きく受けております。今後、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による経済の影響や資源価格が下落し、豪州経済が低迷した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

トール社の業績は、当社による買収後に悪化し、当社は、2017年3月期の連結決算において、国際物流事業に係るのれん及び商標権の全額3,923億円並びに有形固定資産の一部80億円（合計4,003億円）の減損損失を特別損失として計上しております。また、当期末において、トール社は一部事業の固定資産について129億円の減損損失を特別損失として計上しております。このような状況を受け、トール社の業績回復・将来の成長への基盤を整えるための対策や、トール社の高成長地域への集中及び高成長分野への進出等の成長戦略を講じているところですが、かかる経営改善策及び成長戦略が功を奏せず、トール社の業績が向上しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、トール社の保有する物流設備その他の固定資産について更なる減損損失を計上する可能性もあります。

さらに、2020年1月にトール社は標的型サイバー攻撃を受け、一時的に全システムのシャットダウンを実施し、サービスの提供に影響を及ぼしました。さらに、同年5月に別の標的型サイバー攻撃を受けたことにより、再び全システムのシャットダウンを実施するとともに、情報流出が確認されたため、情報流出範囲の特定等、必要な対策を講じております。今後もサイバー攻撃を受け、業績に影響を及ぼす可能性があります。

す。

また、トール社は当社の買収以前に多数のM&Aを行い、事業統合を実施している過程にあります。しかしながら、当社グループとの事業統合も含め統合が予定どおり進捗しない場合には、複数のビジネス・ユニットによる取引先の競合やオペレーションの重複等が解消されないこと、複雑な業務及び設備、並びに異なる地理的エリアに存する多様な企業風土と異なる言語に基づく従業員を十分に管理できないこと、トール社と競合関係にある同業他社が、トール社より優れた革新的な商品、サービスを提供することで、トール社のマーケットシェア及び利益が低減すること、自然災害、事故等により、基幹ITシステム、主要な輸送手段、倉庫が損害等を受けること、更には、買収時に発見できなかった問題が発生すること等により、当社グループとして想定した買収効果を得ることができず、また、当社グループ又はトール社の既存事業に負の効果を及ぼして、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) トール社に適用される規制等

国際物流事業を担うトール社は、豪州を中心に、アジア太平洋地域等におけるフォワーディング、コントラクトロジスティクス等の国際的な事業活動を行っており、関連する国・地域の事業許可や租税に係る法・規制、運送、貿易管理、贈収賄防止、独占禁止、為替規制、環境、各種安全確保等の法・規制の適用を受けております。法令等の改正や新たな法規制等により、当社グループの競争条件が悪化したり、事業活動の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会等の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 為替変動・国際財務報告基準の適用のリスク

国際物流事業を担うトール社の連結財務諸表は外貨建て（豪ドル）で作成されていることから、大幅な為替相場の変動が生じた場合、外貨建ての資産・負債等が当社の連結財務諸表作成のために円換算される際に為替相場の変動による影響を受けるため、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、トール社の連結財務諸表は国際財務報告基準が適用されていることから、国際財務報告基準の変更により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 金利変動のリスク

トール社は、継続的に設備投資等を行っており、投資に当たっては自己資金を投入しているほか、金融機関からの借入等に依存する割合も少なくありません。トール社による金融機関からの借入等の利息は、将来の金利動向によっては資金調達コストの上昇による影響を受け、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 不動産事業に関するリスク

当社グループは、金融窓口事業において、当社が保有する不動産を有効活用して事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業、分譲住宅事業等の不動産事業を営んでおります。当該事業については、国内外の景気又は特定地域の経済状況や人口、市場における需給等の変化により、不動産価格や賃貸料の下落、空室率の上昇、建築資材の価格や工事労務費等の高騰、たな卸資産の増加、さらに、法的規制の変更、大規模災害や感染症の発生等の影響を受ける可能性があります。特に今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による緊急事態宣言等に伴い、テナント賃料の減額、開発中の案件における竣工時期の遅延等が想定され、ライフスタイルやオフィス需要の変化等の影響を受ける可能性があります。これらの事象により、当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼしたり、評価損・減損損失や売却損が発生する可能性があります。また、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

① 経営成績

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
営業収益	39,606	38,393
営業利益	1,820	1,790
経常利益	1,798	1,681
親会社株主に帰属する当期純利益	1,266	871

当連結会計年度、当社グループにおきましては、郵便・物流事業が増収であったものの、金融窓口事業及び国際物流事業の減収により、営業収益は3兆8,393億円（前期比3.1%減）、営業利益は1,790億円（前期比1.6%減）、経常利益は1,681億円（前期比6.5%減）となりました。また、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は871億円（前期比31.2%減）となり、前連結会計年度から減益となりました。

各事業セグメント別の事業の経過及び成果は、次のとおりであります。

(単位：億円)

セグメント	前連結会計年度		当連結会計年度	
	営業収益	営業利益	営業収益	営業利益又は営業損失(△)
郵便・物流事業	21,149	1,213	21,253	1,475
金融窓口事業	13,625	596	12,987	445
国際物流事業	7,006	103	6,349	△86
セグメント間消去	△2,175	13	△2,197	13
全社費用	—	△19	—	△22
その他調整額	—	△86	—	△34
合計	39,606	1,820	38,393	1,790

(a) 郵便・物流事業

郵便・物流事業につきましては、年賀状をはじめとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動等により、郵便の利用の維持を図るとともに、eコマース市場の拡大による荷物需要の増加に対応するため、オープン型宅配便ロッカー等を活用した「はこぼす」の利用拠点の拡大、ゆうパケットとゆうパックの中間サイズとなる「ゆうパケットプラス」の開始等、差出・受取利便性の高いサービスの提供による収益の拡大を図りました。

オペレーション面では、お客さまの利便性向上のほか、業務効率向上や不在再配達率の削減に向け、置き配の普及・拡大を進めるとともに、業務量に応じた担務別人件費・要員マネジメントの高度化等によるコストコントロールに取り組みました。

また、テレマティクスを活用した外務業務の適正化や効率化等に向けた試行や、音声認識AIによる再配達依頼自動受付の試行を実施したほか、ドローンや配送ロボットについても、将来的な実用化に向けての実証実験・試行を進める等、先端技術の活用に向けた取組を進めました。

加えて、お客さまの利便性向上に向け、郵便窓口へのキャッシュレス決済の導入を開始いたしました。

併せて、「コンプライアンスは経営上の最重要課題」との基本的な考え方に基づき、郵便物等の放棄・隠匿を含む部内犯罪の根絶、料金不適正収納の根絶、顧客情報の保護等に取り組みました。

これらの取組の結果、当連結会計年度、当社グループの郵便・物流事業におきましては、ゆうパックの数量増加と単価見直しによる荷物分野の増収等により、営業収益は2兆1,253億円（前期比0.5%増）となりました。

コストコントロールの取組等による営業費用の減少により、営業利益は1,475億円（前期比21.5%増）となりました。

また、当社の郵便・物流事業における当事業年度の営業収益は2兆1,084億円（前期比1.1%増）、営業利益は1,447億円（前期比21.4%増）となりました。

なお、当社における当事業年度の郵便物等の総取扱物数は、郵便物が163億5,005万通（前期比2.6%減）、ゆうメールが35億6,861万個（前期比2.2%減）、ゆうパックが9億7,446万個（前期比3.4%増）（うち、ゆうパケットが4億2,766万個（前期比19.7%増））となりました。

引受郵便物等の状況

区分	前事業年度		当事業年度	
	物数（千通・千個）	対前期比（%）	物数（千通・千個）	対前期比（%）
総計	21,373,205	△1.7	20,893,118	△2.2
郵便物	16,780,568	△2.6	16,350,052	△2.6
内国	16,739,042	△2.5	16,308,879	△2.6
普通	16,241,253	△2.7	15,801,320	△2.7
第一種	8,037,906	△0.7	7,971,018	△0.8
第二種	6,049,307	△2.7	5,841,301	△3.4
第三種	197,178	△3.2	189,844	△3.7
第四種	16,104	△3.5	15,577	△3.3
年賀	1,911,293	△8.9	1,725,673	△9.7
選挙	29,465	△40.8	57,906	96.5
特殊	497,789	1.5	507,559	2.0
国際（差立）	41,526	△12.0	41,173	△0.8
通常	23,781	△18.0	24,887	4.6
小包	3,521	△13.5	2,823	△19.8
国際スピード郵便	14,223	0.5	13,463	△5.3
荷物	4,592,637	1.8	4,543,066	△1.1
ゆうパック	942,214	7.6	974,457	3.4
（再掲）ゆうパケット	357,167	36.6	427,659	19.7
ゆうメール	3,650,423	0.4	3,568,609	△2.2

（注） 1. 第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の概要／特徴は、次のとおりであります。

種類	概要／特徴
第一種郵便物	お客さまがよく利用される「手紙」（封書）のことであります。一定の重量及び大きさの定形郵便物とそれ以外の定形外郵便物に分かれます。また、郵便書簡（ミニレター）、特定封筒（レターパックライト）及び小型特定封筒（スマートレター）も含んでおります。
第二種郵便物	お客さまがよく利用される「はがき」のことであります。通常はがき及び往復はがきの2種類があります。年賀郵便物の取扱期間（12/15～1/7）以外に差し出された年賀はがきを含んでおります。
第三種郵便物	新聞、雑誌等年4回以上定期的に発行する刊行物で、当社の承認を受けたものを内容とするものであります。
第四種郵便物	公共の福祉の増進を目的として、郵便料金を低料又は無料としているものであります。通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物があります。
2.	年賀は、年賀郵便物（年賀特別郵便（取扱期間12/15～12/28）及び12/29～1/7に差し出された年賀はがきで消印を省略したもの）の物数であります。
3.	選挙は、公職選挙法に基づき、公職の候補者又は候補者届出政党から選挙運動のために差し出された通常はがきの物数であります。別掲で示しております。
4.	特殊は、速達、書留、特定記録、本人限定受取等の特殊取扱（オプションサービス）を行った郵便物の物数の合計であります。交付記録郵便物特定封筒（レターパックプラス）及び電子郵便（レタックス、Webゆうびん、e内容証明）を含んでおります。
5.	国際通常郵便物は、2019年4月以降の集計方法を変更しております。なお、過去の通数との整合性を確保するため、過年度分については組替えを行っておりません。
6.	ゆうパックは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。
7.	ゆうメールは、一般貨物法制の規制を受けて行っている3kgまでの荷物の愛称であります。主に冊子とした印刷物やCD・DVD等をお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。

(b) 金融窓口事業

金融窓口事業につきましては、かんぽ生命保険の不適正募集の発覚に伴い、お客さまからの信頼回復に向けた取組を最優先で進めてきました。

また、お客さまの将来のライフプランに寄り添い、その目的に合った商品及びサービスを幅広く提供できるよう、募集品質の向上、業務知識の強化、コミュニケーションスキルの向上等、お客さま本位の営業活動と総合的なコンサルティングサービスに寄与する各種研修を実施しました。

さらに、郵便局のショッピングセンター内等への新規出店や既存店舗の配置見直し等を通じ、郵便局ネットワークの最適化に取り組むとともに、ネットワークの価値を高めるため、地方公共団体事務の包括受託や郵便局窓口での地方銀行の手続事務受付等、地方公共団体や他企業と連携したサービス展開や地方創生の取組拡大を行う等、地域ニーズに応じた多様な郵便局の展開を進めてまいりました。

併せて、「コンプライアンスは経営上の最重要課題」との基本的考え方にに基づき、前述の保険募集の問題に取り組んだほか、顧客情報の保護、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に取り組みました。

また、不動産事業においては、JPタワー等による事務所、商業施設、住宅や保育施設等の賃貸事業等を行いました。

これらの取組の結果、当連結会計年度、当社グループの金融窓口事業におきましては、かんぽ生命保険商品について、2019年7月から積極的な提案を控えたこと及び2020年1月から行政処分に伴い募集を停止したことによる保険手数料の減少や、一部事業の絞込みに伴う物販事業の減収等により、営業収益は1兆2,987億円（前期比4.7%減）となりました。営業費用も人件費をはじめ減少したものの、営業利益は445億円（前期比25.2%減）となりました。

また、当社の金融窓口事業における当事業年度の営業収益は1兆1,906億円（前期比3.8%減）、営業利益は419億円（前期比24.4%減）となりました。

なお、当社における当事業年度の金融サービス及び物販事業における商品・サービスの販売実績は、次のとおりであります。

イ. 国債販売状況

	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
長期	2,854	2,896
個人向け	52,863	53,453
合計	55,718	56,349

（注）ゆうちょ銀行が販売した国債のうち、当社において取り扱った実績であります。

ロ. 投資信託販売状況

	前事業年度	当事業年度
件数 （件）	1,389,493	2,048,947
金額 （百万円）	328,222	236,544

（注）ゆうちょ銀行が販売した投資信託のうち、当社において取り扱った実績であります。

ハ. 生命保険・年金保険販売状況

		前事業年度	当事業年度
個人保険	件数 (件)	1,574,712	538,689
	金額 (百万円)	5,028,112	1,478,282
個人年金保険	件数 (件)	397	542
	金額 (百万円)	1,932	3,505

(注) かんぽ生命保険が販売した生命保険・年金保険のうち、当社において新規にご契約いただいた実績であります。

ニ. 物販事業

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
金額	111,938	107,762

(注) カタログ販売等の物販事業において、当社が販売した商品・サービスの実績であります。

(c) 国際物流事業

国際物流事業につきましては、引き続き、当社の子会社であるトール社をグローバル展開のための中核と位置づけ、グループの企業価値向上に資するよう、業績向上に取り組みました。また、J P トール社を活用し、コントラクトロジスティクスを中心としたBtoB事業の拡大に取り組みました。しかしながら、当連結会計年度、従来からの豪州経済の低成長や米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大の影響に加え、2020年1月に発生した標的型サイバー攻撃の影響もあり、トール社を取り巻く事業環境は大変厳しい状況となりました。

これらの結果、当連結会計年度、当社グループの国際物流事業におきましては、営業収益は6,349億円 (前期比9.4%減) となり、費用面でも人件費等の固定費負担が重く、営業損益 (EBIT) は86億円の損失 (前期は103億円の営業利益) となりました。

生産、受注及び販売の状況につきましては、当社グループは郵便・物流事業、金融窓口事業及び国際物流事業を営んでおり、受注生産形態をとらない業態であるため、記載を省略しております。

なお、主要な相手先である金融2社からの金融窓口事業に係る営業収益及び営業収益に占める割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
ゆうちょ銀行	604,543	15.3	373,098	9.7
かんぽ生命保険	360,528	9.1	251,147	6.5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記のほか、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）」に基づき、当連結会計年度から郵便局ネットワークの維持に不可欠な費用は、当社が負担すべき額を除き、金融2社からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から当社に交付される交付金で賄われることとなっております。当連結会計年度に当社が郵政管理・支援機構から交付を受けた交付金の額は295,273百万円であります。

② 財政状態

当連結会計年度末における流動資産は、ゆうパック等の荷物分野の収益拡大に伴う営業キャッシュ・フローの増加による「現金及び預金」の増加（前期末比487億円増）等の要因により、前連結会計年度末より16億円増加し、2兆3,687億円となりました。固定資産は、トール社及び傘下の関係会社が当連結会計年度より、「リース」（IFRS第16号 2016年1月13日、以下「IFRS第16号」といいます。）を適用したことにより「使用権資産」が増加（前期末比1,324億円増）した一方で、減価償却の進捗や為替の影響（対豪ドル円高）等により、前連結会計年度末より50億円減少し、2兆8,106億円となりました。この結果、総資産は前連結会計年度末より33億円減少し、5兆1,794億円となりました。

当連結会計年度末における流動負債は、トール社等における「短期借入金」が増加（前期末比352億円増）した一方で、印紙の売りさばき減による「預り金」の減少（前期末比329億円減）等の要因により、前連結会計年度末より78億円減少し、2兆729億円となりました。固定負債は、「退職給付に係る負債」が減少（前期末比156億円減）した一方で、トール社及び傘下の関係会社が当連結会計年度よりIFRS第16号を適用したことによる「リース債務」の増加（前期末比1,318億円増）により、前連結会計年度末より642億円増加し、2兆2,510億円となりました。この結果、負債合計は前連結会計年度末より563億円増加し、4兆3,240億円となりました。

当連結会計年度末における純資産は、配当金の支払等の要因により、前連結会計年度末より597億円減少し、8,553億円となりました。この結果、自己資本比率は16.3%（前連結会計年度末は17.4%）となりました。

セグメントごとの資産は、次のとおりであります。

(a) 郵便・物流事業

郵便・物流事業につきましては、ゆうパック等の荷物分野の収益拡大に伴う営業キャッシュ・フローの増加により現金及び預金が増加した一方、減価償却の進捗に伴い建物等が減少したこと等により、当連結会計年度末におけるセグメント資産は、前連結会計年度末より275億円減少し、2兆240億円となりました。

(b) 金融窓口事業

金融窓口事業につきましては、交付金制度の導入に伴い営業未収入金が減少したこと等により、当連結会計年度末におけるセグメント資産は、前連結会計年度末より704億円減少し、2兆5,967億円となりました。

(c) 国際物流事業

国際物流事業につきましては、トール社及び傘下の関係会社が当連結会計年度より、IFRS第16号を適用したことに伴い使用権資産が増加したこと等により、当連結会計年度末におけるセグメント資産は、前連結会計年度末より984億円増加し、5,657億円となりました。

③ キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末より563億円増加し、1兆8,939億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、当連結会計年度は2,138億円の収入となり、前連結会計年度より103億円収入が増加しました。これは主に、「売上債権の増減額」が前連結会計年度より減少（前期比410億円減）したことや、「郵便局資金預り金の増減額」の変動がなかった（前期比400億円増）一方で、「未払消費税等の増減額」が減少（前期比391億円減）したことや、「税金等調整前当期純利益」が前連結会計年度より減少（前期比344億円減）したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、当連結会計年度は749億円の支出となり、前連結会計年度より694億円支出が減少しました。これは主に、金融窓口事業において、不動産開発への投資等が減少したことや、国際物流事業において、設備投資が一巡したことにより、「有形固定資産の取得による支出」が前連結会計年度より減少（前期比543億円減）したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度は167億円の収入であったのに対し、当連結会計年度は806億円の支出となりました。これは主に、「配当金の支払額」が前連結会計年度より増加（前期比720億円増）したことによるものであります。

なお、当連結会計年度後1年間の各セグメントにおける資本的支出の予定及び資金の調達方法については、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態

当連結会計年度末における資産合計は5兆1,794億円となり、うち流動資産は2兆3,687億円、固定資産は2兆8,106億円となりました。

流動資産のうち「現金及び預金」は1兆9,207億円となり、流動資産の81.1%を占めております。この中には、流動負債に計上しております「預り金」（主に郵便局の印紙売りさばきに係るもの）2,470億円及び「郵便局資金預り金」（郵便局の払戻資金として、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険から預かっているもの）8,700億円の見合いの現金及び預金が含まれており、これらを控除した実質的な「現金及び預金」は8,036億円となります。

固定資産のうち「有形固定資産」は2兆6,824億円となり、固定資産の95.4%を占めております。

なお、「現金及び預金」及び「有形固定資産」で資産合計の88.9%を占めております。

当連結会計年度末における負債合計は4兆3,240億円となり、うち流動負債は2兆729億円、固定負債は2兆2,510億円となりました。

流動負債のうち上記の「預り金」及び「郵便局資金預り金」が合計で1兆1,170億円となり、流動負債の53.9%を占めております。

固定負債のうち「退職給付に係る負債」は1兆9,947億円となり、固定負債の88.6%を占めております。

なお、「預り金」、「郵便局資金預り金」及び「退職給付に係る負債」で負債合計の72.0%を占めております。

当連結会計年度末における純資産合計は8,553億円、自己資本比率は16.3%となり、配当による利益剰余金の減少等により前連結会計年度末対比で1.1ポイント低下しております。

(b) 経営成績

当連結会計年度、当社グループにおきましては、営業収益は、郵便・物流事業がゆうパケットの数量増と荷物の単価見直し等により増収であったものの、金融窓口事業及び国際物流事業の減収により3兆8,393億円（前期比3.1%減）、営業利益は1,790億円（前期比1.6%減）、営業利益率は4.7%（前期比0.1ポイント上昇）、経常利益は1,681億円（前期比6.5%減）となりました。また、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、トール社の特別損失の計上等により871億円（前期比31.2%減）となり、前連結会計年度から減益となりました。

2021年3月期の通期連結業績予想では、郵便物の減少傾向に加え、かんぽ生命保険からの保険窓口業務契約等に基づく受託手数料の減少等により、営業利益は550億円（当期比1,240億円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は0億円（当期比871億円減）と大幅な減益を見込んでおります。

各事業セグメント別ごとの経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容においては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 経営成績」に記載しております。

(c) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しております。

なお、かんぽ生命保険との間で締結している保険窓口業務契約等に基づく受託手数料については、2020年度分を含め、両社間で引き続き協議を継続しているところであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載

(a) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローが2,138億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが749億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが806億円の支出となった結果、現金及び現金同等物は563億円増加しました。

なお、投資活動によるキャッシュ・フローに関しまして、「有形固定資産の取得による支出」754億円及び「無形固定資産の取得による支出」189億円の合計額は944億円であり、「減価償却費」1,850億円以下の金額に収まっております。

(b) 資本の財源及び資金の流動性

当社は、日本郵政株式会社の完全子会社として、資本金と資本準備金の出資を受けております。運転資金及び設備投資資金につきましては、主に内部留保と営業活動によるキャッシュ・フローにより対応しております。

なお、一部の子会社につきましては、金融機関からの借入により資金調達を行っております。また、当連結会計年度末で、実質的な「現金及び預金」は8,036億円と、平均月商3,199億円の2.5ヶ月分に相当する金額を有しており、引き続き必要な資金の流動性を確保しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するに当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(a) 収益の認識

当社グループの郵便業務等収益のうち、切手販売収入等に関しては実現主義に基づき使用時に収益計上するため、連結決算日時点における未使用額を前受郵便料として負債計上しております。

前受郵便料については、郵便切手類販売所における郵便切手類の買受額及び在庫額等の前提条件を基に合理的な金額を算出しているため、前提条件が変更された場合、前受郵便料及び郵便業務等収益が変動する可能性があります。

(b) 退職給付

当社及び一部の連結子会社の従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、昇給率、退職率及び年金資産の長期期待運用収益率等が含まれます。当社及び一部の連結子会社は毎年数理計算の基礎となる前提条件を見直しており、必要に応じて、その時々々の市場環境等をもとに調整を行っております。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 固定資産の減損

当社グループは、原則として内部管理上独立した業績報告が行われる単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローに基づき合理的に算定しております。

固定資産の回収可能価額について、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件が変更された場合、固定資産の減損を実施し、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

(d) 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を評価するに際して、将来の課税所得を合理的に見積っております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存しますので、その見積額が減少し繰延税金資産の一部又は全部を将来回収できないと判断した場合、あるいは税率変動等を含む各国税制の変更等があった場合、その判断を行った期間に繰延税金資産が減額され税金費用が計上されます。

4【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

(1) 日本郵政グループ協定等

① 日本郵政グループ協定等の締結について

当社は、日本郵政及び金融2社との間で、「日本郵政グループ協定」及び「日本郵政グループ運営に関する契約」（以下、「グループ協定等」といいます。）を締結（いずれも2015年4月1日）しております。

グループ協定等において、当社、日本郵政及び金融2社が、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営（グループ全体の企業価値の維持・向上のための諸施策の策定及びその遂行をいいます。）に係る基本的事項について合意することにより、日本郵政及び金融2社の上場後においても、引き続きグループ会社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を維持しております。グループ協定等の締結は、グループ会社、ひいてはグループ全体の企業価値の維持・向上に寄与していると考えております。

② ブランド価値使用料について

グループ協定等に基づき、当社は、日本郵政に対しブランド価値使用料を支払っております。ブランド価値使用料は、日本郵政グループに属することにより、日本郵政グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価、すなわち、郵政ブランドに対するロイヤリティの性格を有するものであります。

ブランド価値使用料は、日本郵政グループに属することによる利益が当社及び金融2社の業績に反映されていることを前提とし、当社及び金融2社が享受する利益が直接的に反映される指標を業績指標として採用し、業績指標に一定の料率を掛けて額を算定することとしております。

(2) 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約（期間の定めのない契約）

当社は、日本郵便株式会社法第5条の責務として、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにするユニバーサルサービス義務を果たすために、ゆうちょ銀行との間で、銀行窓口業務契約を締結（2012年10月1日）するとともに、かんぽ生命保険との間で、保険窓口業務契約を締結（2012年10月1日）しております。

銀行窓口業務契約では、当社が、ゆうちょ銀行を関連銀行として、通常貯金、定額貯金、定期貯金の受入れ及び普通為替、定額小為替、通常払込み、電信振替の取引を内容とする銀行窓口業務を営むこととしております。

保険窓口業務契約では、当社が、かんぽ生命保険を関連保険会社として、普通終身保険、特別終身保険、普通養老保険及び特別養老保険の募集並びにこれらの保険契約に係る満期保険金及び生存保険金の支払いの請求の受理の業務を営むこととしております。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り解除することはできないものと定めております。

(3) 銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約並びに生命保険募集・契約維持管理業務委託契約

① 銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約（期間の定めのない契約）

当社は、ゆうちょ銀行との間で、銀行代理業に係る業務の委託契約（2007年9月12日（締結）、2008年4月22日（変更）、2012年10月1日（変更））、金融商品仲介業に係る業務の委託契約（2007年9月12日（締結）、2012年10月1日（変更））を締結しております。

当社が、銀行代理業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の銀行窓口業務契約で定めた業務を含め、銀行代理業務、手形交換業務、告知事項確認業務等であります。

当社が、金融商品仲介業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、金融商品仲介業務、本人確認事務等であります。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面による通知により解除することができるものと定めておりますが、銀行窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定める

ところによります。

② 生命保険募集・契約維持管理業務委託契約（期間の定めのない契約）

当社は、かんぽ生命保険との間で、生命保険募集・契約維持管理業務の委託契約を締結（2007年9月12日（締結）、2012年10月1日（変更）、2014年9月30日（変更）、2016年3月31日（変更））しております。

当社が、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の保険窓口業務契約で定めた業務を含め、保険契約の締結の媒介、保険金、年金、返戻金、貸付金及び契約者配当金等の支払等でありませ

ず。なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面による通知により解除することができるものと定めておりますが、保険窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定めるところによります。

(4) 郵便貯金管理業務再委託契約及び簡易生命保険管理業務再委託契約

① 郵便貯金管理業務再委託契約（期間の定めのない契約）

当社は、ゆうちょ銀行との間で、ゆうちょ銀行が郵政管理・支援機構から受託している郵便貯金管理業務について、当社が郵便貯金管理業務の一部を営むこととする郵便貯金管理業務の再委託契約（2007年9月12日（締結）、2008年9月30日（変更）、2012年10月1日（変更））を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面による通知により解除することができるものと定めております。

② 簡易生命保険管理業務再委託契約（期間の定めのない契約）

当社は、かんぽ生命保険との間で、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受託している簡易生命保険管理業務について、当社が簡易生命保険管理業務の一部を営むこととする簡易生命保険管理業務再委託契約（2007年9月12日（締結）、2012年10月1日（変更））を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定めております。

(5) 総括代理店委託契約（1年ごとの自動更新）

かんぽ生命保険は、かんぽ生命保険を保険者とする生命保険契約の募集を行う簡易郵便局に対する指導・教育等について、当社と総括代理店契約（2007年9月12日（締結）、2012年10月1日（変更））を締結しております。

なお、本契約は、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定められております。また、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約（上記(3)②）が解除された場合は、予告なしに解除することができるものと定められております。

(参考1) 金融2社との委託手数料

当社は、金融2社との間で、上記(2)、(3)、(4)、(5)に係る業務の対価としての委託手数料の算定方法等を定めております。

ゆうちょ銀行とは、委託手数料支払要領を締結しており、2019年度からは基本委託手数料として、平均総預かり資産残高に応じて支払われる「貯金や投資信託の預かり資産に係る事務等」、送金決済取扱件数に応じて支払われる「送金決済その他役務の提供事務等」の手数を設定しております。なお、2018年度までは、郵便局維持に係る「窓口基本手数料」、平均貯金残高に応じて支払われる「貯金の預払事務等」、送金決済取扱件数に応じて支払われる「送金決済その他役務の提供事務等」、資産運用商品の販売額及び平均投信残高に応じて支払われる「資産運用商品の販売事務等」の手数を設定しておりました。

これに営業目標達成や事務品質の向上を確保するため、成果に見合った「営業・事務報奨」を合わせた手数料となっております。

基本委託手数料は、ゆうちょ銀行での単位業務コストをベースに、当社での取扱実績等に基づき委託業務コストに見合う額を算出し、その前年度からの増減率を、前年度の基本委託手数料に乗じて算出することとしております。

ただし、2019年度の基本委託手数料については、前年度の基本委託手数料が算定方法を変更する前であり、乗じる対象がないため、委託業務コストに見合う額から交付金で賄われる部分を除いて算出することとしております。

かんぽ生命保険とは、代理店手数料規程等を定めており、募集した新契約に応じて支払われる「募集手数料」、保有契約件数等に応じて支払われる「維持・集金手数料」、総括代理店契約業務に対して支払われる「総括代理店手数料」が設定されております。

これに一定基準以上の実績の確保や契約維持管理のための活動促進等のため、成果に見合った「ボーナス手数料」等のインセンティブを合わせた手数料となっております。

募集手数料は複数年の分割払いとなっております。維持・集金手数料に設定されている単価は、実地調査に基づく所要時間や、これに係る人件費等を基に算出されており、原則3年ごとに改正を実施しております。

なお、かんぽ生命保険から日本郵便に支払われる委託手数料に関しては、事業環境の変化を踏まえ、2020年度も含め、今後の手数料体系について、引き続き検討することとしております。

(参考2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要及び金融2社との業務委託契約への影響

2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、2019年4月1日に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の名称が「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更され、また、郵政管理・支援機構の目的として、「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与すること」が追加されました。

郵便局ネットワーク維持に要する費用は、従来、当社と関連銀行・関連保険会社との間の契約に基づく委託手数料により賄われていましたが、当該費用のうち当社が負担すべき額を除く不可欠な費用は、本法に基づき、2019年度から、金融2社からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から当社に交付される交付金で賄われています。

当該不可欠な費用の算定方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎とした次の費用の合計額となります。

- イ. あまねく全国において郵便局でユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における人件費、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、現金の輸送及び管理に要する費用、並びに固定資産税及び事業所税
- ロ. 簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最小限度の委託に要する費用

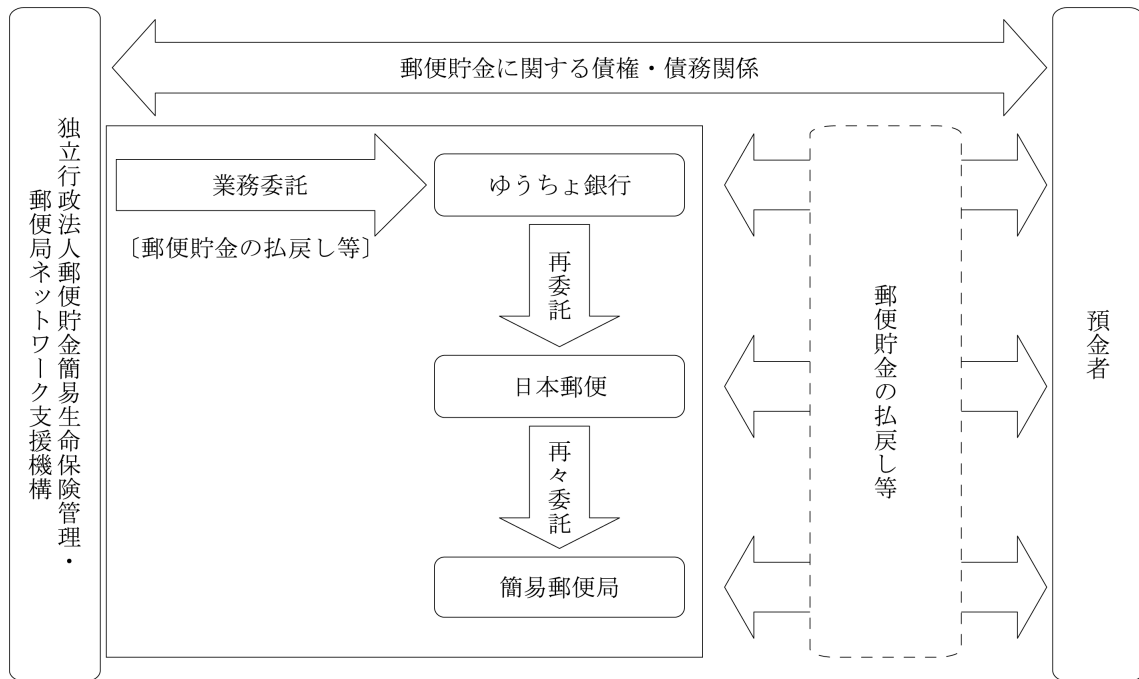
当該不可欠な費用及び交付金・拠出金の算定等に係る郵政管理・支援機構の事務経費は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局ネットワークの利用の度合等に応じて按分され、銀行窓口業務に係る按分額をゆうちょ銀行が、保険窓口業務に係る按分額をかんぽ生命保険が拠出金として拠出することとなり、拠出金の額は郵政管理・支援機構が年度ごとに算定し、総務大臣の認可を受けることとされております。

なお、2020年度にゆうちょ銀行が支払う拠出金の額は2,374億円、かんぽ生命保険が支払う拠出金の額は560億円です。

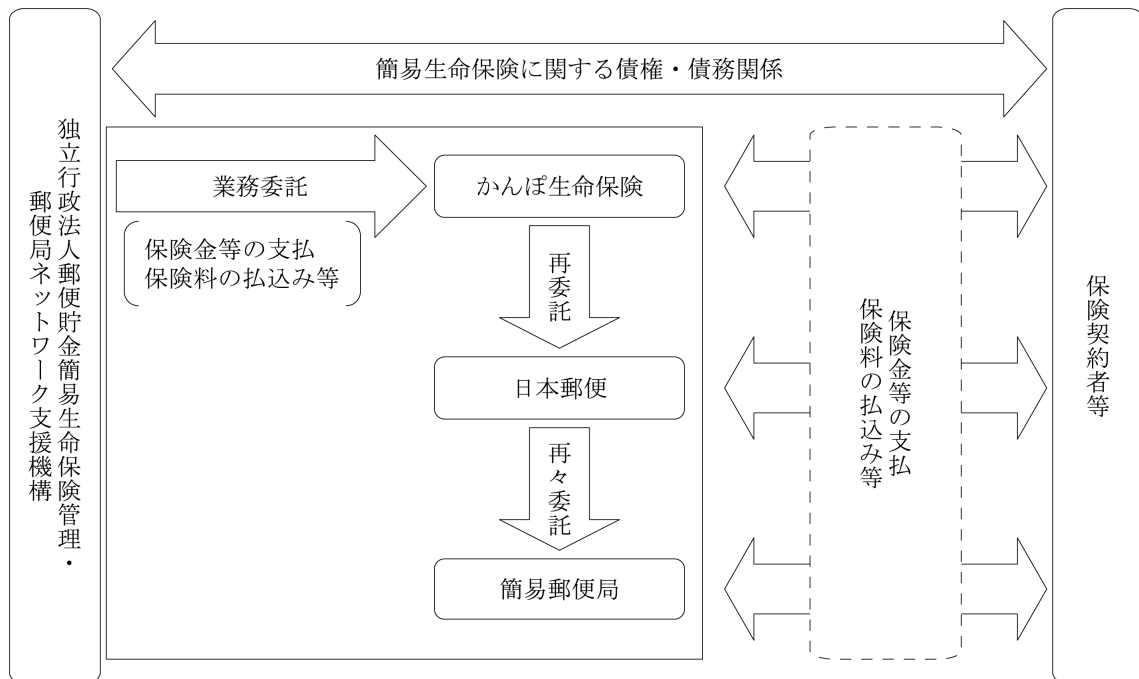
また、当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用が、当社が負担すべき額を除き、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から当社に交付される交付金で賄われることとなり、これを契機にゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が業務委託契約等に基づいて当社に支払っている委託手数料についても2019年度から見直しを行っております。銀行代理業務手数料は、郵便局ネットワーク維持に係る「窓口基本手数料」を廃止する等、保険代理業務手数料は、保有契約件数等に応じて支払われる「維持・集金手数料」のうち、郵便局数等に応じて支払われる手数料を対象に減額する等の見直しを行いました。

(参考3) 郵政管理・支援機構と契約している業務委託契約の関係は、以下のとおりであります。

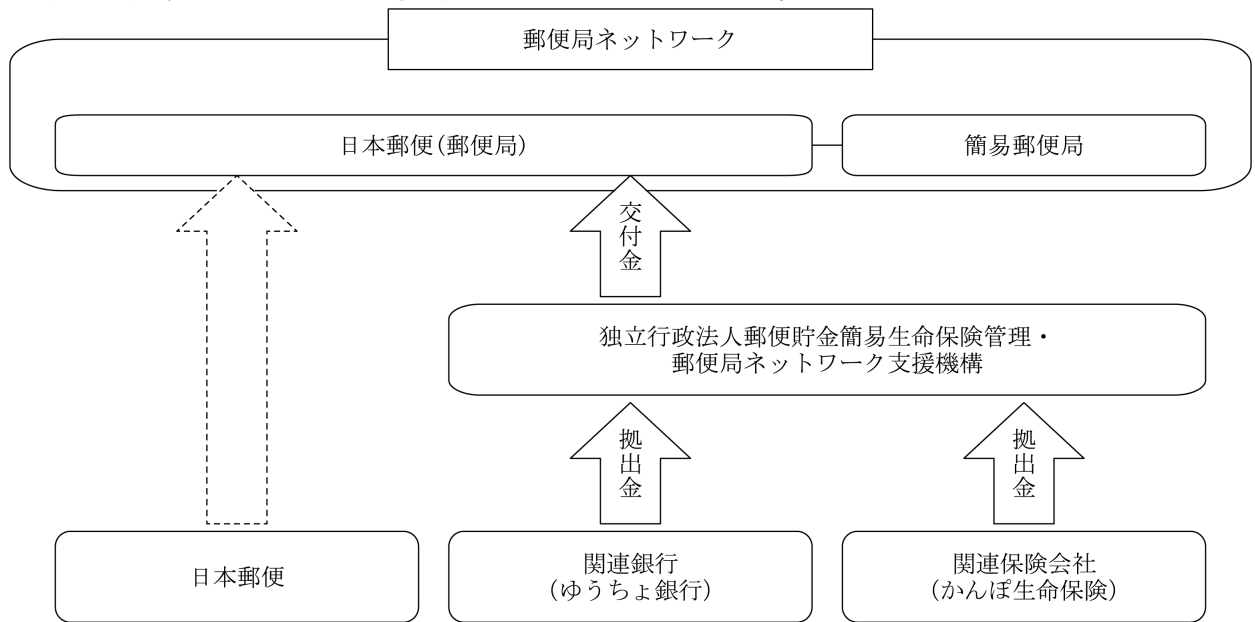
① 郵便貯金管理業務委託契約



② 簡易生命保険管理業務委託契約



(参考4) 郵便局ネットワーク支援の関係は以下のとおりであります。



(6) 郵便局局舎の賃貸借契約

当社は、当社の営業所である郵便局を関係法令に適合するように設置するため、15,301局の郵便局局舎（2020年3月31日現在）と賃貸借契約を締結しております。このうち従業員等との間で賃貸借契約を締結している局舎の数が4,686局となっておりますが、これは明治初期の国家財政基盤が不安定な時代にあつて、予算的な制約を乗り越え、郵便を早期に全国に普及させるため、地域の有力者が業務を請け負い、郵便局の局舎として自宅を無償提供したことが起源となっているものであります。また、1948年4月に従業員の局舎提供義務が廃止されたことに伴い、すべての郵便局局舎について賃貸借契約を締結することといたしました。その後、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化を推進しており、賃貸借契約についても必要に応じて見直しを行い、現在に至っております。

郵便局局舎の賃借料については、従業員等との賃貸借契約を含め、積算法又は賃貸事例比較法に基づき算定しており、定期的に不動産鑑定士による検証等の見直しを実施しております。最近5年間の賃借料総額の実績は、2015年度分600億円、2016年度分597億円、2017年度分595億円、2018年度分594億円、2019年度分594億円になっております。

一部の郵便局局舎の賃貸借契約については、当社の都合で、その全部又は一部を解約した場合で、貸主が当該建物を他の用途に転用することが出来ず損失を被ることが不可避な場合には、貸主から補償を求めることが出来る旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、2020年3月31日現在、発生する可能性のある解約補償額は688億円であります。なお、当社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等ときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

賃貸借契約の契約期間は、2010年6月までに締結した契約については1年間の自動更新となっておりますが、これまで郵便局局舎は長期間、使用しているという実態を踏まえ経済合理性の観点から、長期賃貸を前提とした契約内容に見直しを行ったため、2010年7月以降に締結する契約については、税法上の耐用年数に10年を加えた年数としております。

(7) 簡易郵便局の郵便窓口業務等委託契約

当社は、簡易郵便局受託者（2020年3月31日現在、3,746者）との間で、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託契約、荷物の運送の取扱いに関する業務の委託契約、銀行代理業に係る業務の再委託契約、郵便貯金管理業務の再再委託契約、生命保険契約維持管理業務の再委託契約、簡易生命保険管理業務の再再委託契約及びカタログ販売等業務に係る委託契約（受託者によっては各契約の一部）を締結しております。なお、簡易郵便局の郵便窓口業務等委託契約の期間は3年間であります。

（参考）簡易郵便局受託者の資格については、簡易郵便局法の規定により、禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの等を除く、以下の者でなければならないと定められております。

- ① 地方公共団体
- ② 農業協同組合
- ③ 漁業協同組合
- ④ 消費生活協同組合（職域による消費生活協同組合を除く。）
- ⑤ ①から④までの者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、ネットワーク維持や将来の増収・効率化に向けた投資を行っております。
当連結会計年度における設備投資の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	摘要
郵便・物流事業	29,490	郵便局施設・設備の改修等
金融窓口事業	23,217	郵便局施設・設備の改修等
国際物流事業	41,115	船舶の更改等
計	93,824	

- (注) 1. 上記の金額には消費税等を含んでおりません。
2. 所要資金については、自己資金及び借入金で充当しております。
3. 設備投資には、無形固定資産の取得に係る投資を含んでおります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における当社グループの主要な設備の状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
道央札幌郵便局 ほか1,477局 (北海道地区)	郵便・ 物流事業 金融窓口 事業	郵便局等	57,038	1,964	18,668 (594)	—	2,020	79,691	9,777 [7,096]
新仙台郵便局 ほか2,497局 (東北地区)		郵便局等	53,727	2,865	29,857 (825)	1	2,498	88,950	14,503 [9,659]
新岩槻郵便局 ほか2,566局 (関東地区)		郵便局等	80,036	2,919	72,848 (998)	2	4,151	159,957	24,660 [19,754]
新東京郵便局 ほか1,478局 (東京地区)		郵便局等	71,588	6,579	249,157 (482)	13,765	3,609	344,701	21,427 [15,176]
川崎東郵便局 ほか1,024局 (南関東地区)		郵便局等	47,822	2,944	60,286 (357)	4	2,026	113,084	12,007 [9,298]
長野東郵便局 ほか1,292局 (信越地区)		郵便局等	29,722	1,527	16,369 (368)	—	1,230	48,850	7,123 [4,570]
新金沢郵便局 ほか834局 (北陸地区)		郵便局等	16,288	687	11,736 (209)	—	802	29,515	4,534 [3,184]
名古屋神宮郵便局 ほか2,360局 (東海地区)		郵便局等	63,785	3,539	56,890 (728)	1	3,195	127,411	19,586 [13,266]
新大阪郵便局 ほか3,426局 (近畿地区)		郵便局等	97,964	4,676	116,487 (939)	6	4,891	224,026	29,090 [20,759]
広島郵便局 ほか2,205局 (中国地区)		郵便局等	48,096	2,621	40,042 (607)	0	2,398	93,159	12,547 [7,616]
松山西郵便局 ほか1,140局 (四国地区)		郵便局等	20,432	789	19,200 (298)	—	1,141	41,564	6,674 [4,222]
熊本北郵便局 ほか3,396局 (九州地区)		郵便局等	53,271	2,282	55,862 (890)	3	3,538	114,958	19,536 [12,544]
那覇中央郵便局 ほか195局 (沖縄地区)		郵便局等	6,820	156	5,643 (81)	—	369	12,990	1,642 [1,380]
J Pタワービル ほか65物件 (東京地区ほか)		賃貸不動産	139,642	441	263,622 (115)	5	1,206	404,918	— [—]
本社等 その他施設	事務所等	127,214	2,907	207,078 (1,307)	5	73,731	410,936	10,151 [3,794]	

- (注) 1. 当社は類似の事業を営む郵便局等の事業所を多数設置しているため、代表的な事業所名及び関係するセグメントの名称と合わせて、事業所の所在する地域又は事業の用途ごとに設備の状況を開示する方法によっております。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに建設仮勘定であります。なお、金額には消費税等を含んでおりません。
3. 事業所には、賃借している郵便局、簡易郵便局等を含んでおります。
4. 上記のほか、当社の連結会社以外の者から賃借している土地・建物等の年間賃借料は68,843百万円であります。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含み、派遣社員を除く。）は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 国内子会社の状況

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
日本郵便輸送 株式会社	東京支社 江東営業所 新砂営業所 (東京都江東区)	郵便・ 物流事業	支社営業所 施設	1,428	105	9,664 (25)	-	6	11,204	154 [76]
	目黒営業所他 (東京都目黒区)		営業所施設 ・賃貸施設	137	2	4,088 (4)	-	0	4,229	14 [15]
トールエクス プレスジャパン 株式会社	厚木支店 (神奈川県 愛甲郡)	国際物流 事業	荷捌場・ 管理事務所	97	124	2,921 (20)	-	35	3,179	48 [22]

- (注) 1. トールエクスプレスジャパン株式会社は、当連結会計年度より、IFRS第16号を適用しております。
2. 日本郵便輸送株式会社の帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに建設仮勘定であります。また、トールエクスプレスジャパン株式会社の帳簿価額のうち「その他」には、IFRS第16号適用による使用権資産を含んでおります。なお、金額には消費税等を含んでおりません。
3. 上記のほか、当社の連結会社以外の者から賃借している土地・建物等の年間賃借料は1,317百万円であります。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含み、派遣社員を除く。）は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。

(3) 在外子会社の状況

2020年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
トール社 及び 同社傘下 の子会社	LOYANG, SINGAPORE	国際物流 事業	ロジスティ クス施設	24,726	297	-	-	7,679	32,702	99 [-]
	MELBOURNE, AUSTRALIA		船舶及び 港湾施設	5,585	10,582	-	-	3,557	19,725	431 [23]
	TUAS, SINGAPORE		ロジスティ クス施設	10,835	1,156	-	-	977	12,969	250 [-]

- (注) 1. トール社及び同社傘下の子会社は、当連結会計年度より、IFRS第16号を適用しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」には、IFRS第16号適用による使用権資産を含んでおります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は3月末の人員数を[]内に外書きで記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、多種多様な事業を行っていることから、設備の新設、除却等の計画については、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	2020年3月末計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
郵便・物流事業	52,379	郵便局施設・設備の改修等	自己資金等
金融窓口事業	87,915	郵便局施設・設備の改修等	自己資金等
国際物流事業	270 百万豪ドル	車両の購入等	自己資金等

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含んでおりません。

2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	10,000,000	非上場	当社は単元株制度を採用して おりません。
計	10,000,000	10,000,000	—	—

(注) 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年6月23日(注)	—	10,000,000	—	400,000	△257,489	142,510

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	10,000,000	—	—	—	10,000,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本郵政株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	10,000	100.00
計	—	10,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000,000	10,000,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000,000	—

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、一定の内部留保を確保し、各種投資活動により経営基盤を強化すると同時に、株主への継続的・安定的な利益還元を行うことに留意しつつ、完全親会社である日本郵政の経営方針に従って、配当を行ってまいります。

なお、当社の剰余金の配当は、期末配当として年1回行うことを基本方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2020年6月24日 定時株主総会決議	43,577	4,357.77

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

日本郵政グループは、適切なコーポレートガバナンスの実現が経営の最重要課題の一つであることを認識しており、グループ各社が社内でコーポレートガバナンス体制を構築しております。当社では、以下の体制により、適切なコーポレートガバナンスの実現に取り組んでおります。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

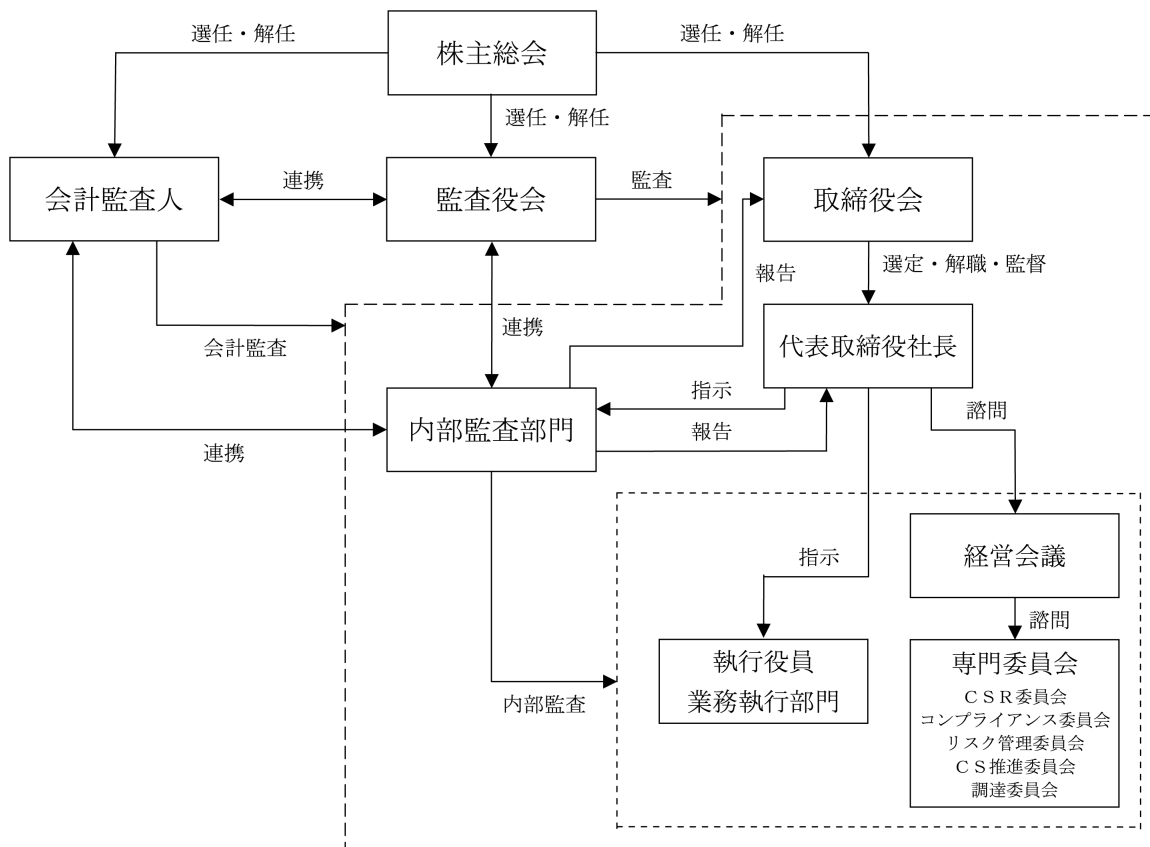
(a) 会社の機関の基本説明

当社の株式は、全て日本郵政が保有しており、会社形態は監査役会設置会社としております。株主総会、取締役、監査役及び会計監査人のほか、取締役会及び監査役会を設けております。監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成し、専任の補助者からなる事務局を置き、取締役からの独立性を確保しております。また、業務執行機能と意思決定機能・監督機能の分化を図るため、執行役員制度を設けております。

当社における業務執行の主要な機能として、取締役社長の下に執行役員の一部をもって構成する経営会議を設置し、重要な業務執行に係る事項を協議のうえ取締役会に付議するとともに、取締役会決議事項以外については、経営会議において迅速かつ機動的に協議・報告を行っております。また、経営会議の諮問機関として、CSR委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、CS推進委員会及び調達委員会の専門委員会を設置し、議論の専門性を確保しております。

(b) 当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制図は、次のとおりであります。



(c) 内部統制システムの整備の状況

会社法第362条第4項並びに同法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に基づき、以下の「内部統制システムの構築に係る基本方針」を策定し、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めております。

- イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i 経営理念その他の経営に関する基本的な方針を定めるとともに、グループ行動憲章に従い、当社グループの役職員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、日本郵政グループ運営に関する契約に基づき、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
 - ii コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る方針、具体的な運用、当社グループのコンプライアンス遵守状況、営業・業務上の課題も含めた諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議、取締役会及び監査役会に報告する。
 - iii 当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施すること等により、コンプライアンスの徹底を図る。
 - iv 金融2社からの受託業務に係るコンプライアンス態勢を確立し、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、各社との間に代表取締役等で構成する連絡会議を設置し、法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議する。
 - v 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対応規程等において組織としての対応を定め、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素からグループ各社及び警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
 - vi 日本郵政グループ運営に関する契約に基づき、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保する。また、財務報告に係る内部統制の整備等を統括する部署を設置し、財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議、取締役会及び監査役会に報告する。
 - vii 当社グループは法令又は社内規則の違反が生じた場合並びにそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知する。
 - viii 被監査部門から独立した内部監査部門により、当社グループの法令等遵守状況を含め、実効性ある内部監査を実施し、その結果を経営会議、取締役会及び監査役会に報告する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会規則及び文書管理規程等において、取締役会議事録、稟議書をはじめとする取締役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査役及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。
- ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i リスク管理基本方針及び各種リスク管理規程等により、リスクの区分、管理方法及び管理態勢等を定めて実施する。
 - ii リスク管理を統括する部署を設置し、当社グループのリスク状況を把握し、分析・管理を行うとともに、顕在化したリスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、リスク管理委員会を設置し、リスク管理に係る方針、具体的な運用、当社グループのリスク状況、諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議、取締役会及び監査役会に報告する。
 - iii 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理態勢及び危機対応策等に関する危機管理規程を定める。
- ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役社長が指名する執行役員をもって構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会決議事項を含む経営上の重要事項のうち取締役社長が必要と認めた事項を協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。

- ii 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、取締役の職務権限及び責任並びに稟議手続等を明確化し、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - iii 情報のセキュリティを確保し、その上で、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努めるものとする。
 - iv 子会社等を含めた会議体を開催する等、当社の経営方針や情報の共有化を図ることで、当社グループとして効率的な経営を推進する。
- ホ. 当社並びにその親会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 日本郵政及び金融2社との間で日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政と締結する日本郵政グループ運営に関する契約に基づき、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項(グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項を含む。)等について、日本郵政から事前承認を受け又は報告するものとする。
 - ii 日本郵政グループ運営に関する契約に基づき、子会社等経営管理規程等を定め、子会社等の業務運営を適切に管理する体制を整備する。
 - iii 本基本方針に基づき、子会社等に対応する場合、当該子会社等の特性に応じて行う。
 - iv グループ内取引が適正に行われ、経営の健全性に重大な影響を及ぼすことのないよう、日本郵政グループ運営に関する契約に基づき、当社グループの業務の適正を確保する。
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助する組織として、監査役室を設置するとともに、監査役を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。
- ト. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
監査役室の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査役の同意を得た上で行う。また、当該使用人は、監査役の指揮命令に従って調査を行い、報告を受ける等の業務を実施する。
- チ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 内部統制を所管する取締役又は使用人は、監査役に定期的に当社グループの業務の執行状況を報告する。
 - ii 取締役及び使用人は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については、速やかに経営会議、取締役会及び監査役会に報告する。
 - iii 内部監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査役会に報告し、監査結果において当社グループの経営に重要な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査役に報告する。
 - iv 取締役及び使用人は、監査役から報告の求めがあった場合には速やかに報告する。
 - v 監査役に報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- リ. 監査役を補助する使用人の職務の執行により生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行により生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役を補助する使用人の職務の執行により生じる費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査役を補助する使用人の職務の執行に必要でないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができない。
- ヌ. その他監査役を補助する使用人の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- i 代表取締役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
 - ii 取締役は、監査役を補助する使用人の職務の遂行に当たり、監査役が必要と認めた場合に弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

② リスク管理体制の整備状況

(a) リスク管理体制

イ. リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室の設置

当社は、会社が業務を行うことに伴い生じ得る有形・無形の損失の危険を総合的に把握及び管理するため、リスク特性に応じたリスク管理体制及び管理手法の基本的事項をリスク管理基本方針に定め、会社のリスクを統括して管理するリスク管理統括・危機管理・震災復興対策室を設置しております。

リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室は、オペレーショナルリスク及び財務リスクの管理状況について、リスク管理担当執行役員、リスク管理委員会、経営会議及び取締役会へ報告しております。

ロ. リスク管理委員会の設置

経営会議の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、定期的に、事故の発生状況及びその分析、またモニタリング状況等について協議を行っております。原則として、四半期に1回開催することとなっておりますが、必要がある時は臨時に開催しております。同委員会においてリスク管理の基本的な方針、重要なリスク等への対応方針、リスク評価に関する事項等について協議し、協議した重要な事項は経営会議及び取締役会へ報告しております。

(b) リスク管理の取組

イ. オペレーショナルリスク

リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室において、本社業務執行部門が行うリスク評価、管理リスクの特定、モニタリング、改善策についてその実施状況を把握しつつ、統括管理しております。具体的には、業務執行部門のリスク評価に基づき、特に重要なリスクを管理リスクとして特定し、管理リスクのモニタリング計画に沿って行われる郵便局へのモニタリングを通じてその実態把握を行うとともに、リスクが顕在化、又は顕在化する恐れがある場合は、業務執行部門に改善対応策の要請を行っております。さらに、新規業務の導入等に当たっては、郵便局等における事務リスクの発生を防止するため、新商品の導入等に関するリスク審査実施細則に基づきリスク審査を行っております。

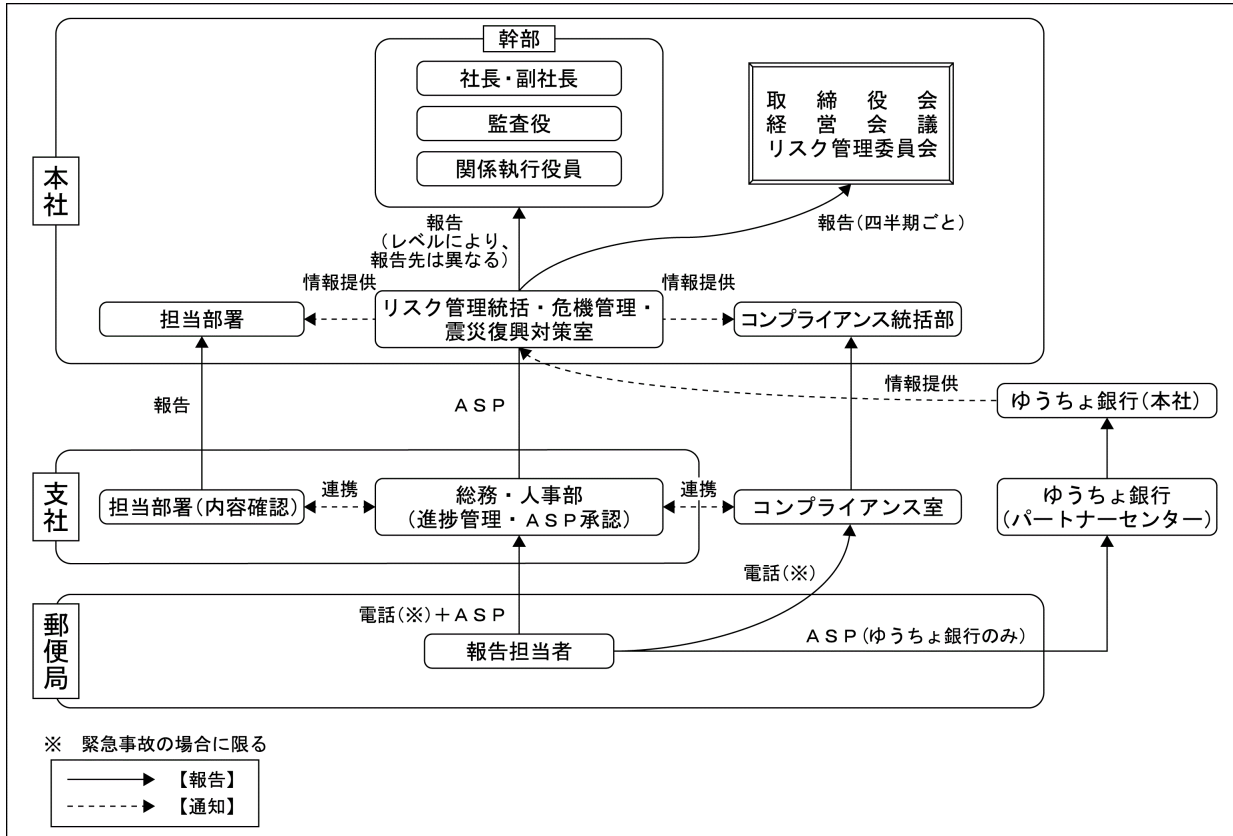
ロ. 財務リスク

財務リスクは、リスク管理基本方針に定めた区分に従い、その管理部署が管理を行い、リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室において統括管理しております。リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室では、財務リスクの管理状況をリスク管理委員会に報告し、適正に管理されていることを協議しております。

(c) 郵便局におけるリスク発生時の報告対応

郵便局で発生した報告対象の事故は、事故・不祥事・苦情報告システムに当日中に（当日中に報告が困難な場合は翌営業日の業務開始後速やかに）入力することにより、リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室に迅速に報告する体制としております。報告を受けたリスク管理統括・危機管理・震災復興対策室では、当該事故の重要性及び対応を考慮し、代表取締役社長、監査役及び業務を担当する執行役員等に報告するとともに、報告された事故が受託した業務に関する事故である場合は当該委託元会社に報告しております。リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室は報告された事故等を分析し、本社等で改善対応が必要な事案を取りまとめ、業務執行部門に改善対応策の要請を行い、要請を受けた業務執行部門は速やかに改善対応策の検討を行い、その状況をリスク管理統括・危機管理・震災復興対策室に報告しております。

事故報告体制図



- (注) 1. 発生した報告対象事故が委託業務に関する事故の場合、当該委託元会社にも報告しております。
 2. ASPとは、アプリケーションサービスプロバイダーのことであり、事故・不祥事・苦情報告システムのことであります。

③ 役員報酬の内容

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動型報酬
取締役 (うち社外取締役)	11名 (6名)	201 (注) 1 (35)	157 (35)	44 —
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	72 (注) 1 (45)	72 (45)	— —
計	15名	273	229	44

(注) 1. 役員賞与はありません。

2. 業績連動型報酬には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（同項に定める非業務執行取締役等であるものに限る。）及び監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。

当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額としております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は、20名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役及び監査役（取締役又は監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性3名 (役員のうち女性の比率21.4%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	衣川 和秀	1957年5月3日生	1980年4月 郵政省入省 2007年10月 株式会社かんぽ生命保険執行役 2010年10月 同 常務執行役 2014年7月 同 専務執行役 2016年6月 日本郵政株式会社専務執行役 2019年12月 当社取締役 2020年1月 当社代表取締役社長兼執行役員社長(現職) 2020年6月 日本郵政株式会社取締役(現職)	(注) 3	—
代表取締役 副社長	米澤 友宏	1961年12月5日生	2006年2月 日本郵政株式会社執行役員 2007年10月 同 専務執行役 株式会社ゆうちょ銀行執行役員副社長 2013年6月 同 取締役兼代表執行役員副社長 2015年3月 当社代表取締役副社長兼執行役員上級副社長 (現職) 2020年6月 日本郵政株式会社常務執行役(現職)	(注) 3	—
取締役 副社長	諫山 親	1958年6月7日生	1982年4月 郵政省入省 2010年6月 郵便事業株式会社執行役員 2012年2月 同 常務執行役員 2012年10月 当社常務執行役員 2013年4月 同 専務執行役員 2015年4月 同 執行役員副社長 2017年4月 日本郵政株式会社常務執行役(現職) 2019年6月 当社取締役副社長兼執行役員副社長(現職)	(注) 3	—
取締役	増田 寛也	1951年12月20日生	1977年4月 建設省入省 1995年4月 岩手県知事 2007年8月 総務大臣 内閣府特命担当大臣(地方分権改革) 2009年4月 株式会社野村総合研究所顧問 東京大学公共政策大学院客員教授(現職) 2020年1月 日本郵政株式会社代表執行役社長 2020年6月 同 取締役兼代表執行役社長(現職) 株式会社ゆうちょ銀行取締役(現職) 株式会社かんぽ生命保険取締役(現職) 当社取締役(現職)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	田中 里沙	1966年11月14日生	2014年4月 株式会社宣伝会議 取締役副社長兼編集室長 2014年6月 当社取締役(現職) 2016年4月 事業構想大学院大学学長(現職) 株式会社宣伝会議 取締役メディア・情報統括(現職) 2018年7月 第32次地方制度調査会委員 2019年6月 SBプレイヤーズ株式会社 社外取締役(現職) 2020年3月 株式会社ブロードリーフ 社外取締役(現職)	(注) 3	—
取締役	佐々木 かをり	1959年5月12日生	1987年7月 株式会社ユニカルインターナショナル 代表取締役社長(現職) 2000年3月 株式会社イー・ウーマン 代表取締役社長(現職) 2012年6月 日本電気株式会社 社外取締役 2015年6月 株式会社エージーピー 社外取締役(現職) 2016年6月 小林製菓株式会社 社外取締役(現職) 当社取締役(現職)	(注) 3	—
取締役	諏訪 貴子	1971年5月10日生	2004年4月 ダイヤ精機株式会社 代表取締役(現職) 2014年4月 政府税制調査会特別委員(現職) 2015年11月 中小企業政策審議会委員(現職) 2018年6月 当社取締役(現職)	(注) 3	—
取締役	高部 豊彦	1947年1月9日生	2002年6月 日本電信電話株式会社 代表取締役副社長 2005年6月 東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 2008年6月 同 相談役 2008年7月 日本電信電話株式会社 顧問 2012年4月 公益財団法人通信文化協会 理事 2013年6月 公益財団法人日本腎臓財団 理事 2014年6月 当社取締役(現職) 2017年6月 公益財団法人日本腎臓財団 会長(現職)	(注) 3	—
取締役	軒名 彰	1958年1月20日生	2006年2月 日興コーディアル証券株式会社 執行役員 2009年10月 同 常務執行役員 2011年4月 S M B C 日興証券株式会社 常務執行役員 2014年3月 同 専務取締役 2016年4月 日興システムソリューションズ株式会社 代表取締役会長 2017年6月 当社取締役(現職) 2018年7月 ビジネスコーチ株式会社 取締役(現職) 2019年1月 株式会社オハラ 取締役(現職) 2019年6月 北洋証券株式会社 代表取締役会長(現職)	(注) 3	—
取締役	松田 陽三	1958年11月6日生	2012年6月 株式会社読売新聞社東京本社 執行役員広告局長 2014年6月 同 取締役広告局長 2016年6月 同 常務取締役広告担当 2018年6月 同 専務取締役広告・事業担当(現職) 株式会社中央公論新社代表取締役社長(現職) 2020年6月 当社取締役(現職)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	山本 満幸	1957年11月13日生	1981年4月 郵政省入省 2014年4月 当社執行役員 2015年4月 日本郵政株式会社執行役 2017年6月 当社監査役(現職)	(注) 4	—
監査役 (常勤)	高野 紀元	1944年2月11日生	2001年1月 駐シンガポール特命全権大使 2001年8月 外務審議官 2002年12月 駐大韓民国特命全権大使 2005年9月 駐ドイツ連邦共和国特命全権大使 2008年10月 伊藤忠商事株式会社顧問 2013年10月 東洋大学理事(現職) 2015年6月 当社監査役(現職)	(注) 5	—
監査役	幣原 廣	1949年5月7日生	1982年4月 弁護士登録 1991年10月 銀座東法律事務所開設 1999年4月 第二東京弁護士会副会長 2007年6月 前澤給装工業株式会社社外監査役 2008年8月 タマホーム株式会社社外監査役(現職) 2011年4月 日本弁護士連合会常務理事 2013年6月 中外鉱業株式会社社外監査役(現職) 2014年9月 東京フロンティア基金法律事務所 所長(現職) 2015年6月 当社監査役(現職) 前澤給装工業株式会社社外取締役	(注) 5	—
監査役	小黒 祐康	1963年7月27日生	1986年10月 英和監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 1993年9月 尾内公認会計士事務所入所 2015年1月 税理士法人エムオーパートナーズ設立 小黒公認会計士事務所設立 2017年6月 当社監査役(現職)	(注) 4	—
計					—

- (注) 1. 取締役田中 里沙、佐々木 かをり、諏訪 貴子、高部 豊彦、軒名 彰及び松田 陽三は、社外取締役であります。
2. 監査役高野 紀元、幣原 廣及び小黒 祐康は、社外監査役であります。
3. 2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社では、執行役員制度を採用しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、コーポレートガバナンスのあり方とその状況等を監視し、取締役の職務の執行を監査しております。非常勤監査役の幣原廣氏は弁護士として、法律の専門家としての立場から経営を監視しており、また、非常勤監査役の小黒祐康氏は公認会計士として、財務及び会計に関する専門家としての立場から経営を監視しております。

監査役は、取締役会への出席や、取締役、執行役員その他の使用人及び会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、経営会議等重要な会議への出席や事業所への往査等実効性のあるモニタリング（監査）に取り組んでおります。また、監査役の業務を補助し、その実効性を高めるため監査役室を配置し、独立性を保っております。

当期において、当社は監査役会を17回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席回数
山本 満幸	17
高野 紀元	17
幣原 廣	17
小黒 祐康	17

監査役会は、コンプライアンス部門、リスク管理所管部門、経理・財務部門等内部統制機能を所管する部門からも定期的に報告を受けております。子会社については、子会社の取締役、監査委員、監査役と情報の交換を図り、事業の報告を受けております。

さらに、監査役会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況の報告、会社計算規則第131条に基づく通知を受ける等して、計算書類等について検討しております。

かんぽ生命保険商品の不適正募集に係る問題について、監査役会では、当社の経営陣に対して事実関係を確認し、特別調査委員会による調査報告書及び追加報告書等の内容を検証する等しながら、実態の解明に取り組みました。また、監査役会は取締役会に対して、監査活動の報告を行い、取締役との間でも情報共有を行いました。監査役会は、かんぽ生命保険商品の不適正募集に係る業務改善計画の進捗状況、お客さま本位の業務運営の徹底を、引き続き監視してまいります。

常勤の監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証するとともに、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努めております。

② 内部監査の状況

監査役・会計監査人とは別に、内部監査業務以外の業務を兼務しない担当執行役員の下、被監査部門から独立した組織として、本社に監査部（145名（地方駐在社員91名を含む））を設置しております。

内部監査の実施に当たっては、当社の経営諸活動の遂行状況及び内部管理態勢等について適切性、有効性の観点から検証・評価を行い、その結果については、代表取締役のほか、経営会議、取締役会及び監査役会へ報告しております。

③ 会計監査の状況

当社は、創立総会において、あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）を設立時会計監査人に選任し、以降、会計監査人として、同監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております（継続監査期間13年）。当期において、業務を執行した公認会計士は、薊和彦氏（継続監査年数4年）、富樫高宏氏（同1年）、富山貴広氏（同4年）であります。当該公認会計士の監査継続年数は、法律等の定め範囲内となっております。

また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士14名、その他20名であります。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針については、当社は、会社法第340条第1項各号に基づき、監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会が決定します。

なお、当社の監査役会は、会計監査人の選任等の手続を行う際の評価及び選定基準に関する事項を定めた「会計監査人の評価及び選定基準」に則り、会計監査人の評価を実施いたしました。

④ 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	164	29	162	15
連結子会社	59	1	52	—
計	224	31	215	15

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であり、主なものは収益認識基準の適用に係るアドバイザー業務及び業務区分別収支に対する証明書発行業務であります。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に属する組織に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	—	18	—	14
連結子会社	315	39	309	48
計	315	58	309	62

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であり、主なものは内部統制に係る助言・指導業務及び税務アドバイザー業務であります。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社及び連結子会社の監査証明業務に基づく報酬として重要なものはありません。

(d) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社の規模・特性、監査日数等の諸要素を勘案し、法令に従い監査役会の同意を得て、決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の規定に基づき同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、日本郵便株式会社法施行規則第18条第2項の規定に基づき、連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構に加入し情報を入手するとともに、外部団体による研修に参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応できる体制の整備を行っております。

また、適正な連結財務諸表等を作成するための基本方針、社内規程、マニュアル等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※5 1,871,936	※5 1,920,713
受取手形及び営業未収入金	347,649	302,887
有価証券	15,000	15,000
たな卸資産	※1 21,727	※1 30,673
前払費用	8,619	8,608
未収入金	24,506	19,164
銀行代理業務未決済金	22,767	—
その他	57,763	76,990
貸倒引当金	△2,832	△5,291
流動資産合計	2,367,139	2,368,745
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,013,063	958,586
構築物（純額）	31,141	31,301
機械及び装置（純額）	144,882	113,161
車両運搬具（純額）	16,660	17,904
工具、器具及び備品（純額）	52,819	37,193
土地	1,306,333	1,300,555
使用権資産（純額）	—	132,401
建設仮勘定	100,478	91,363
有形固定資産合計	※2, ※3 2,665,379	※2, ※3 2,682,468
無形固定資産		
借地権	1,667	1,664
容積利用権	14,077	14,077
ソフトウェア	48,847	49,634
その他	33,352	15,702
無形固定資産合計	97,944	81,080
投資その他の資産		
投資有価証券	※4 14,912	※4 12,726
破産更生債権等	2,007	2,205
長期前払費用	10,464	9,372
退職給付に係る資産	1,122	809
その他	※4 25,843	※4 24,211
貸倒引当金	△2,004	△2,207
投資その他の資産合計	52,345	47,118
固定資産合計	2,815,669	2,810,668
資産合計	5,182,809	5,179,414

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	101,504	98,997
短期借入金	124,752	159,972
1年内返済予定の長期借入金	76,509	108,804
未払金	311,386	279,410
銀行代理業務未決済金	—	3,160
生命保険代理業務未決済金	2,577	1,004
未払費用	46,610	37,821
未払法人税等	16,837	17,656
未払消費税等	57,458	28,297
前受郵便料	47,278	45,063
預り金	280,030	247,054
郵便局資金預り金	870,000	870,000
賞与引当金	108,463	108,042
その他	37,443	67,692
流動負債合計	2,080,852	2,072,977
固定負債		
長期借入金	75,760	23,324
リース債務	16,595	148,492
繰延税金負債	12,167	10,215
店舗建替等損失引当金	197	197
役員株式給付引当金	310	280
退職給付に係る負債	2,010,351	1,994,725
その他	71,443	73,822
固定負債合計	2,186,826	2,251,057
負債合計	4,267,678	4,324,035
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,000	400,000
資本剰余金	142,661	141,919
利益剰余金	294,738	256,175
株主資本合計	837,400	798,095
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38	11
繰延ヘッジ損益	30	56
為替換算調整勘定	△89,350	△89,698
退職給付に係る調整累計額	153,924	137,082
その他の包括利益累計額合計	64,644	47,451
非支配株主持分	13,085	9,831
純資産合計	915,130	855,378
負債純資産合計	5,182,809	5,179,414

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
郵便業務等収益	2,095,579	2,107,126
銀行代理業務手数料	600,661	369,716
生命保険代理業務手数料	358,100	248,798
郵便局ネットワーク維持交付金	—	295,273
国際物流業務等収益	700,650	634,788
その他の営業収益	205,678	183,615
営業収益合計	3,960,669	3,839,318
営業原価	3,519,626	3,408,378
営業総利益	441,043	430,939
販売費及び一般管理費	※1 259,021	※1 251,905
営業利益	182,021	179,034
営業外収益		
受取利息	617	248
持分法による投資利益	473	—
為替差益	522	798
助成金収入	1,371	523
その他	3,060	2,484
営業外収益合計	6,045	4,055
営業外費用		
支払利息	6,469	13,576
持分法による投資損失	—	31
その他	1,731	1,371
営業外費用合計	8,201	14,979
経常利益	179,865	168,111
特別利益		
固定資産売却益	7,225	2,375
老朽化対策工事に係る負担金受入額	※2 20,216	※2 12,094
その他	2,414	3,403
特別利益合計	29,855	17,874
特別損失		
固定資産売却損	114	410
固定資産除却損	3,138	2,775
減損損失	8,896	20,833
老朽化対策工事に係る損失	※3 20,216	※3 12,094
その他	11,026	17,985
特別損失合計	43,391	54,099
税金等調整前当期純利益	166,329	131,885
法人税、住民税及び事業税	38,811	45,898
法人税等調整額	362	△1,943
法人税等合計	39,174	43,955
当期純利益	127,155	87,930
非支配株主に帰属する当期純利益	541	775
親会社株主に帰属する当期純利益	126,614	87,155

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	127,155	87,930
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	57	△22
繰延ヘッジ損益	80	25
為替換算調整勘定	△3,888	△2,786
退職給付に係る調整額	△19,605	△16,842
持分法適用会社に対する持分相当額	△2	△4
その他の包括利益合計	※1 △23,358	※1 △19,629
包括利益	103,796	68,300
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	103,664	69,962
非支配株主に係る包括利益	131	△1,662

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計
当期首残高	400,000	142,890	197,363	740,253
当期変動額				
剰余金の配当			△29,238	△29,238
親会社株主に帰属 する当期純利益			126,614	126,614
非支配株主との取引 に係る親会社持分の 変動		△228		△228
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	△228	97,375	97,147
当期末残高	400,000	142,661	294,738	837,400

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	△16	△49	△85,870	173,529	87,593	3,406	831,253
当期変動額							
剰余金の配当							△29,238
親会社株主に帰属 する当期純利益							126,614
非支配株主との取引 に係る親会社持分の 変動							△228
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	54	80	△3,479	△19,605	△22,949	9,679	△13,270
当期変動額合計	54	80	△3,479	△19,605	△22,949	9,679	83,876
当期末残高	38	30	△89,350	153,924	64,644	13,085	915,130

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計
当期首残高	400,000	142,661	294,738	837,400
会計方針の変更による累積的影響額			△24,426	△24,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	400,000	142,661	270,312	812,973
当期変動額				
剰余金の配当			△101,291	△101,291
親会社株主に帰属する当期純利益			87,155	87,155
非支配株主との取引に係る親会社持分の変動		△742		△742
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	△742	△14,136	△14,878
当期末残高	400,000	141,919	256,175	798,095

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	38	30	△89,350	153,924	64,644	13,085	915,130
会計方針の変更による累積的影響額							△24,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	38	30	△89,350	153,924	64,644	13,085	890,703
当期変動額							
剰余金の配当							△101,291
親会社株主に帰属する当期純利益							87,155
非支配株主との取引に係る親会社持分の変動							△742
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△27	25	△348	△16,842	△17,192	△3,254	△20,446
当期変動額合計	△27	25	△348	△16,842	△17,192	△3,254	△35,325
当期末残高	11	56	△89,698	137,082	47,451	9,831	855,378

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	166,329	131,885
減価償却費	159,846	185,051
減損損失	8,896	20,833
持分法による投資損益 (△は益)	△473	31
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	533	3,421
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,463	△147
役員株式給付引当金の増減額 (△は減少)	66	△29
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△18,568	△15,252
受取利息及び受取配当金	△637	△303
支払利息	6,469	13,576
固定資産売却損益 (△は益)	△7,112	△1,996
固定資産除却損	3,138	2,775
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,208	30,863
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,936	△10,400
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,716	2,700
未払消費税等の増減額 (△は減少)	10,019	△29,159
預り金の増減額 (△は減少)	△8,731	△30,120
郵便局資金預り金の増減額 (△は減少)	△40,000	—
その他	△34,234	△37,886
小計	220,217	265,842
利息及び配当金の受取額	448	234
利息の支払額	△5,708	△13,481
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△16,433	△40,388
その他	5,001	1,638
営業活動によるキャッシュ・フロー	203,525	213,845

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△30,270	△30,360
定期預金の払戻による収入	15,165	30,240
投資有価証券の売却による収入	3	3
有形固定資産の取得による支出	△129,867	△75,490
有形固定資産の売却による収入	10,029	12,118
無形固定資産の取得による支出	△22,722	△18,928
関係会社株式の取得による支出	—	△102
関係会社株式の売却による収入	—	5,455
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△656	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	266
その他	13,897	1,856
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,421	△74,941
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△927	△22,955
借入れによる収入	86,054	167,250
借入金の返済による支出	△47,692	△121,659
配当金の支払額	△29,238	△101,291
非支配株主への配当金の支払額	△76	△1,184
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△4	—
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	8,647	191
その他	—	△952
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,761	△80,602
現金及び現金同等物に係る換算差額	464	△1,994
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	76,329	56,307
現金及び現金同等物の期首残高	1,761,348	1,837,678
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,837,678	※1 1,893,985

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 244社

連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、Toll Holdings Limited (以下、「トール社」) 傘下の子会社1社は設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、株式会社J P三越マーチャンダイジング及びトール社傘下の子会社6社は清算したことにより、J Pサンキュウグローバルロジスティクス株式会社は売却したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 16社

株式会社ジェイエイフーズおおいた、リンベル株式会社、セゾン投信株式会社、株式会社システムトラスト研究所、トール社傘下の関連会社

なお、株式会社システムトラスト研究所を株式取得により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。また、トール社傘下の関連会社1社は清算したことにより、トール社傘下の関連会社2社は売却したことにより、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社 1社

BPO.MP COMPANY LIMITED

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日

6月末日	5社
12月末日	29社
3月末日	210社

(2) 6月末日及び12月末日を決算日とする連結子会社については、仮決算に基づく財務諸表により連結しておりません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券については移動平均法に基づく償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券は原則として、株式については連結決算日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を含む。）については、全部純資産直入法により処理しております。

② たな卸資産

a. 販売用不動産及び仕掛不動産

個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

b. その他のたな卸資産

主として移動平均法及び先入先出法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

③ デリバティブ

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～75年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

④ 使用権資産

トール社及び傘下の関係会社におけるリース取引に係る使用権資産については、使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法により償却しております。

⑤ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

当社が定める規程に基づき、執行役員等に対する当社親会社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ④ 店舗建替等損失引当金
不動産開発事業に伴う店舗の建替え等に際して発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。具体的には、既存建物の帳簿価額に係る損失見込額及び撤去費用見積額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法
過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年～13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段…金利スワップ、金利通貨スワップ、通貨スワップ及び為替予約
ヘッジ対象…外貨建債務及び借入金
- ③ ヘッジ方針
財務リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判断しております。
- (6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付し、収益及び費用は、期中平均相場による円換算額を付し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、20年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。
- (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。
- (9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用
当社及び一部の連結子会社は、日本郵政株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)」において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

トール社及び傘下の関係会社

当連結会計年度より、「リース」(IFRS第16号 2016年1月13日)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度の期首の「有形固定資産」の「使用権資産」が176,939百万円増加、「流動資産」の「前払費用」が113百万円減少、「流動負債」の「その他」が29,935百万円増加、「固定負債」の「リース債務」が171,316百万円増加、「利益剰余金」が24,426百万円減少しております。また、当連結会計年度の「営業利益」が5,123百万円増加、「経常利益」が2,366百万円、「税金等調整前当期純利益」が2,366百万円、それぞれ減少しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

1. 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものであります。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用する予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

1. 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものであります。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用する予定であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に表示していた88,038百万円は、「リース債務」16,595百万円、「その他」71,443百万円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に表示していた3,582百万円は、「為替差益」522百万円、「その他」3,060百万円として組み替えております。

(追加情報)

当社は、不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認められたことにより、2019年12月27日、総務大臣及び金融庁より保険業法等に基づく行政処分（業務の一部停止命令及び業務改善命令）を受けました。当該行政処分を厳粛に受け止め、2020年1月31日に総務大臣及び金融庁へ提出した業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置付け、今後、二度とこのような事態を起さぬよう取り組んでまいります。

なお、2020年1月31日に、日本郵政株式会社及び株式会社かんぽ生命保険と連名で公表した「業務改善計画について」に記載の調査により、法令違反等、株式会社かんぽ生命保険との間で定めた不祥事故に該当する場合は、代理店手数料規程により生命保険代理業務手数料の減額が生じることとなります。これに伴い、今後発生する減少額を合理的に見積り、流動負債の「その他」に4,140百万円を引当計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※1. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品	6,487百万円	9,717百万円
販売用不動産	— "	2,953 "
仕掛不動産	1,882 "	8,295 "
仕掛品	6 "	35 "
貯蔵品	13,351 "	9,671 "

※2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	1,172,926百万円	1,256,169百万円

(注) 上記には、使用権資産に係る減価償却累計額は含まれておりません。

※3. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	77,754百万円	77,431百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(31,602百万円)	(735百万円)

※4. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	12,739百万円	10,634百万円
投資その他の資産「その他」 (出資金)	13 "	13 "

※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

日本銀行歳入復代理店事務のため担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
流動資産「現金及び預金」	15,070百万円	15,190百万円

為替決済のために担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
流動資産「現金及び預金」	30百万円	— 百万円

6. 偶発債務

一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、当社がその全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、連結決算日現在、発生する可能性のある解約補償額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
73,885百万円	68,829百万円

なお、当社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

(連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当	78,573百万円	79,237百万円
支払手数料	34,396 "	34,468 "
減価償却費	15,255 "	17,097 "

※2. 老朽化対策工事に係る負担金受入額

当社は、親会社である日本郵政株式会社から老朽化対策工事に係る負担金として、「特別損失」の「老朽化対策工事に係る損失」として計上した金額と同額の金銭を受け入れることとしております。

※3. 老朽化対策工事に係る損失

当社は、これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等や耐震改修を要する借入郵便局局舎に対して、緊急に必要な工事を実施することとしております。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	70百万円	△32百万円
組替調整額	－ "	－ "
税効果調整前	70 "	△32 "
税効果額	△13 "	9 "
その他有価証券評価差額金	57百万円	△22百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△0百万円	△11百万円
組替調整額	115 "	38 "
税効果調整前	114 "	27 "
税効果額	△34 "	△1 "
繰延ヘッジ損益	80百万円	25百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△3,888百万円	△2,786百万円
組替調整額	－ "	－ "
税効果調整前	△3,888 "	△2,786 "
税効果額	－ "	－ "
為替換算調整勘定	△3,888百万円	△2,786百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,796百万円	4,630百万円
組替調整額	△21,401 "	△21,472 "
税効果調整前	△19,605 "	△16,842 "
税効果額	－ "	－ "
退職給付に係る調整額	△19,605百万円	△16,842百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△2百万円	△4百万円
その他の包括利益合計	△23,358百万円	△19,629百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	29,238	2,923.85	2018年3月31日	2018年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	101,291	10,129.15	2019年3月31日	2019年6月21日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	101,291	10,129.15	2019年3月31日	2019年6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	43,577	4,357.77	2020年3月31日	2020年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	1,871,936百万円	1,920,713百万円
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	15,000 "	15,000 "
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 及び譲渡性預金	△15,280 "	△15,400 "
負の現金同等物としての当座借越	△33,978 "	△26,327 "
現金及び現金同等物	1,837,678百万円	1,893,985百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として建物であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として機械装置であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」」に記載のとおりであります。

なお、トール社及び傘下の関係会社におけるリース取引に係る使用権資産の内容は、主として建物及び土地であり、使用権資産の減価償却の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	24,098	399
1年超	142,042	1,320
合計	166,140	1,720

(注) 当連結会計年度におけるオペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料の減少は、「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、トール社及び傘下の関係会社において、当連結会計年度からIFRS第16号を適用したことによるものであります。

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	17,736	16,641
1年超	55,577	46,034
合計	73,313	62,675

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収入金、未収入金は、顧客の信用リスクを伴っております。それらは、後納債権管理手続等に沿って債権管理を行い、信用リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として国債を中心とする国内債券や株式への投資等であり、市場価格の変動リスクを伴っております。それらは、定期的に時価等を把握するとともに、継続的に保有状況を見直しております。

営業債務である支払手形及び営業未払金、未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金、設備投資、事業投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年であります。

また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との受託契約に基づき、貯金、保険金等の払渡しを行うために必要となる資金を前受けしております。当該資金は、連結貸借対照表上「郵便局資金預り金」として計上しております。預り金は、主に収入印紙に係る預り金であります。

デリバティブ取引は、外貨建の債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約、金利通貨スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表には含めておりません（（注）2参照）。また、リース債務はIFRS第16号により計上されるリース負債が主であり（（注）3参照）、その他のリース債務も重要性が乏しいため、次表には含めておりません。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,871,936	1,871,936	—
(2) 受取手形及び営業未収入金	344,883	344,883	—
(3) 未収入金	24,440	24,440	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	15,000	15,000	—
資産計	2,256,260	2,256,260	—
(1) 支払手形及び営業未払金	101,504	101,504	—
(2) 短期借入金	124,752	124,752	—
(3) 未払金	311,386	311,386	—
(4) 預り金	280,030	280,030	—
(5) 郵便局資金預り金	870,000	870,000	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金含む）	152,269	152,366	96
負債計	1,839,942	1,840,039	96
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△14	△14	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,629	1,629	—
デリバティブ取引計	1,615	1,615	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権を純額で表示しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,920,713	1,920,713	—
(2) 受取手形及び営業未収入金	297,740	297,740	—
(3) 未収入金	19,019	19,019	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	15,000	15,000	—
資産計	2,252,473	2,252,473	—
(1) 支払手形及び営業未払金	98,997	98,997	—
(2) 短期借入金	159,972	159,972	—
(3) 未払金	279,410	279,410	—
(4) 預り金	247,054	247,054	—
(5) 郵便局資金預り金	870,000	870,000	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金含む）	132,128	132,193	65
負債計	1,787,562	1,787,627	65
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	708	708	—
ヘッジ会計が適用されているもの	5,693	5,693	—
デリバティブ取引計	6,401	6,401	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権を純額で表示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収入金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

ただし、受取手形及び営業未収入金、未収入金については、貸倒引当金計上額を控除しております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

負 債

(1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 預り金、(5) 郵便局資金預り金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引に関する注記事項については「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式(*)	14,912	12,726

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注) 3. リース債務のうち、IFRS第16号により計上されるリース負債の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価開示の対象としておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
その他(流動負債)	—	27,698
リース債務(固定負債)	—	132,668

(注) 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,871,936	—	—	—
受取手形及び営業未収入金	347,649	—	—	—
未収入金	24,506	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	15,000	—	—	—
合計	2,259,093	—	—	—

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,920,713	—	—	—
受取手形及び営業未収入金	302,887	—	—	—
未収入金	19,164	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	15,000	—	—	—
合計	2,257,765	—	—	—

(注) 5. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	124,752	—	—	—	—	—
長期借入金	76,509	60,074	15,685	—	—	—
リース債務	867	794	734	709	693	13,662
合計	202,128	60,869	16,420	709	693	13,662

当連結会計年度 (2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	159,972	—	—	—	—	—
長期借入金	108,804	23,313	11	—	—	—
リース債務	28,500	20,039	18,463	16,889	12,826	80,273
合計	297,276	43,352	18,474	16,889	12,826	80,273

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	15,000	15,000	—
	小計	15,000	15,000	—
合計		15,000	15,000	—

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	15,000	15,000	—
	小計	15,000	15,000	—
合計		15,000	15,000	—

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	3	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	3	—	—

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	3	1	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	3	1	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約 買建	5,240	—	△14	△14
	合計	5,240	—	△14	△14

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利通貨スワップ	6,582	—	611	611
	為替予約 買建	549	—	96	96
	合計	7,132	—	708	708

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 通貨関連

前連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利通貨スワップ	借入金	56,866	—	1,593
	通貨スワップ	借入金	5,629	—	36
為替予約等の 振当処理	為替予約 買建	外貨建債務	0	—	△0
合計			62,496	—	1,629

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利通貨スワップ	借入金	52,938	—	5,274
	通貨スワップ	借入金	21,309	—	419
為替予約等の 振当処理	為替予約 買建	外貨建債務	38	—	△0
合計			74,286	—	5,693

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び主な連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）」に基づく退職等年金給付の制度への当社及び一部の連結子会社の要拠出額は、前連結会計年度9,699百万円、当連結会計年度9,629百万円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,036,451百万円	2,016,615百万円
勤務費用	105,232 "	103,378 "
利息費用	14,231 "	14,097 "
数理計算上の差異の発生額	△1,915 "	△4,907 "
退職給付の支払額	△137,012 "	△128,914 "
その他	△371 "	200 "
退職給付債務の期末残高	2,016,615百万円	2,000,469百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	8,438百万円	7,387百万円
期待運用収益	155 "	147 "
数理計算上の差異の発生額	△119 "	△277 "
事業主からの拠出額	242 "	232 "
退職給付の支払額	△1,018 "	△935 "
その他	△311 "	- "
年金資産の期末残高	7,387百万円	6,554百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,264百万円	5,744百万円
年金資産	△7,387 "	△6,554 "
非積立型制度の退職給付債務	△1,122百万円	△809百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,010,351 "	1,994,725 "
退職給付に係る負債	2,010,351百万円	1,994,725百万円
退職給付に係る資産	△1,122 "	△809 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,009,228百万円	1,993,915百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	105,232百万円	103,378百万円
利息費用	14,231 "	14,097 "
期待運用収益	△155 "	△147 "
数理計算上の差異の費用処理額	△8,655 "	△8,727 "
過去勤務費用の費用処理額	△12,745 "	△12,745 "
その他	△281 "	△273 "
確定給付制度に係る退職給付費用	97,625百万円	95,581百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	△12,745百万円	△12,745百万円
数理計算上の差異	△6,859 "	△4,096 "
合計	△19,605百万円	△16,842百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	114,202百万円	101,457百万円
未認識数理計算上の差異	39,721 "	35,625 "
合計	153,924百万円	137,082百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	56%	57%
株式	22%	21%
生保一般勘定	21%	21%
その他	1%	1%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.6~0.7%	0.6~0.7%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度14,930百万円、当連結会計年度14,685百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	616,179百万円	611,524百万円
賞与引当金	33,242 "	33,138 "
税務上の繰越欠損金 (注)	28,465 "	24,677 "
減価償却費超過額	14,414 "	15,683 "
土地評価差額	1,937 "	1,937 "
連結子会社の時価評価差額	1,251 "	1,046 "
その他	34,565 "	32,019 "
繰延税金資産小計	730,057百万円	720,027百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△28,034 "	△24,383 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△682,046 "	△678,833 "
評価性引当額小計	△710,080百万円	△703,217百万円
繰延税金資産合計	19,976百万円	16,810百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△13百万円	△3百万円
特別償却準備金	△2,887 "	△2,071 "
固定資産圧縮積立金	△743 "	△920 "
土地評価差額	△3,224 "	△3,649 "
連結子会社の時価評価差額	△7,706 "	△6,019 "
在外子会社等一時差異	△3,388 "	△1,047 "
その他	△407 "	△12 "
繰延税金負債合計	△18,370百万円	△13,725百万円
繰延税金資産 (△は負債) の純額	1,605百万円	3,085百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	3,262	3,177	404	1,408	1,206	19,005	28,465
評価性引当額	△2,983	△3,070	△398	△1,408	△1,206	△18,966	△28,034
繰延税金資産	279	106	6	—	—	38	431

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	1,944	396	1,372	718	3,317	16,927	24,677
評価性引当額	△1,686	△396	△1,372	△718	△3,317	△16,891	△24,383
繰延税金資産	257	—	—	—	—	35	293

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.8 "	△4.6 "
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.2 "	5.3 "
評価性引当額の増減	△6.1 "	△2.9 "
住民税均等割	2.5 "	3.1 "
税額控除等	△0.1 "	△0.1 "
海外子会社の税率差異	△0.9 "	1.4 "
その他	△1.8 "	0.6 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%	33.3%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループの建物解体時におけるアスベスト除去費用、並びに営業拠点や社宅等に係る不動産賃貸契約等に基づく原状回復義務の履行に伴う費用等に関し、資産除去債務を計上しております。

なお、当社グループの郵便局を中心としたネットワークについては、公的なサービス提供の観点から、当該ネットワークの確実な維持が求められております。このため、当該ネットワーク維持に必要な施設に係る不動産賃貸契約等に基づく原状回復義務については、当該契約の終了等により、その履行が明らかに予定されている場合に限り、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を1年～47年と見積り、割引率は0.0%～3.0%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	13,923百万円	20,149百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,471 "	269 "
時の経過による調整額	32 "	65 "
資産除去債務の履行による減少額	△488 "	△2,366 "
その他増減額 (△は減少)	5,210 "	4,823 "
期末残高	20,149百万円	22,942百万円

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）や賃貸商業施設等を保有しております。

2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は10,801百万円（主な賃貸収益はその他の営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）、売却損益は5百万円（特別損益に計上）、減損損失は7,544百万円（特別損失に計上）、2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,533百万円（主な賃貸収益はその他の営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）、売却損益は1,086百万円（特別損益に計上）、減損損失は7,629百万円（特別損失に計上）であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	438,652	438,315
期中増減額	△337	8,745
期末残高	438,315	447,060
期末時価	557,144	592,015

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は稼働資産からの振替（4,935百万円）、開発不動産からの振替（11,706百万円）であり、主な減少額は減価償却（7,934百万円）及び減損損失（7,544百万円）、当連結会計年度の主な増加額は稼働資産からの振替（10,392百万円）、開発不動産からの振替（17,437百万円）であり、主な減少額は減価償却（8,103百万円）及び減損損失（7,629百万円）であります。
3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額であります。
4. 開発中の賃貸等不動産は、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。これらの不動産の連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末113,991百万円、当連結会計年度末101,754百万円であります。
5. 当社の親会社及び親会社の子会社（株式会社ゆうちょ銀行等）に対して貸与している不動産については、これら貸与先の会社と当社がグループ一体としてサービスの提供、経営管理に使用するものであるため、本注記の対象外としております。なお、対象外とした不動産の連結貸借対照表計上額（不動産の一部を賃貸している場合を含む。）は、前連結会計年度末62,592百万円、当連結会計年度末59,342百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものを一定の基準に従い集約したものであります。

当社グループは、業績の評価等を主として、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業に分けて行っており、これを事業セグメントの識別単位とするとともに、報告セグメントとしております。

郵便・物流事業セグメントでは、郵便・物流事業、ロジスティクス事業等を行っております。金融窓口事業セグメントでは、銀行代理業、金融商品仲介業、生命保険・損害保険の募集業務、不動産業、物販業、地方公共団体からの受託業務等を行っております。国際物流事業セグメントでは、海外におけるエクスプレス事業、フォワーディング事業、ロジスティクス事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部営業収益は、市場価格又は総原価を基準に決定した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	郵便・物流 事業	金融窓口 事業	国際物流 事業（注）2	計		
営業収益（注）1						
外部顧客に対する 営業収益	2,101,029	1,158,989	700,650	3,960,669	—	3,960,669
セグメント間の 内部営業収益	13,921	203,589	—	217,510	—	217,510
計	2,114,950	1,362,579	700,650	4,178,180	—	4,178,180
セグメント利益	121,388	59,619	10,300	191,308	—	191,308
セグメント資産	2,051,552	2,667,183	467,359	5,186,095	—	5,186,095
その他の項目						
減価償却費	88,038	44,322	27,485	159,846	—	159,846
受取利息及び配当金	29	1	605	637	—	637
支払利息	593	4	5,871	6,469	—	6,469
持分法投資利益	—	152	321	473	—	473
特別利益	9,397	13,416	7,041	29,855	—	29,855
固定資産売却益	173	12	7,039	7,225	—	7,225
老朽化対策工事に 係る負担金受入額	9,021	11,194	—	20,216	—	20,216
特別損失	10,269	21,551	11,677	43,498	—	43,498
固定資産除却損	977	2,154	5	3,138	—	3,138
減損損失	214	7,354	1,327	8,896	—	8,896
老朽化対策工事に 係る損失	9,021	11,194	—	20,216	—	20,216
税金費用	27,830	9,183	2,159	39,174	—	39,174
持分法適用会社への 投資額	—	1,811	10,927	12,739	—	12,739
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	33,940	69,500	61,004	164,444	—	164,444

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

2. 国際物流事業のセグメント利益は、営業利益ベースの数値（EBIT）を記載しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	郵便・物流 事業	金融窓口 事業	国際物流 事業 (注) 2・3	計		
営業収益(注) 1						
外部顧客に対する 営業収益	2,112,596	1,091,933	634,788	3,839,318	—	3,839,318
セグメント間の 内部営業収益	12,717	206,840	165	219,724	—	219,724
計	2,125,313	1,298,774	634,954	4,059,042	—	4,059,042
セグメント利益又は損失 (△)	147,505	44,598	△8,683	183,420	—	183,420
セグメント資産	2,024,032	2,596,760	565,794	5,186,587	—	5,186,587
その他の項目						
減価償却費	87,339	45,058	52,653	185,051	—	185,051
受取利息及び配当金	54	1	247	303	—	303
支払利息	572	2	13,002	13,576	—	13,576
持分法投資利益 又は損失(△)	—	133	△164	△31	—	△31
特別利益	5,192	9,662	3,019	17,874	—	17,874
固定資産売却益	54	1,100	1,220	2,375	—	2,375
老朽化対策工事に 係る負担金受入額	5,102	6,992	—	12,094	—	12,094
特別損失	6,043	17,198	30,866	54,108	—	54,108
固定資産除却損	372	2,355	47	2,775	—	2,775
減損損失	199	7,639	12,993	20,833	—	20,833
老朽化対策工事に 係る損失	5,102	6,992	—	12,094	—	12,094
税金費用	39,291	4,686	△22	43,955	—	43,955
持分法適用会社への 投資額	—	2,032	8,601	10,634	—	10,634
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	29,490	23,217	41,115	93,824	—	93,824

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

2. 国際物流事業のセグメント利益又は損失は、営業利益ベースの数値(EBIT)を記載しております。

3. 「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、ツール社及び傘下の関係会社において、当連結会計年度から「IFRS第16号」を適用したことにより、当連結会計年度の国際物流事業セグメントのセグメント資産が132,289百万円、セグメント利益(EBIT)が5,123百万円、それぞれ増加しております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの営業収益の合計額と連結損益計算書の営業収益計上額

(単位：百万円)

営業収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,178,180	4,059,042
「その他」の区分の営業収益	—	—
セグメント間取引消去	△217,510	△219,724
連結損益計算書の営業収益（注）	3,960,669	3,839,318

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。また、差異調整につきましては、営業収益と連結損益計算書の営業収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の営業利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	191,308	183,420
「その他」の区分の利益	—	—
セグメント間取引消去	1,302	1,342
全社費用（注）	△1,983	△2,263
その他の調整額	△8,605	△3,465
連結損益計算書の営業利益	182,021	179,034

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,186,095	5,186,587
「その他」の区分の資産	—	—
セグメント間取引消去	△3,286	△7,173
連結貸借対照表の資産合計	5,182,809	5,179,414

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	159,846	185,051	—	—	—	—	159,846	185,051
受取利息及び配当金	637	303	—	—	—	—	637	303
支払利息	6,469	13,576	—	—	—	—	6,469	13,576
持分法投資利益又は損失 (△)	473	△31	—	—	—	—	473	△31
特別利益	29,855	17,874	—	—	—	—	29,855	17,874
固定資産売却益	7,225	2,375	—	—	—	—	7,225	2,375
老朽化対策工事に係る 負担金受入額	20,216	12,094	—	—	—	—	20,216	12,094
特別損失	43,498	54,108	—	—	△106	△8	43,391	54,099
固定資産除却損	3,138	2,775	—	—	—	—	3,138	2,775
減損損失	8,896	20,833	—	—	—	—	8,896	20,833
老朽化対策工事に 係る損失	20,216	12,094	—	—	—	—	20,216	12,094
税金費用	39,174	43,955	—	—	—	—	39,174	43,955
持分法適用会社への 投資額	12,739	10,634	—	—	—	—	12,739	10,634
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	164,444	93,824	—	—	—	—	164,444	93,824

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため、本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	オーストラリア及び ニュージーランド	その他	合計
3,291,437	502,682	166,550	3,960,669

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ゆうちょ銀行	604,543	金融窓口事業
株式会社かんぽ生命保険	360,528	金融窓口事業

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため、本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	オーストラリア及び ニュージーランド	その他	合計
3,233,108	452,432	153,776	3,839,318

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	オーストラリア及び ニュージーランド	その他	合計
2,396,212	216,336	69,920	2,682,468

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ゆうちょ銀行	373,098	金融窓口事業
株式会社かんぽ生命保険	251,147	金融窓口事業

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。
 2. 上記のほか、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）」に基づき、当連結会計年度から郵便局ネットワークの維持に不可欠な費用は、当社が負担すべき額を除き、金融2社からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から当社に交付される交付金で賄われることとなっております。当連結会計年度に当社が郵政管理・支援機構から交付を受けた交付金の額は295,273百万円であります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注)2	取引金額(百万円)(注)1	科目(注)2	期末残高(百万円)(注)1
親会社	日本郵政株式会社	東京都千代田区	3,500,000	経営管理	被所有直接100.0	グループ運営役員の兼任	老朽化対策工事に係る負担金の受入	20,216	未収入金	20,216

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

老朽化対策工事に係る負担金の受入については、親会社との覚書に基づき、「特別損失」の「老朽化対策工事に係る損失」として計上した金額と同額の金銭を受け入れることとしております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注)2	取引金額(百万円)(注)1	科目(注)2	期末残高(百万円)(注)1
親会社	日本郵政株式会社	東京都千代田区	3,500,000	経営管理	被所有直接100.0	グループ運営役員の兼任	老朽化対策工事に係る負担金の受入	12,094	未収入金	12,094

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

老朽化対策工事に係る負担金の受入については、親会社との覚書に基づき、「特別損失」の「老朽化対策工事に係る損失」として計上した金額と同額の金銭を受け入れることとしております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注)2	取引金額(百万円)(注)1	科目(注)2	期末残高(百万円)(注)1
同一の親会社を持つ会社	株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区	3,500,000	銀行業	-	業務受託役員の兼任	受託業務に係る手数料収入	600,661	営業未収入金	53,750
							受託業務に係る資金の受払	868,547	郵便局資金預り金 銀行代理業務未決済金	810,000 22,767
	株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区	500,000	生命保険業	-	業務受託役員の兼任	受託業務に係る手数料収入	358,100	営業未収入金	40,615
							受託業務に係る資金の受払	60,027	郵便局資金預り金 生命保険代理業務未決済金	60,000 2,577

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。なお、期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① 受託業務手数料収入は、各社との契約に基づき、取扱事務量等を勘案し、手数料を決定しております。
 - ② 郵便局資金預り金は、各社との契約に基づき、貯金、保険金等の払渡しを行うために必要となる資金を前受けしているものです。取引金額については、平均残高を記載しております。
 - ③ 受託業務未決済金は、受託業務に伴い発生する郵便局窓口資金の受払について、各社と資金決済を行っております。取引金額については、取引日の原則2日後に決済を行っており、金額が多額であることから記載しておりません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注) 2	取引金額(百万円)(注) 1	科目(注) 2	期末残高(百万円)(注) 1
同一の親会社を持つ会社	株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区	3,500,000	銀行業	—	業務受託	受託業務に係る手数料収入	369,716	営業未収入金	34,555
							受託業務に係る資金の受払	868,934	郵便局資金預り金 銀行代理業務未決済金	810,000 3,160
	株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区	500,000	生命保険業	—	業務受託	受託業務に係る手数料収入	248,798	営業未収入金	15,416
							受託業務に係る資金の受払	60,000	郵便局資金預り金 生命保険代理業務未決済金	60,000 1,004

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。なお、期末残高には消費税等を含めております。
2. 上記の取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① 受託業務手数料収入は、各社との契約に基づき、取扱事務量等を勘案し、手数料を決定しております。
 - ② 郵便局資金預り金は、各社との契約に基づき、貯金、保険金等の払渡しを行うために必要となる資金を前受けしているものです。取引金額については、平均残高を記載しております。
 - ③ 受託業務未決済金は、受託業務に伴い発生する郵便局窓口資金の受払について、各社と資金決済を行っております。取引金額については、取引日の原則2日後に決済を行っており、金額が多額であることから記載しておりません。
3. 上記のほか、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）」に基づき、当連結会計年度から郵便局ネットワークの維持に不可欠な費用は、当社が負担すべき額を除き、金融2社からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から当社に交付される交付金で賄われることとなっております。当連結会計年度に当社が郵政管理・支援機構から交付を受けた交付金の額は295,273百万円であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

日本郵政株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	(円)	90,204.47	84,554.72
1株当たり当期純利益金額	(円)	12,661.43	8,715.53

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (2019年3月31日)	当連結会計年度末 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	(百万円)	915,130	855,378
純資産の部の合計額から控除 する金額	(百万円)	13,085	9,831
うち非支配株主持分	(百万円)	13,085	9,831
普通株式に係る期末の純資産額	(百万円)	902,044	845,547
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	(千株)	10,000	10,000

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	126,614	87,155
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	126,614	87,155
普通株式の期中平均株式数	(千株)	10,000	10,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	124,752	159,972	1.72	—
1年以内に返済予定の長期借入金	76,509	108,804	2.31	—
1年以内に返済予定のリース債務	867	28,500	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	75,760	23,324	3.02	2021年6月～ 2022年7月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	16,595	148,492	—	2021年4月～ 2060年1月
合計	294,484	469,092	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 一部の連結子会社において、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、リース債務の平均利率の欄に記載を行っておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	23,313	11	—	—
リース債務	20,039	18,463	16,889	12,826

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 1,782,383	※3 1,845,150
営業未収入金	※1 260,397	※1 221,252
たな卸資産	※2 10,835	※2 20,101
前払費用	3,156	2,934
未収入金	※1 23,672	※1 15,669
銀行代理業務未決済金	22,767	—
その他	23,977	23,028
貸倒引当金	△171	△226
流動資産合計	2,127,019	2,127,910
固定資産		
有形固定資産		
建物	943,627	897,848
構築物	29,280	29,367
機械及び装置	25,937	24,235
車両運搬具	13,218	12,667
工具、器具及び備品	51,570	36,005
土地	1,226,939	1,223,751
建設仮勘定	84,713	70,839
有形固定資産合計	※5 2,375,287	※5 2,294,716
無形固定資産		
借地権	1,665	1,663
容積利用権	14,077	14,077
ソフトウェア	40,369	33,815
その他	2,509	775
無形固定資産合計	58,622	50,331
投資その他の資産		
投資有価証券	1,804	1,741
関係会社株式	116,762	50,762
破産更生債権等	1,999	2,200
長期前払費用	10,548	9,423
その他	※1 5,942	※1 6,281
貸倒引当金	△1,995	△2,200
投資その他の資産合計	135,060	68,209
固定資産合計	2,568,970	2,413,257
資産合計	4,695,990	4,541,168

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	※1 70,862	※1 58,729
未払金	※1 268,268	※1 245,706
銀行代理業務未決済金	—	3,160
生命保険代理業務未決済金	2,577	1,004
未払費用	※1 43,117	34,440
未払法人税等	14,284	14,619
未払消費税等	56,209	27,101
前受郵便料	47,278	45,063
預り金	※1 277,500	※1 244,927
郵便局資金預り金	870,000	870,000
賞与引当金	103,834	104,816
その他	※1 3,182	※1 8,983
流動負債合計	1,757,116	1,658,553
固定負債		
退職給付引当金	2,158,667	2,126,818
役員株式給付引当金	310	280
店舗建替等損失引当金	197	197
繰延税金負債	757	923
その他	※1 72,839	※1 76,294
固定負債合計	2,232,771	2,204,514
負債合計	3,989,888	3,863,067
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,000	400,000
資本剰余金		
資本準備金	142,510	142,510
資本剰余金合計	142,510	142,510
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	6,540	4,692
固定資産圧縮積立金	1,664	2,063
繰越利益剰余金	155,356	128,825
利益剰余金合計	163,561	135,582
株主資本合計	706,071	678,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	30	7
評価・換算差額等合計	30	7
純資産合計	706,102	678,100
負債純資産合計	4,695,990	4,541,168

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業収益		
郵便業務等収益	※1 2,071,131	※1 2,095,959
銀行代理業務手数料	600,661	369,716
生命保険代理業務手数料	358,100	248,798
郵便局ネットワーク維持交付金	—	295,273
その他の営業収益	※1 89,753	※1 84,627
営業収益合計	3,119,646	3,094,375
営業原価	※1 2,746,349	※1 2,707,185
営業総利益	373,296	387,189
販売費及び一般管理費	※1, ※2 200,513	※1, ※2 202,725
営業利益	172,782	184,463
営業外収益		
受取配当金	※1 1,447	※1 2,244
受取手数料	※1 1,495	※1 1,508
その他	※1 3,550	※1 2,029
営業外収益合計	6,493	5,782
営業外費用		
支払利息	582	562
減価償却費	259	185
貸倒引当金繰入額	184	381
その他	1,143	691
営業外費用合計	2,170	1,821
経常利益	177,105	188,424
特別利益		
固定資産売却益	12	1,154
移転補償金	2,340	1,536
老朽化対策工事に係る負担金受入額	※1, ※3 20,216	※1, ※3 12,094
その他	370	27
特別利益合計	22,939	14,813
特別損失		
固定資産売却損	19	4
固定資産除却損	2,882	2,633
減損損失	7,556	7,839
関係会社株式評価損	—	※4 65,295
老朽化対策工事に係る損失	※1, ※5 20,216	※1, ※5 12,094
その他	14	382
特別損失合計	30,688	88,250
税引前当期純利益	169,356	114,987
法人税、住民税及び事業税	35,774	41,499
法人税等調整額	—	176
法人税等合計	35,774	41,675
当期純利益	133,581	73,312

【営業原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1 人件費					
給与手当		1,384,649		1,346,040	
賞与		202,064		201,408	
賞与引当金繰入額		97,846		98,976	
退職給付費用		93,176		91,048	
法定福利費		268,625		265,062	
人件費計		2,046,362	74.5	2,002,536	74.0
2 経費					
施設使用料		64,475		64,575	
減価償却費		117,826		118,752	
租税公課		23,291		23,264	
集配運送委託費		252,140		244,851	
その他		242,253		253,204	
経費計		699,986	25.5	704,648	26.0
営業原価合計		2,746,349	100.0	2,707,185	100.0

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	400,000	142,510	142,510
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
特別償却準備金の取崩			
特別償却準備金の積立			
固定資産圧縮積立金の積立			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	400,000	142,510	142,510

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,388	1,664	49,165	59,218	601,728
当期変動額					
剰余金の配当			△29,238	△29,238	△29,238
当期純利益			133,581	133,581	133,581
特別償却準備金の取崩	△1,849		1,849	—	—
特別償却準備金の積立	1		△1	—	—
固定資産圧縮積立金の積立					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△1,848	—	106,191	104,342	104,342
当期末残高	6,540	1,664	155,356	163,561	706,071

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△27	△27	601,701
当期変動額			
剰余金の配当			△29,238
当期純利益			133,581
特別償却準備金の取崩			—
特別償却準備金の積立			—
固定資産圧縮積立金の 積立			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	57	57	57
当期変動額合計	57	57	104,400
当期末残高	30	30	706,102

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	400,000	142,510	142,510
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
特別償却準備金の取崩			
特別償却準備金の積立			
固定資産圧縮積立金の積立			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	400,000	142,510	142,510

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	6,540	1,664	155,356	163,561	706,071
当期変動額					
剰余金の配当			△101,291	△101,291	△101,291
当期純利益			73,312	73,312	73,312
特別償却準備金の取崩	△1,847		1,847	—	—
特別償却準備金の積立					—
固定資産圧縮積立金の 積立		399	△399	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△1,847	399	△26,531	△27,979	△27,979
当期末残高	4,692	2,063	128,825	135,582	678,092

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	30	30	706,102
当期変動額			
剰余金の配当			△101,291
当期純利益			73,312
特別償却準備金の取崩			—
特別償却準備金の積立			—
固定資産圧縮積立金の 積立			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△22	△22	△22
当期変動額合計	△22	△22	△28,001
当期末残高	7	7	678,100

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち、株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産及び仕掛不動産

個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によりしております。

(2) その他のたな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によりしております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～75年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によりしております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によりしております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員株式給付引当金

当社が定める規程に基づき、執行役員等に対する当社親会社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 店舗建替等損失引当金

不動産開発事業に伴う店舗の建替え等に際して発生する損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。具体的には、既存建物の帳簿価額に係る損失見込額及び撤去費用見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

日本郵政株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)」において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

1. 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「営業外収益」に表示していた「助成金収入」1,122百万円、「その他」2,427百万円は、「その他」3,550百万円として組替えております。

2. 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「環境対策費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「営業外費用」に表示していた「環境対策費」611百万円、「その他」532百万円は、「その他」1,143百万円として組替えております。

(追加情報)

当社は、不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認められたことにより、2019年12月27日、総務大臣及び金融庁より保険業法等に基づく行政処分（業務の一部停止命令及び業務改善命令）を受けました。当該行政処分を厳粛に受け止め、2020年1月31日に総務大臣及び金融庁へ提出した業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置付け、今後、二度とこのような事態を起さぬよう取り組んでまいります。

なお、2020年1月31日に、日本郵政株式会社及び株式会社かんぽ生命保険と連名で公表した「業務改善計画について」に記載の調査により、法令違反等、株式会社かんぽ生命保険との間で定めた不祥事故に該当する場合は、代理店手数料規程により生命保険代理業務手数料の減額が生じることとなります。これに伴い、今後発生する減少額を合理的に見積り、流動負債の「その他」に4,140百万円を引当計上しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	22,977百万円	14,471百万円
長期金銭債権	87 "	87 "
短期金銭債務	55,568 "	56,176 "
長期金銭債務	145 "	167 "

※2. たな卸資産の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
販売用不動産	一百万円	2,953百万円
仕掛不動産	1,882 "	8,295 "
商品	1,711 "	2,009 "
貯蔵品	7,241 "	6,844 "

※3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

日本銀行歳入復代理店事務のため担保に供している資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
流動資産「現金及び預金」	15,070百万円	15,190百万円

4. 偶発債務

(1) 借入局舎

一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、当社がその全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、決算日現在、発生する可能性のある解約補償額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	73,885百万円	68,829百万円

なお、当社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

(2) 保証債務

当社子会社のToll Finance Pty Ltd及びToll Networks (NZ) Ltdの借入金に対し、次のとおり保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)	
Toll Finance Pty Ltd	－ 百万円	143,394百万円	(1,200百万HKD) (800百万SGD) (450百万AUD) (328百万USD)
Toll Networks (NZ) Ltd	－ 百万円	7,447百万円	(68百万USD)

当社は2020年3月23日の取締役会において、当社子会社であるToll Finance Pty Ltdの借入金等に係る債務保証を行うことを決議しております。

なお、当事業年度末の借入金に係る債務保証の極度額は169,391百万円であります。

また、2020年4月1日から2020年6月24日までの間に、Toll Finance Pty Ltdの借入金等に対し、極度額127,712百万円の債務保証を行っております。

※5. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	77,754百万円	77,431百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(31,602百万円)	(735百万円)

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	37,342百万円	36,842百万円
営業費用	178,444 "	178,489 "
営業取引以外の取引 (収入分)	23,138 "	15,764 "
営業取引以外の取引 (支出分)	1,900 "	790 "

※2. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当	56,583百万円	58,428百万円
支払手数料	32,905 "	32,836 "
減価償却費	11,258 "	10,063 "
租税公課	23,069 "	23,528 "

※3. 老朽化対策工事に係る負担金受入額

当社は、親会社である日本郵政株式会社から老朽化対策工事に係る負担金として、「特別損失」の「老朽化対策工事に係る損失」として計上した金額と同額の金銭を受け入れることとしております。

※4. 関係会社株式評価損

当社子会社のToll Holdings Limitedの業績悪化に伴い、株式の実質価額が投資簿価と比べ著しく低下したため、同社株式の減損処理を行い、関係会社株式評価損として65,295百万円を特別損失に計上しております。

※5. 老朽化対策工事に係る損失

当社は、これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等や耐震改修を要する借入郵便局局舎に対して、緊急に必要な工事を実施することとしております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。これら株式には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産		
子会社株式	115,962百万円	49,859百万円
関連会社株式	800 "	902 "
合計	116,762百万円	50,762百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	661,446百万円	651,709百万円
賞与引当金	31,798 "	32,099 "
税務上の繰越欠損金	9,667 "	5,049 "
減価償却費超過額	11,606 "	13,380 "
貸倒引当金	663 "	743 "
減損損失	1,678 "	2,106 "
関係会社株式評価損	166,284 "	186,282 "
その他	20,883 "	18,824 "
繰延税金資産小計	904,029百万円	910,196百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,667 "	△5,049 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△891,474 "	△903,075 "
評価性引当額小計	△901,142百万円	△908,124百万円
繰延税金資産合計	2,887百万円	2,071百万円
繰延税金負債		
特別償却準備金	△2,887百万円	△2,071百万円
固定資産圧縮積立金	△743 "	△920 "
その他有価証券評価差額金	△13 "	△3 "
繰延税金負債合計	△3,644百万円	△2,995百万円
繰延税金資産(△は負債)の純額	△757百万円	△923百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.2 "	△6.3 "
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6 "	1.0 "
評価性引当額の増減	△7.7 "	6.7 "
住民税均等割	2.4 "	3.3 "
その他	0.4 "	0.9 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.1%	36.2%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

当事業年度末における有価証券の金額は、当事業年度末における資産の総額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	943,627	38,396	8,444 (6,172)	75,729	897,848	808,814	1,706,663
	構築物	29,280	2,853	171 (62)	2,595	29,367	30,157	59,525
	機械及び装置	25,937	2,358	104 (7)	3,955	24,235	38,932	63,167
	車両運搬具	13,218	7,420	34	7,937	12,667	56,703	69,371
	工具、器具及び備品	51,570	5,177	143 (2)	20,598	36,005	134,047	170,052
	土地	1,226,939	984	4,172 (1,591)	—	1,223,751	—	1,223,751
	建設仮勘定	84,713	27,606	41,480	—	70,839	—	70,839
	計	2,375,287	84,798	54,552 (7,836)	110,816	2,294,716	1,068,656	3,363,372
無形 固定 資産	借地権	1,665	—	2 (2)	—	1,663	—	1,663
	容積利用権	14,077	—	—	—	14,077	—	14,077
	ソフトウェア	40,369	12,008	298	18,263	33,815	102,082	135,898
	その他	2,509	10,582	12,284 (0)	32	775	329	1,104
	計	58,622	22,590	12,585 (2)	18,295	50,331	102,412	152,744
	長期前払費用	10,548	685	557 (0)	1,252	9,423	4,683	14,107

(注) 「当期減少額」欄の()内の金額は内数で、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	2,167	565	305	2,427
賞与引当金	103,834	104,816	103,834	104,816
役員株式給付引当金	310	83	113	280
店舗建替等損失引当金	197	—	—	197

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	当社は株券を発行していません。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	該当事項はありません。
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
名義書換手数料	該当事項はありません。
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	該当事項はありません。
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.post.japanpost.jp/about/financial.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。